

10月9日（水）

出席委員

委員長 大倉 たかひろ 君
副委員長 芹 澤 裕次郎 君
同 つ る 伸一郎 君
委員 おくの 晋 治 君
同 くにば 雄 大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西 村 直 子 君
同 小 芝 新 君
同 せ お 麻 里 君
同 松 澤 和 昌 君
同 のだて 稔 史 君
同 筒井 ようすけ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 田 中 さやか 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 湯 澤 一 貴 君
同 横 山 由香理 君
同 高 橋 伸 明 君
同 石 田 ちひろ 君

委員 安 藤 たい作 君
同 高 橋 しんじ 君
同 須 貝 行 宏 君
同 あくつ 広 王 君
同 鈴 木 博 君
同 木 村 けんご 君
同 中 塚 亮 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 あ べ 祐美子 君
同 西 本 たか子 君
同 藤 原 正 則 君
同 こんの 孝 子 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

渡 辺 裕 一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企 画 部 財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 部 総 務 課 長
立 川 正 君

地域振興部生活安全担当課長
黛 和 範 君

文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック準備課長
辻 亜 紀 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

都市環境部環境課長
小 林 剛 君

防災まちづくり部防災課長
中 島 秀 介 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
有 馬 勝 君

教育委員会事務局学校施設担当課長
若 生 純 一 君

教育委員会事務局学務課長
篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局指導課長
工 藤 和 志 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

教育委員会事務局品川図書館長
横 山 莉 美 子 君

区 議 会 事 務 局 長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○大倉委員長 おはようございます。ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

それでは、平成30年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち第7款教育費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の説明をお願いします。

○齋藤会計管理者 おはようございます。

それでは、第7款教育費をご説明申し上げます。決算書336ページ中ほどをお願いいたします。

第7款教育費は、左から2列目、計に並んで、予算現額251億981万5,000円、支出済額は241億2,975万3,742円で、執行率は96.1%、対前年度比は64億285万1,570円、36.1%の増であります。増の主なものは、学校改築推進経費であります。

1項教育総務費の支出済額は94億9,776万9,860円で、執行率は96.3%であります。

1目教育推進費では、委員報酬や文化財保存活用、義務教育施設整備基金積立金などを支出いたしました。

338ページ、下の行にまいりまして、2目学務費では、校外授業費や就学援助費などを支出いたしました。

342ページにまいりまして、3目教育指導費では、区固有教員給与、生徒指導、いじめ防止対策、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、特別支援学級の運営のほか、イングリッシュキャンプ、品川コミュニティ・スクールフェスタの開催などを行いました。

352ページ中ほど、4目図書館費では、資料充実費の支出、地区図書館の運営費などであります。

354ページにまいりまして、下の行、2項学校教育費の支出済額は146億3,198万3,882円で、執行率は95.9%であります。1目学校管理費では、学校ICT活用、校庭人工芝生花などの学校環境整備、給食調理業務の代行、児童・生徒の検診のほか、芳水小学校、城南小学校、後地小学校の校舎等改築工事などの経費を支出いたしました。

以上で、説明を終わります。

○大倉委員長 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在30名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。せお麻里委員。

○せお委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

私からは、351ページ、特別支援教育費についてお聞きいたします。

突然ですが、インクルーシブ教育とは、障害がある人もない人もすべての子どもと一緒に地域で学ぶということだと私は考えています。2008年に国連で障害者の権利に関する条約が発効され、そちらに初めてインクルーシブ教育という言葉が記されました。そして2014年には、日本もそれに批准して、国内の法改正がなされました。批准したということは、日本としてもインクルーシブ教育をやりますと宣言したことになります。

まず、先ほど申しましたインクルーシブ教育の定義ですが、カナダのInclusion BCというホームページでは、すべての生徒がその住んでいる地域の年齢相当のレギュラークラスに迎え入れられて通学し、学校生活の活動全てを学習し、参加貢献すると書かれています。

一方、アメリカのPBS parentsというホームページでは、インクルーシブ教育は障害のない子どもと障害のある子どもが同一のクラスで学ぶことで成立しますと書かれています。

では、日本の解釈はどうでしょうか。文部科学省の共生社会の形成に向けたインクルーシブシステム構築のための特別支援教育の推進において、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みとしつつも、「個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、」「教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」「通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」

要は、特別支援学級、特別支援学校もインクルーシブ教育に含まれます、ということです。「連続性のある」はハテナだらけなのですが、それは置いておきます。特別支援学級や特別支援学校など、クラスを分けて教育を行っていることが、果たして世界が言っているインクルーシブ教育なのでしょう。私は違うと思っています。特別支援学級や特別支援学校が必要ないとは言っていない。今の日本の現状では、むしろ必要だと思っています。

その理由は、普通学級でのすべての児童の受入態勢が整っていないからです。選択肢が多くあるということはとてもいいことだと思います。ただ、選択肢があるということは、例えば重症障害児が普通学級を選ぶということも想定しないといけません。私からは、まずは普通学級ですべての児童を受け入れられる態勢を、少しずつで結構ですので整えていただきたいと、まずはざっくりですが要望いたします。

そこでお聞きします。成果報告書の43ページに、特別支援教室、特別支援学級の開設校の数と、特別支援教室利用児童数が記載されています。特に利用児童数は、目標488人と書かれていて、「目標」という言葉には少し違和感が残るのですが。念のためお聞きしたいのですが、就学相談などで少し課題をお持ちのお子さんがいらしたら、特別支援のほうへ意図的にというか、なるべく普通学級とは分けてという方向性であったりはしないでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 インクルーシブ教育に関してのご意見をいただきました。せお委員より、インクルーシブ教育の定義、考え方等について、冒頭ご紹介いただきましたが、レギュラークラスに所属することを考えようとする国もございますし、米国におきましては特別支援学校もございます。special educationは米国においてはかなり進んでおりまして、それぞれ選択できるという状況がございます。

日本におきましても、インクルーシブ教育システムをどのように構築していくかは、文部科学省が数年前より力を入れておりまして、本区も文部科学省より直接、モデルの学校、そしてモデルの区としてシステムの柔軟なあり方について検証してきた経緯がこれまでございます。個別のニーズに最も適した学びの場、その発達段階においてどこなのかということもいろいろ提案できるようにしていく選択肢を1つでも多くしていこうというのが日本の現代における特別支援教育の充実という考え方でございまして、これはインクルーシブ教育によって進めていく共生社会の実現に一致するものだというふうに、文部科学省では特別支援教育の在り方に関する特別委員会でもこれまで議論がなされてきたというふうに認識しているところでございます。

現在、お問い合わせいただきました本区の就学相談におきましては、保護者、ご本人の様子など、あるいはご希望等もお聞きしながら、例えば就学前の段階の様子なども場合によっては見に行ったり、あるいは直接、普段、保育、教育を担当されている幼稚園、保育園の方からも、可能な限り、共通理解の情報をいただいたりしながら、ご本人が1年生に入学するにあたって、今の発達段階から最も成長が考

えられる環境はどこだろうか、あるいは、特別支援教室の利用がいいですよとお勧めする、あるいは逆に、保護者のほうから、ぜひしたいというふうにご希望いただいても、「いや、まだもう少し様子を見ましょう、通常の学級だけで十分大丈夫ですよ」というケースも中にはございますので、それは話し合いながらやっておりますので、意図的に分けるというような考え方は、本区においては持っておりません。あくまでも何かがご本人にとって一番いいのかを相談をしながら、ケースによっては3月31日まで、ぎりぎり検討を重ねた上で、あるいは4月になって入学をした以降も、もう少し話し合いを継続しているようなケースも中にはございます。

なお、成果報告書にございます目標値は、これだけのニーズが多分あるだろう、そこに対してしっかりと準備をしておこうという意味でございますので、何が何でも意図的に通常の学級のお子さんを特別支援学級に振り分けるというようなご心配には及びません。

○せお委員 ありがとうございます。安心いたしました。ぜひ障害がある子もない子も個別性を重視していただいて、その子に合った場所で教育が受けられるようアドバイスしていただけるとありがたいです。

現在は、発達障害という概念が広まり、その言葉がないころには個性として捉えられていたものを、発達障害と捉えてしまっている方も中にはいらっしゃいます。しかし、発達障害のお子さんが増加しているのは確かです。それに伴い、普通学級、特別支援学級が定員となり、比較的軽度の障害のお子さんでも、地域の学校へは通えないという現象も起きています。

では、先ほどのお話に戻って、普通学級ですべての児童を受け入れるということに近づくには、まず何をしたらよいのかと思うのですが。個人的な考えになりますが、比較的多くの支援を必要とする児童を想定して準備していただければ、怖いものなしというか、かなり整う方向へ近づくのではないのでしょうか。もちろん教員不足、専門職の不足、医療機器、関連機器などの高額支出、さまざまな課題はありますが、新しい教育を多く取れ入れている品川区がインクルーシブ教育の日本のトップのほうのモデルとなっていたら、こんなに喜ばしいことはありません。

そこでお聞きします。比較的多くの支援が必要な児童である医療的ケア児ですが、品川区での普通学級への受入状況、そして、どのように支援しているのかをお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 通常の学級にさまざまなお子様が入学できる状況、あわせて医療的ケアを必要としている児童が入学する際などの実際の対応等についてお問い合わせいただきました。

まず、本区においては、都立特別支援学校に在籍するお子さんからの複籍交流の希望につきましては、100%教育委員会がこれを受け入れる形で、それぞれ地域の学校のほうに連絡をして、個々の障害の状況、実態に応じて、まずは、おたより等の交流からスタートして、あるいは、運動会に来て一緒に参加をしたり、あるいは、月1回来て、給食と一緒に参加するなどのケースもございました。個々に対応しているところでございます。

まずそのような形を進め、さらに医療的ケアにつきましては、現在も、例えば導尿が必要であったり、あるいは、酸素ボンベをご自身でリュックのような形で背負って十分通学ができるということで、ダイヤル調整についても問題なくご自身でできて、あるいは、必要があれば保護者の方が駆けつけていただけるというような状況でこれまでも通学しているケース、あるいは、医療的ケアとして、経管栄養すとか、たんの吸引の行為が看護師あるいは家族でないといけないような状況のあるケースも、これまで9年間、通常学級で過ごしていただいたケースも本区にはございます。その場合には、学習支援員を配置したり、介助員を配置するなどの可能な限りの対応を区としてはしてきているところでございます。

現在、看護師の配置は、東京都よりまだ配置がございませんので、そこにつきましては、もう少し研究している最中でございます。

○せお委員 ありがとうございます。今の教育現場では、保護者の方の支援なくして医療的ケア児の普通学級での在籍は難しいということは理解できます。でも、自分の子どもがどのような個性を持っていたとしても、地域の学校に通わせて、地域の皆さんと一緒に暮らしてほしいと思うのは自然な考え方ではないでしょうか。そして学校に保護者がいるという状況は、教師、ほかの生徒、もちろん本人にとってもあまりよい環境とは言えません。医療的ケア児といっても一括りにはできなくて、それこそ多様性があるのですが、やはり医療行為が必要なので、看護師等が必要なときもあります。

そこでご提案なのですが、文部科学省の事業で、医療的ケアのための看護師配置事業というものがあり、要は、看護師を学校などに配置するときに補助が出ますという事業です。こちらを活用しつつ、看護師を配置する学校を少しずつ増やしていくというのはいかがお考えでしょうか。

さらに、平成24年からは、介護士や学校の教職員についても、研修を修了し認定されれば、一定の条件のもとに喀痰吸引や経管栄養が実施できるようになっています。こちらの研修を積極的になるべく多くの職員に受けていただくというのは、今、実施されていますでしょうか。この2点をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 医療的ケアの対応のために、2点、お問い合わせいただきました。

看護師の文部科学省にある都道府県、区市町村への支援という部分は、全国で1,800名分の看護師の配置という計画の情報は私も聞いているところでございます。ただ、これは東京都がまずございますので、そちらで都立特別支援学校に看護師を配置し、さらに令和2年度より東京都立の特別支援学校は、これまで通学が難しく訪問学級の対象となっていた重度の呼吸器の調整のある方への対応の看護師をさらに増やしていったって、これまで訪問しかできなかった重度のお子さんが、特別支援学校に通える部分を実現しますというふうに、東京都教育委員会は先だって公表したところでございます。

区の実態でございますが、本区においては、医療的ケアとして、看護師の資格のない教員が対応するというケースは、これまでもございません。

なお、東京都教育委員会は、特別支援学校の教員においては、研修を受けて、保護者の同意のもとで医療的ケア、例えば経管栄養など、私も都立特別支援学校時代には行っておりましたので、今後も続けていくというふうに伺っておりますが、区立学校の教員が行うことは、東京都教育委員会としては、教員配置の関係上も考えていない、想定していないというふうに見解を聞いているところでございます。

○せお委員 ありがとうございます。昨日もインクルーシブ公園のところで申し上げました。インクルージョンにおける意義は、世の中には多様な人がいるということを自然と感じ、自然と意識し、それが学びとなることです。子どものころから相互理解できるスキルが自然と身につきます。大人になってからそれを学ぶのは難しいです。ぜひ品川区から本当の意味のインクルーシブ教育に近づけていただきたいと思います。

○大倉委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお願いたします。私からは、345ページ、教職員支援経費、349ページ、マイスクール運営費、351ページ、特別支援教育費、項目が見当たりませんでした。先日の台風15号での学校の緊急対応について伺ってまいります。時間が許す限り、順不同で伺います。

まずは、先日の台風15号での学校緊急対応について伺います。

台風15号の朝、品川区の学校は休校になりました。品川区のルールでは、7時の時点で気象庁ホー

ホームページで警報が出ていれば休校になると思います。保護者が自分で気象庁ホームページを確認します。ですが、当日は警報が出ながらも外は晴れており、ある小学校では、何人かの子どもたちが登校してしまっていたそうです。どれくらいの児童が登校してしまっていたか、もし把握しておられたら教えてください。

また、現在の休校時連絡方法について伺います。気象庁ホームページは更新されます。これが問題だと思っております。例えば、7時を過ぎてホームページを見た保護者は、その時点で警報が解除されていますと、7時段階で警報が出ていたことをホームページ上で確認できない場合があります。更新されてしまうからです。当時、区内小学校の対応は、メール配信で休校の連絡がある小学校とない小学校が混在していました。しかし、このメール配信は行わないのが基本だと伺っております。今回の台風15号の休校対応について改めてお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 大雨特別警報あるいは暴風警報等が本区の地域に発令されていて、児童・生徒の登下校に非常に危険を感じられる場合を想定して、ご案内いただきましたとおり、区としてルールを定めております。朝7時の段階で、暴風につきましては警報でございますが、大雨は以前は警報でしたけれども、特別警報の場合に改めたところでございます。これはお隣の大田区も同様のルールとなっております。

今回、台風15号に関しましては、朝7時の段階で発令している状況でした。たしか9時14分に発令解除となりましたが、これは区役所のホームページトップページには、そのような発令があるときには赤いバーで本区において暴風警報が発令されているということは常に更新が出ている状態でございます。それをご覧になった保護者もたくさんございます。あるいは、しなメールに登録している保護者の方には、何時何分発令された、解除されたというのが、私も登録しておりますので、私のところのスマホにも届くようなシステムがございますので、そういったさまざまな形で情報は入手しております。1つの基準として、ずれがあるといけませんので、本区も基準にしているのが気象庁の東京23区西部地域の中に品川区は所属しておりますので、そこにどのような警報が出ているか、特別警報が出ているかという状況を判断の根拠としているところでございます。

なお、3・11の際に都内で一斉にメールが配信された影響で、かなり時間がかかったという反省から、やはりメール配信は何時に届くかわからないということがございますので、早め早めに情報提供、要するに、学校が今回も前の休業に入る前、金曜日あるいは土曜授業の段階で、台風に乗っていつものルールですというのは各校からご家庭にプリントを再度配布する学校もございましたし、年度の頭に保護者会等で説明をさせていただくと同時に、学校のホームページにもルールについては載っているところでございます。引き続き、周知に努めてまいりたいと思います。

○西村委員 ありがとうございます。この問題は大変重要だと思っております。さまざまな自治体に確認しますと、アプリやメールでの配信というのがほとんどでして、確かに3・11のときのような状況も鑑みながら、今の体制に合わせた保護者すべてに行き届く方法をもう一度ぜひお考えいただきたいと思っております。7時ぴったりに気象庁ホームページを確認できないですとか、品川区のホームページに掲載されていることを知らなかったという親もおりますし、とにかく家を出て学校に向かってしまう子どもをなくさねばならないというふうに思っております。

例えばですが、まもるうちに「今日はお休み」とシステムで表示することは可能でしょうか。他自治体で多く取り入れられておりますような連絡アプリもぜひともご検討いただきたいと思っております。

次に、マイスクール運営費より伺ってまいります。

不登校児が増える昨今、通級に通う小学生の中で、中学になると学校に通わなくなる子どもも多いと現場の教員より伺いました。先日、ある区内の中学を辞めて不登校になったという高校生に出会いました。今は区外のフリースクールに通っており、「俺はただのニートのゲーマーですよ」と笑う表情がすてきな好青年でした。将来はプログラマーになりたいと言います。ですが、中学時代は本当に苦しかったと言っていました。

マイスクールやホームスクールなどの多様な公教育の場の環境整備をさらに進めていただきたいと思います。学校に行き場がないことは、自殺につながりやすく、まさに行政が対応すべきことと思います。今後の展開、またホームスクールなど多様な学び方についての区の考え、支援状況をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 まず先に、先ほどの台風関連でお問い合わせいただいた中の登校してしまった児童ですが、全体の数ではございませんが、各校1名か2名はいたということで、安全に帰れるようにそれぞれの学校で少し職員室で話をしたりとか、保護者にご連絡をとらせていただくなど対応したところでございます。

マイスクールに関するお問い合わせです。ご案内いただいたとおり、さまざまな理由から自分の学校に通うことが難しいお子さん、これは全国的に増えている傾向で、本区においても出現率は少しずつ深まっているという実態にはございますので、この数年、マイスクール八潮しかなかった適応指導教室を、五反田と浜川にも増やしまして、3か所体制で、メニューも増やすような形で工夫をしているところでございます。

また、家庭でどのような形でホームスクールを行うのか、あるいはフリースクールにいかに通うのか、さまざまな選択肢が出てきている時代でございますので、どのような状況がご本人の学びにとって有益であるかという部分は、ご家庭からよく情報を聞きながら、各校が出席扱いできるかどうかについては判断をできるという実態でございます。

○有馬庶務課長 まもるっちでのメール配信ということでございますけれども、それは現段階では難しいかと考えております。

○大倉委員長 連絡アプリの検討については。

○有馬庶務課長 連絡アプリのほうについても今後の課題とさせていただければと思います。生活安全担当のほうともよく協議をしながらという話になると思います。

○西村委員 ありがとうございます。マイスクールに関しては、自宅の近くのところには行きたくないという生徒もいると思いますので、ぜひとも品川区にバランスよく設営をお願いしたいと思っております。必要な児童が必要な支援を受けられるよう、受け皿となる環境整備と人員確保のさらなる拡充を要望いたします。

最後に、スクール・サポート・スタッフについて伺います。

丸つけや印刷など、教職員でなくてもできる仕事をやってもらって大変に助かっていると現場の先生からも好評だと思えます。私のほうにも声が届いております。スクール・サポート・スタッフの勤務を強化する予定はあるでしょうか。現在の配置状況と取り組みの評価、次年度以降の展望を伺います。

○工藤指導課長 スクール・サポート・スタッフ配置事業に関するお尋ねをいただきました。本事業につきましては、委員ご案内のとおり、教員の事務作業等を補助する人材を配置することにより、教員の負担軽減を図り、学校教育の質の向上を図るものでございます。事業開始年度は平成30年度でございまして、本事業につきましては、東京都からの経費の補助をいただくという事業でございます。平成

30年度につきましては、事業開始当初は15校への配置がございましたけれども、年度途中に追加がございまして、3校追加で、18校に配置したところでございます。

本事業の拡大に伴いまして、令和元年度につきましては、46校、品川区では全校に配置が完了しているところでございます。引き続き、都の状況等も鑑みながら、お声としては、やはり教員が授業の準備、その内容の検討に時間がかけられるなどの声をいただいておりますので、都の動きを注視しながら拡大を順次要請していきたいと考えてございます。

○西村委員 ありがとうございます。子どもに関わる大人に余裕があることが子どもの心に大きな影響を与えと思います。ぜひとも引き続き配置をしていただきながら、教職員が余裕を持って児童の対応にあたれるよう要望いたします。よろしくお願いいたします。

○大倉委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。345ページ、いじめ防止対策費、353ページ、図書館運営費からお伺いいたします。

まず、いじめ防止対策費に関連いたしまして、品川区における子どもの権利条約の学びの場についてお伺いいたします。

本年は、1989年11月20日、国連で子どもの権利条約が採択されて30年、日本が批准してより25年となります。品川区のホームページには、次のように載せられております。「今日も、日本や世界では子どもを取り巻くさまざまな人権侵害が起きています。『子どもの人権』は、子どもだけでは守ることはできません。だからこそ、大人たちの社会の中に、『子ども権利条約』が誕生しました。ここでは、子どもにとって最も大切な4つの権利についてご紹介します」として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この4つが紹介されております。世界中のすべての子どもたちが持っている権利についてまとめられた条約であり、前文から始まり、54条まである条約であります。

そこで、品川区の小学校、中学校、そして義務教育学校、この児童・生徒が子どもの権利条約を学ぶ機会があるのか、どういうところで学んでいるのかということをお伺いいたします。

○大関教育総合支援センター長 子どもの権利条約に関連することを学ぶ機会についてお問い合わせいただきました。子どもの権利条約の条文をどのようになっているという形を授業の中で学ぶというような単元の設定は、特にはございませんが、子どもたちは、例えば社会科の中で、自分たちの権利や日本国憲法などについて学ぶ場合に、子どもの、自分たちの人権はどうなっているかを学ぶ場面もございます。また、市民科の中で行う人権教育の中で、自分たちは大切にされる存在なのだということをさまざまな単元の中で学んでいく中で、自分で自分の権利について調べるような場面もございます。そのようなときにはインターネットを使って子どもの権利条約を調べる児童もおりますし、児童・生徒会役員懇談会などで自分たちの権利、いじめをどのようになくすかなどについて話し合う中について、子どもにとって、あるいは自分にとって、相手にとって、どのような人権があるのかということを調べるような児童・生徒もございます。したがって、教科書の中に直接子どもの権利条約の条文が出てくるような構成にはなっておりませんが、さまざまな機会を通して自分自身の権利は学んでいるところでございます。

また、3年生において、全校が行っているCAP、これは子どもの暴力防止を目的としたワークショップでございますけれども、これもやはり児童の権利をしっかりと学ぶというような趣旨に沿ったワークショップになっておりますので、さまざまな形で学んでいるところでございます。

○新妻委員 ありがとうございます。直接この権利条約を学ぶ場という時間はとっていないという

ことですが、さまざまな場を捉えて検索をする子どももいるということで、目に触れているところは何かしらあるということを確認いたしました。あえて子どもの権利条約、今本当に児童虐待、そして子どもが絡む事件・事故が多くなっているこの時代の中であって、子どもが品川区、また国の中で安全に平等に生活ができる、生きていかれるよう、そのことを学ぶ場を今後もしっかりとつくりたいと思います。そのことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

図書館経費について伺います。

先日の文教委員会で指定管理者に対するモニタリング評価の結果の中で、指定管理をされている図書館についても報告がありました。例えば、登録者が増えているものの来館者数が減っている。また、危機管理への備えを行っているなど報告がありました。図書館は今、本を借りる場のみならず、高齢者福祉課や地域と連携しての認知症カフェの定期開催や、また、行き場を失った子たちの居場所など、多様な役割を担っております。

品川図書館では、図書館に来館できない方、視覚障害や識字障害、身体に不自由がある方に対するサービスがされていると伺いました。

そこで、品川図書館で行われているサービスの内容をお聞かせください。

○横山品川図書館長 品川図書館で行われております障害者サービスについてのお問い合わせでございました。まず、品川図書館で行っておりますサービスにつきましては、活字を読むことが困難な障害のある方へ、音訳の資料であるとか、触る絵本であるとか、映像と組み合わせたマルチメディア・デージー等の提供をいたしております。また、肢体不自由等身体障害のある方や、要介護等で来館が困難な方のために、自宅へ配本するサービスや郵送するサービスを行っているところでございます。

○新妻委員 ありがとうございます。これはホームページに公開されておまして、さまざま手厚いサービスがされております。

例えば、品川図書館にないものに関しては取り寄せをしていただくとか、また、このサービスを行っているサピエというところに登録の手続きをしていただいているとか、また、事前申込制でありますけれども、対面朗読もしていただける、そのようなサービスが展開されております。また、図書館に来ることが困難な方には、自宅配本サービスも実施されているということでございますが、これらのサービスが実際に必要とされている方々にどのように周知されているのかということをお伺いすることが1点。

そしてまた、当事者だけではなく、このようなサービスがあるということを多くの区民が知ることが大事であります。必要としている人につながっていく、このようなことも含めて多くの方々への周知の見解を伺います。よろしくお願いします。

○横山品川図書館長 障害者サービスの周知についてお問い合わせいただきました。周知でございますが、そのような障害をお持ちの方が登録されている団体へのお知らせであるとか、また、製作しました資料のカタログにつきまして、特別支援学校やそのほかの施設について配布をするような形で周知してまいっております。また、ふくしまつりであるとか、機会を捉えまして、少しでもわかっているような形で周知ができるように、イベントに参加して、いろいろな工作会であるとか、親しみやすいようなイベントを企画しているところでございます。

○新妻委員 ありがとうございます。例えば、識字障害があると思われるような方、これは視覚障害とはまた違うと思いますけれども、学校への周知等もされているのかということも含めて後でご答弁をお願いいたします。

例えば、定期的に発行されている品川図書館の広報誌「L i L i L i (リー・リー・リー)」があ

ります。2016年10月に創刊し、年に2回から3回発行されている非常にセンスのいい広報誌があると思いますけれども、ここに載せていくとか、また、SNSを活用して発信をしていく、または品川図書館でのアカウントをつくってツイッター等でハッシュタグをつけて発信をしていく等、さまざまな形で周知の方法があるかと思います。これらのことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○横山品川図書館長 周知の方法でいろいろなアイデアをいただきました。ありがとうございます。まず、「L i L i L i」という広報誌につきましては、さまざまな図書館での仕組みややり方についてお知らせするページを設けてございますので、そちらのほうで周知をさせていただきたいと思います。過去に一、二度、ご紹介させていただいたことがあると思います。

また、SNSにつきましては、区のフェイスブックやツイッターでイベントについては周知させていただいているところですが、経常のサービスについてまだ不足している点があると思いますので、そちらを利用させていただき、将来的には図書館専用のアカウントをつくっての周知も検討してまいりたいと思います。

○新妻委員 ありがとうございます。どうぞご検討していただいて、多くの方が目に触れる場をつくっていただきたいと思います。

そして、図書館におけるW i - F i の環境整備について伺いたしますが、現状、どのような整備状況かお知らせください。

○横山品川図書館長 今、全館におきましてW i - F i の設置ができるかどうかの検討をし、準備を進めているところでございます。近い将来、全館で配備できる可能性がございます。

○新妻委員 ありがとうございます。図書館の中でのW i - F i の整備、多くの区民から声をいただいております。早めの設置をよろしくお願いいたします。

○大倉委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 347ページの学力定着度調査経費について伺いたいと思います。

これまでも小学校からの毎年行われる学力テストの弊害を指摘し、中止を求めてきました。まず、23区の中で区が独自に小学校から一斉学力テストを実施している区はどれぐらいあるのか伺いたいと思います。

また、最近では、千代田区立麴町中学校や世田谷区立桜丘中学校では、定期テストを全廃したとニュースにもなっておりました。品川区の中学校でも校長先生の判断で定期テストを廃止することは可能なのか伺いたいと思います。

○工藤指導課長 では、まず学力調査等につきましては他区も含めた状況等ということでございますけれども、他区が学力調査を独自に行っているかどうかということは、私どもで調査をしているところはございませんので、それについては把握していないところでございます。

また、定期テスト等の扱いというところでは、定期テストの位置づけというところもでございます。他区の事例をご紹介いただきましたけれども、私ども、校長の所管している授業の中ということであれば、もちろん教育委員会と相談の上ということもございますけれども、そういったことが可能かどうかというところであれば、実際にご紹介いただきました他区の事例でいっても、逆に、定期テストを行わないかわりに、単元末にそれぞれテストを行っているのと伺ってございます。回数としては増えている。どちらがいいのかという判断になるかと思いますが、そういった相談が学校からあった場合には、区教育委員会として相談をきちんとしていきたいと考えてございます。

○中塚委員 今回も小学校からの一斉学力テストということで取り上げさせていただきますが、ぜひ

他区の状況もよく把握していただきたいと思います。

私は、学校教育の目的、つまり、子どもがなぜ勉強をするのか、私はどうして勉強をするのか、その目的がテストの点数のためとなると、こんなにつまらない話はないと思っております。短期間に知識を記憶する勉強法は、一時的な知識の定着はあっても、すぐに忘れてしまいます。むしろおもしろさが得られず、勉強嫌いや、自分は勉強ができないと思う劣等感などをつくる原因にもなると思います。勉強がテストのためという子どもの勉強の捉え方、これは小学校からの毎年の一斉学力テストがつくっていると思いますが、いかがでしょうか。

○工藤指導課長 学力調査の目的についてのお尋ねでございます。まず、学力調査そのものの目的でございますが、学校教育の中で学力向上を行っていくということに関しましては、現在、国の学習指導要領の改訂、また、本区の教育要領の改訂でも盛り込んでございますが、これまで何を学ぶかというところが重視されてきておりましたけれども、今さらに重視されるべきところは、どのように学ぶか、何ができるようになるかというところ。児童・生徒の資質・能力のことで言えば、知識および技能を見につけることに合わせながら、判断力、表現力、思考力を高めると同時に、学びに向かう態度なども育成する、これが資質・能力と捉えてございます。

私どもが学力調査を行うときには、前年度の定着状況を把握し、それを把握した場合、児童・生徒にとっては自分が身について、まだ不十分であるところを認識しながら、またそれを教師が把握し、その教師がそれを指導に生かしていく、また必要に応じては補充していくことが可能になるというふうと考えてございます。

また、そういったことを可能にする授業改善に資するという部分ももちろんございますけれども、そういったところで基礎的な学力の定着を図りながら、先ほど申し上げましたように授業の中では主体的・対話的で深い学びを通しながら、将来、社会に出て働ける、実際には何ができるようになるか、どのように学ぶか、その学び方を学んだところで、子どもたちが新たな課題に対面したときに、みずからの力でその課題を解決し切り抜けていけるような力を身につけたい、これが目的であるというふうに認識しておりますので、そのために基礎学力の定着を図る、その定着度を見て指導に生かすことが必要であるというふうに認識してございます。

○中塚委員 授業の目的を区がそう捉えていても、毎年の小学校からの一斉学力テストの影響で、子どもは、勉強とはテストの点数のためだと思っている、そう捉えている、こういう状況が今あると思うのですけれども、これでよいのかと。私はよくないと思うのです。毎年の一斉学力テストの点数が子どもたちのものさしになってしまい、テストのための勉強だと子どもが捉える、こうした捉え方は正しくない、また一斉学力テストがそれをつくり出している、こう思うのですが、改めて伺いたいと思います。

○工藤指導課長 では、改めて学力調査の目的についてのお尋ねであると認識してございます。

平成29年度から平成30年度の学力定着度調査の結果でございますが、例えば2年生から6年生の定着度の様子を見てみますと、生徒数における分布で見ますと、おおむね各教科とも変わらないのですが、例えば課題として見られるもの、5年生の理科の段階でいくと、いわゆる学力層を四部位に分けたときのA、B、C、D、上位から分けますと、B層が減少し、A層が増加するということが見られたりしてございます。このB層が例えば減少する、こういったことが課題かと考えたときに、単元そのものでいきますと、例えば、「物のあたため方」、あるいは、「動物のからだのつくりと運動」、こういったところに対して課題が見られるというようなところがあれば、そういったところを授業改善に生かしていく。もちろん定着していなければ、学年進行すると次の学年になっておりますが、それは

同時に、その前の学年のところがやはり指導の検討ができる。学校においてはそういった授業改善に資するためにも必要であると考えてございます。そういったところで学力定着度調査は必要であるという認識でございます。

○中塚委員 私が伺ったのは、目的や成果のことではなく、一斉学力テストが、子どもたちは、勉強はテストのためにあると、そう捉えていることが問題ではないのかと指摘をさせていただきました。子どもたちが獲得すべき学力とは何なのかと、保護者も社会的にもよく議論をすべきことだと思っております。子どもたちがテストを繰り返すと、テストの点数が高い人が頭のいい人、低い人はその逆だとの捉え方を子どもたちは繰り返されるテストを通じて実感してしまっています。また、大人の中にもテストの点数や、テレビ番組で「東大王」というクイズ番組がありますが、幅広い知識や発想力に私も驚きますが、学校で獲得すべき学力とは、速く正解を多く出す力や、知識の量を競い合うのではなく、ましてそれを点数化して比べることではなくて、考える力や考える方法、正解に至るまでの考え方や解き方、それを下支えするさまざまな知識を具体的な社会的な事象の中で獲得していくことが大事であって、テスト勉強では学力はつかないと思いますが、いかがでしょうか。

○工藤指導課長 では、学力調査に関するお尋ねでございます。児童・生徒の捉えでございますけれども、平成30年度に行いました児童・生徒アンケートでは、例えば、「友達の個性を認めて、仲良くすることができている」という項目に対して、肯定的な回答をいただいたところは89.7%でございました。また、「自分が所属する集団の目標の達成に向け、自分の役割や責任を考えて行動できる」というものについては87.3%というものでいただいております。

また、年1回という実施回数を含めても、子どもは児童・生徒に対しての過度な負担になっているということは考えてございません。

また、いわゆる学校でつける学力につきましては、学習指導要領あるいは教育要領でも求めているように、子どもにつける資質・能力につきましては、知識および技能の習得はもちろん必要でございますけれども、それにあわせて、思考力、表現力、判断力でありますとか、また学びに向かう態度、こういったものも身につけることが必要である。それらを含めて、子どもの捉えでいうと学力ということになります。

また、定着度につきましては、基礎的な部分の学力の定着度を図っているというものであるところでございます。

○中塚委員 私なりに丁寧に聞いているのですが、どうもご答弁が納得いきません。私が問題にしているのは、一斉学力テストのことを問題にしている、どこまで学力が定着しているのか、單元ごとにテストをし、定着を図り、子どもたちにもう一度復習をしてもらったり、友達同士で話し合ってもらったり、それは必要なことだと思っております。私が言っているのは、毎年の一斉学力テストが、子どもたちがテストのための勉強だと捉えてしまい、テストのための勉強では学力はつかないということを指摘をしているのであります。

全国、東京都、品川区、学校ごとの定期テスト、單元ごとではないです、定期テストを繰り返すと、子どもはどう捉えるかということ、自分が全国の中で、東京都の中で、品川区の中で、学校の中でテストの点数がどのあたりなのかと考え、テストの点数が高い人、低い人、いずれも自分の点数で右往左往し、これを引き上げることが勉強の目的だと間違えて捉えてしまっていると思いますし、また、学ぶことが嫌になって、自分はどうせできないと思い込んでしまい、勉強から離れていってしまう、そういう状況が起きていると思います。

私自身も小学校、中学校、高校と、算数や数学が大好きでした。これは通り一遍の問題の解き方や公式の暗記ではなく、どのような接近の仕方で答えにたどり着くのか、その経過がとてもおもしろいと思ったからです。例えば小学校で円の面積を学びます。半径掛ける半径かける3.14、これを暗記で済ませてしまうと、その先のさまざまな立体や、また高校では微分積分と発展しますが、さまざまな複雑な計算についていくのが困難になってきます。なぜ半径掛ける半径掛ける3.14で円の面積が計算できるのか、これは円をピザのようにカットして上下を逆にして順よく並べて、縦掛ける横が面積だということで、縦が半径で横が円周で、その2分の1、そういうものを掛け合わせると、いわゆる πr^2 になるわけですが、どうすれば円の面積が解けるのか、そこを考える好奇心。また好奇心がないと、先ほどの公式の勉強もついていけないし、わくわくさがないと、先生の話も耳に入ってきませんから、そうした好奇心、また、問題を解いたときの達成感や驚き、こうした力がとても大切なのだと思います。だからこそ、小学校初めの段階で時間をかけて深い理解を得ていくことがとても大事だと思っております。それをテストのための勉強から好奇心とともに学ぶ勉強に進めていくべきだと私は思うのですけれども、それが一斉学力テストがテストのための勉強だということを子どもたちに捉えられてしまっている。だから一斉学力テストはやめるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○工藤指導課長 今、学力調査についてお尋ねいただいておりますが、結果の扱われ方についての部分でいきますと、例えば平均正答率と学校、あるいは区として出した場合に、平均正答率そのもの、例えばそれを順位的に扱うこと、あるいは各個別の結果についても、それを順位的に扱わない、これは私どもが学校に対して指導しているところでございます。

もちろん結果については、児童・生徒一人一人の課題をまず明確にすることが重要であるという部分でございます。その上で、その課題をそれぞれ個々の児童・生徒については、自分の課題でありますから、それを克服していく。その部分は必要であると考えてございます。

また、その課題を見たところで、自分の授業の改善に生かす、これは教員が行うべきこと、これを両輪にしていくことが必要である、そのために定着度を図っているというところでございます。

ですから、他者とか他校との比較をする、そのために意図しているものではないというところでございますので、その点は、私ども、そのように認識して行っているものでございます。

また、後段、委員ご指摘いただいたとおり、学び方が重要でございます。その部分、学校においても1つの解き方だけではなくて、複数の解き方を例えばグループで、あるいは個別で考えたものをお互いに出しながら、まさに対話的な学びを深めながら深い学びにつなげる、そういったところを授業では実践しているところでございます。今後ともその部分においては、学校のほうには定着度を図った上で、その結果をもとにしながら、それを十分に授業改善に生かせるような視点をもってあたるようにということで、引き続き進めていきたいと考えてございます。

○中塚委員 授業の改善というのであれば、単元ごとで十分対応ができます。年に1回の一斉学力テストは、その対応ができません。むしろ勉強とはテストのためだという間違った捉え方をしてしまうと思います。

また、結果の表れ方ですけれども、学校のホームページには、全国学力テストの結果の中で、全国よりも自分の学校が高いことを猛烈にアピールしている学校のホームページも存在しております。結局、子どもたちをテストの獲得競争に巻き込んでいく、こうした学び方は抜本的に改善すべきだと思います。

○大倉委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、336ページ、教育費全般について、品川第六台場、そしてプログラミング

教育について伺います。

品川第六台場について、先の一般質問で質問させていただきましたけれども、海上にある現存、2つの品川台場のうちの1つであり、公園となった第三台場と違って、放置されたままの第六台場は、近年、劣化が激しく、そして崩落の危険があるという指摘をさせていただきました。第六台場は非常に複雑な行政関係にありまして、まず、所在が港区にある、しかし、所有者が東京都、そして国の指定史跡となっているという非常に複雑な状況でございますけれども、この間、一般質問で、港区への確認をお願いしたところ、品川区としても、区との関連がある重要な文化財という認識であり、石垣の一部に劣化や破壊が生じている状況にあるという認識である。そして、港区に対して必要に応じて情報を得てまいりますというご答弁でしたけれども、その後、まだ時間は間もないですけれども、港区とのご連絡などはあったのでしょうか。

○有馬庶務課長 第六台場の史跡の件についてのお問い合わせでございますが、一般質問のときにもお答えしたとおり、あそこは管轄外ということで、なかなか品川区から何かをしてほしいというような要望を出すことは難しいという史跡でございます。一般質問のときにもお答えいたしましたけれども、あそこの史跡への確認は、従来どおりの方法で確認をしておりますというふうにお答えをしたつもりでして、今すぐ何か行動をして何か確認したというようなことはありません。例えば、区では、文化財の中ではいろいろな資料をやりとりするというような場面もありますので、そういったところでの情報交換は従来も行っておりまして、そういった中を通じて今後も情報交換をしていきたいということでございます。

○筒井委員 港区側から何かアプローチがあった場合は、品川区としてはそれには応じるというお考えでよろしいでしょうか。

○有馬庶務課長 基本的には、文化財保護法では、その史跡については区域内にある市町村がいろいろ意見具申とか、そういったことを所有者だとか国とかに言うというようなことがありますので、港区が品川区に何かということはなかなか想像はしにくいですが、仮定の話になってしまうということもありますけれども、そういったことの情報交換の中で何かあればというようなことでは、対応は全然しないというわけではなく、何があればというようなことでの話ということになってくるかと思います。

○筒井委員 ぜひご連絡があればご対応いただきたいのですが、品川区としても、品川歴史館や第六台場の模型が置いてあり、解説シートがあり、竹内重雄さんというゆかりのある画家の品川台場を扱った作品があり、そして学芸員による紀要も幾つかあり、そして2008年には歴史講座が行われました。そして2011年、これはもう非常に盛大だったと思うのですが、特別展「品川御台場～幕末期江戸湾防備の拠点～」、そして散策も行われて、そして屋形船巡りまで行われております。そして旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会の製作の明治維新150年記念「明治維新 in 品川宿」という冊子でもこの品川台場が扱われております。区側もこれは重要な文化財だと認識されていることかと、客観的に言ってもそういえるのではないかと考えております。しかし、それが今、いわゆる「孕む」という現象が起きていまして、内部の樹木の根の成長により、石垣を外部へ押し出す力が高まって、石垣が湾曲して側面が膨らむという、「孕む」という石垣職人の専門用語があるのですが、そうした状況になっており、石垣の強度が失われております。震災で崩れた石垣というのは、熊本城の例もありますけれども、もとへ戻すには20年以上かかると言われております。崩れた石垣は海中に埋没してしまうため、もとへ戻すのが大変困難。石垣を諦めてレプリカの石垣にしようということになってし

まったら、それはやはりレプリカはレプリカであって石垣そのものではない、歴史的価値が失われてしまうということになってしまいます。実際、私も先日の海上視察で見ましたけれども、角の石垣など、人が乗ったらあっけなく落ちるぐらいの劣化が進んでおります。学芸員のお話によりますと、2年以内に地震などがあつたら崩落してしまうということも言われております。今回の台風も非常に心配なのですけれども、品川区も歴史的な重要性を認識しているのであれば、やはりこれは歴史文化財の大きな喪失ですので、食いとめるべきだと考えております。

そして、この第六台場は、観光にも非常に有用だと考えております。まさに舟運での観光、特に外国人の方にとっても第六台場は屋形船から見ると、非常に有効な観光資源だと考えております。品川区には、浜川砲台もあります。江戸の台場ということで、組み合わせて観光資源にするということも非常に重要だと考えております。

また、何より品川の歴史を伝えるということで、子どもたちへの教育にとっても非常に有用な拠点だと考えております。

今お話のとおり、所在が港区にあって、所有者は東京都、国の文化財指定史跡であるという、これは複雑な行政関係によって、第六台場はいわば翻弄されているという状況で、2年に仮に崩落したとしたら、どうやって区民、そして子どもたちに説明していくのでしょうか。非常に悲しいことだと思っております。

国の史跡指定も、大正15年、1926年のものでして、日本が大日本帝国時代のものでございます。93年前。絶対的保存という方針で立ち入りを厳しく制限する。当時はその保存のやり方でよかったかもしれませんが、今、令和の2019年現在、93年前とは大きく状況が異なって、工事技術、科学的技術が非常に向上しております。やはり崩落を食いとめる必要があります。港区から仮にアプローチがあればというお話でしたけれども、港区と連携をとって、そして所有者である東京都に連絡をとり、そして国に対し93年前の史跡指定、立ち入り制限の方針はおかしいのではないかとしっかりとそうした行動をとっていただきたいのですけれども、まずは港区と第六台場についての連絡会、協議会を立ち上げて取り組むべきだと考えておりますけれども、その点、いかがお考えなのでしょうか。

○有馬庶務課長 委員ご指摘のとおり、品川台場、品川歴史館で特別展で採用したり、屋形船のコースの一部にもなっていたりということで、品川区にも関係が深いということでの史跡であるということは認識しております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、基本的には区域内にある市町村が文化庁なりに意見具申をしていくということになっておりますので、その部分について、品川区が何か行動を起こすということとは非常に難しいというふうに考えております。したがって、港区と何か協議会を設けるというのは、史跡の所在地が違うので、それ自体は難しいかと思っております。

崩落の心配については、所有者である東京都や文化庁が適切に判断していくものと考えております。

○筒井委員 わかりました。ただ、行政の関係でそうした状況で第六台場が崩落してしまうというのは、非常に悲しいというか、大きな喪失ですので、崩壊してしまったら取り返しはつかないということです。難しいお立場はあるかと思うのですけれども、ぜひそうしたことは前向きに検討していただきたいと思いますと考えております。これは要望で終わります。

○大倉委員長 次に、田中委員。

○田中委員 347ページ、1項教育総務費、3目教育指導費、市民科推進会議と、342ページ、体罰、教育虐待についてと、香害について、359ページ、2項学校教育費1目学校管理費、学校図書

館経費について伺います。

まず、品川区独自の教科「市民科」について伺います。

品川・生活者ネットワークは、道徳の教科化が始まる前から、道徳と市民科の整合性と道徳の教科化が始まることによって、市民科の評価方法に変化が起こるのかを教育委員会に確認をとってきました。区教委のこれまでの説明だと、市民科の評価方法や市民科の指導方法は変わらないとのことで安心をしておりますが、これからも市民科の評価方法、指導方法は変わらないという認識でよろしいのでしょうか。

それから、変わらないとの方針については、明文化した文書が存在しないと聞いています。万が一、何かの事態には、現在の方針が変わるということが予想されるのかお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 市民科に関するお問い合わせです。本区では平成18年度より独自教科「市民科」を推進してまいりました。これはこれまで全国の注目を浴び、文部科学省からも何度も視察にも来ていただき、今回、国が道徳を特別の教科として教科化する際にも、その根本となった1つのモデルが本区の市民科であるというふうに認識しております。私も何度か文部科学省まで説明にお邪魔しました。今回、国が道徳を特別の教科として教科化する際においても、本区においては市民科として、これまでどおり品川区民として必要な力を子どもたちに学んでいくためにやっていきますということを説明して、文部科学省の担当者より、品川はどうぞこれからも先頭を走ってやっていってくださいというふうにお言葉をいただいたような経緯がございます。今年度も主権者教育の充実に関する文部科学省の会議等においては、本区の市民科についてご紹介したところでございます。

そのような中で、評価のあり方につきましても、従来どおり、市民科は記述式で子どもたちの取り組みの様子を、必要な内容、単元、力がどのように取り組んで、どう身についたかを家庭に対してお知らせをする方法に何ら変わりはありません。1、2、3というような数値で評価をするものではないということは変わりませんし、これは国の評価方法、特別の教科道徳においても同様だということになっております。したがって、例えば高等学校受験の際に求められる評定の中にも特別の教科道徳の評定は記入する必要はございません。これは全国統一でございます。したがって、特別の教科という呼ばれ方をしているような経緯でございます。

今後、将来的に、10年先になりますか、いつになりますかわかりませんが、また国が新たにどのように見直していくかについては、これはその時点になってみないとわからないという実態は確かにございますが、本区におきましては、教育課程特例ということでこれまで市民科を続けてまいりましたので、今後につきましても、もし国の学習指導要領の改訂がございまして、国と話し合いながら、本区の必要な教育を推進していく考えに変わりはありません。

○田中委員 ありがとうございます。これからも指導方法、評価方法も変わらない、そして現在の市民科の方針も変わらないということでしたが、その変わらないということを改めて明文化して行政文書として残しておいていただきたいと思いますと思いますが、その見解を伺います。

そして続けます。来年度、市民科の教科書が改訂されます。市民科推進会議により作成され、最終段階を迎えていると思いますが、市民科も教科書採択のように、保護者や住民、教育委員会でのチェックや採択はあるのか、お知らせください。

○大関教育総合支援センター長 これまで市民科は独自の教科でございましたので、本区として独自の教科書を作成してまいりました。今回もさまざまな時代背景等から、例えば入っている挿絵ですとか、表、グラフなどを新たなものに更新したり、あるいは、今回、学習指導要領改訂のタイミングを受けま

して、品川区立学校教育要領も改訂しております。その中でさらにこれまでの市民科単元に新たに加えて、もっと充実、さらに進めるため、生命尊重、国際理解、主権者教育などについても新たな単元を教科書のページとして加えるような予定もございますので、そういった改訂を今、進めているところでございます。これは品川区立学校教育要領に定められている内容でございますので、副読本を作成する際と同様に、現場の教員に実際に教えやすい内容がどういう状況であるかというものを聞きながら作成をしておりますので、最終的に見ていただいて、保護者の方、あるいはお子さん自身の反応も見ながら、また必要に応じて単元の構成、あるいは指導書も含めて、必要な見直しはこれまでも適宜行ってまいりましたし、今後も同じ状況でございます。

したがって、教科書検定のように、1 ページ、1 ページ取り扱って、内容を文部科学省の検定を受けるというような制度はございませんが、まさに区立学校で実際に使用して、教科書を保護者の方にも見ていただいている、それが一番いい状況ですので、その上で市民科授業地区公開講座は全校行っておりますので、そういった際に、地域の方、保護者の方に参観いただいて、いただいたご意見なども参考に必要な見直しは、今後も適宜進めてまいりたいと思っております。

○田中委員 その市民科が、国のほうで10年後に何かがあるかもしれないけれども、これからも変わらないということについての明文化、行政資料として残してほしいということについてのご答弁がなかったので、そこを求めます。

また、策定過程で普通の教科書のように区教委以外の目で点検が入る機会があるべきと考えます。また、保護者の立場としても、策定過程を明らかにしてほしいと思います。市民科の策定過程が外からも見える仕組みを求めますが、見解を伺います。

また、このたびの改訂では、先ほど少し答弁の中にもありましたが、市民科に対してどのような課題が見られたのか、そして、その課題をどのように改訂したのか、ポイントを簡単にお知らせください。

そして、市民科を進める区教委の目的を改めて確認したいと思います。

○大関教育総合支援センター長 明文化について、まず初めにつけ加えさせてください。

品川区立学校教育要領の中において、248ページに実際には載ってございますが、「指導要録等への記載にあたっては、領域毎に児童・生徒の成長を文章で記述し、数値などによる評価は行わないものとする」というふうにしっかりと明示してございます。

それから、実際に教科書の改訂等を進めているのは、現場の先生方以外に、学識経験者、品川区教育会の市民科部会の管理職、それから先生方にも委員になっていただいて、検討しているところでございます。

品川区立学校教育要領を策定する段階においては、区民代表の方、保護者代表の方などにも入っていただいて作成をしてきてございます。

課題につきましては、特別の教科道徳となったタイミングで改訂も行っておりますが、やはり平成18年度より実施してきている中で、教えるべきことは教えるという指針だけでは、それを過度に捉えてしまうことの誤解があってはならないことを考えまして、しっかりと画一的な教え込みではなくて、自分自身の課題を子どもがしっかりと考える、その上で取り組むことが大切である。ですから、教えられるだけではなくて、実際に自分で実践をする、実践した結果を発表して、友達の発表を聞いて、自身の生き方にまた生かしていく、そういったステップを大切にしていくという部分を大切にするための教えやすい教科書に改訂を進めているところでございます。

○田中委員 市民科では、子どもたちが社会で主体的に生きていくための資質と、直面する課題に適

切に対応できる能力を促すことを目的としています。子どもたちの考える力を奪わず、それぞれが持つ多様な考えを認める教科が市民科であると確認をさせていただき、いろいろ聞きたいのですけれども、時間の関係上、次へいきます。

教育虐待、体罰の実態について伺います。

7月の文教委員会で報告がありましたが、報告数に表れた数よりも多くの実態があるのではということ、子どもや保護者、教員の声から感じています。その理由の1つに、子どもへの懲戒が認められていることにあります。懲戒について、区として事例を把握していますでしょうか。把握されていたら、具体的な事例についてお知らせください。

また、懲戒と体罰の線引き、境についてもあわせて伺います。

○工藤指導課長 学校における体罰に関するお尋ねでございます。

まず最初に、線引きというところがございましたけれども、体罰の定義につきましては、都教育委員会が示してございます、懲戒のうち教員が児童・生徒の身体に対し、直接的または間接的に肉体的苦痛を与えるもの体罰と定義してございます。これについては、区教委も同じ認識でございます。体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力、いわゆる目に見える物理的な力の行使によるものと、また、長時間正座、あるいは起立をさせるなどの有形力を行使しないものがございます。いずれも法によって禁じられているものでございます。

また、そのほか文教委員会で行った報告におきましては、本区においては体罰については発生件数は0件でございました。

ただ、不適切な指導に関するもの、あるいは暴言等がありました。これは体罰には当たっていないのですが、不適切な行為に該当しているものでございます。

また、報告よりも多くあるのではないかとご指摘をいただいておりますけれども、私ども、この報告した案件につきましては、都教育委員会が全区市町村対象に行っている調査でございます。また、私どもでいえば、各学校から、例えばそういった不適切な指導等の声があった場合には、学校から報告がすぐに来るところがございます。この東京都への報告につきましては、私どもが取りまとめているものと、本調査における取りまとめ、もちろん合わせたもので提出をしているところでございます。そういったところでございます。

また、認められている懲戒につきましては、通常、注意、警告、叱責、説諭、訓戒、こういったものがございます。私どもは、教職員による聞き取りも含めながら、児童・生徒への質問紙調査、また、質問紙調査に合わせながら、学校管理職、あるいは教員による児童・生徒への聞き取り調査も行っておりますので、私どもでこの体罰に関する本調査において把握していないものはないという認識でございます。

ただ、ご指摘いただいているとおり、通常、叱責を行っている状況をほかの児童が見て、あれは暴言であるというふうに判断をして報告をしているという案件は確かにございます。そういった報告は学校からいただいておりますが、学校のほうで複数の児童等にも伺った上で、これはそれに当たらない、これは叱責であると認識をされているという報告は受けているところはございます。

○田中委員 立たせることは明らかに体罰ですよね。それで給食が遅い子に食べさせ続けること、声が小さい子に大きな声を強要することなどはどこに当たるのかといったところで、懲戒と体罰とは異なるものとされていますが、何を懲戒と体罰と判断するかによっては、子どもを精神的に追い詰め、傷つける暴力となり、即ち、体罰と同等に子どもの人権侵害となっている現状があるのです。今、社会的に

問題となっている教育虐待という問題も同じ構図です。子どものため、子どもをしっかり育てるためにという気持ちが過度に強くなり、それが子どもへの暴力、権利侵害へつながり、子どもの命が奪われる事件に発展していると理解しております。教員からのパワハラを受け、緊張状態が続くような子どもの権利が奪われた状態は、人権侵害であり、体罰、暴力です。子どもと教員、保護者が暴力について共通認識をもたなければならない時期だと考えます。区の体罰、暴力の定義を改めて伺います。

また、その周知方法、範囲を伺います。

○工藤指導課長 先ほど申し上げたとおり、都教育委員会が示している体罰の定義と、区教育委員会が考えている体罰の定義は同様でございます。やはり体罰は、殴る、蹴る等の有形力の行使、また長時間正座、あるいは起立させるなどの有形力を行使しないもの。

それら対応によっては、具体的に言いますと、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為に分類されるものでございます。

また、暴言あるいは行き過ぎた指導につきましては、体罰概念には含まれてございませんけれども、やはり体罰と同様に、それは教育上、不適切な行為であり許されないものという認識ではございます。ですから、その点については、学校等への指導は引き続き行っていきたいと考えてございます。

○田中委員 先ほど、校長からの報告というのがあったと思うのですがけれども、校長までいかに教員の中でとどまってしまう懲戒、体罰がある、そういう実態もあるということからも、もっと聞き取り方法など、子どもたちに聞くこともそうなのですが、何か工夫をしていただけたらと思います。体罰根絶宣言が示す「子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうとも決して許されない人権侵害行為である」、この宣言が守られ、体罰は暴力であり、犯罪だという共通認識を持ち、子どもたちの権利が保障される学校づくりを、学校と地域が協力し合っていけたらと思います。

図書館にいきます。

子どもたちの学びに図書館が重要な役割であることは、誰もが認識のあるところですが、しかし、現在、子どもたちが本に触れる機会が減少し、図書館、本を利用し調べ物をする力や、重要な読解力が低下しているという報道もありました。現在、学校図書館には運営スタッフが2.5日配置されていますが、児童数が増えている現在、この時間数では子ども1人1人に対応できないという声が聞こえてきます。品川区の学校図書館スタッフの数は、他自治体に比べても少ないと思われますが、例えば杉並区では、公立全校に図書司書を配置しています。23区内の自治体と品川区を比べてどうでしょうか。区教委の認識を伺います。

○横山品川図書館長 学校図書館に関するお問い合わせでございます。

ただいま品川図書館から各学校図書館へスタッフを年間735時間派遣してございます。こちらにつきましては、各校、司書の資格がある者が大体9割以上派遣されているような形で、1週間当たり15時間配置されております。そのほかの時間につきましては、学校ボランティアという制度がございまして、父兄の方中心ですが、品川図書館でボランティア講座をして、図書の知識をつけていただいた上で、本の貸し出しであるとか、図書館の整備であるとかという形で活躍していただいておりますので、スタッフがいらない時間についてもケアがされないということではなく、学校図書館を有効に活用していただくような形で配備してございます。

○田中委員 毎日同じ学校司書がいることにより、子どもと教職員の学習、研究、調査の支援がよりスムーズになるなど、子どもにも教職員にもプラスになります。週5での配置を求めますが、見解を伺います。

そして、現在、区では、子ども読書活動推進計画策定委員会が開催されています。何度か傍聴していますが、委員会の公開制について伺います。品川区は、計画策定や公募委員のいる会議体などでは、傍聴者に資料配布をし、さらに持ち帰りやその場でコピーなど、さまざまに公開姿勢が見られます。また、傍聴人数も多ければ認めるなど、制限も緩やかになっています。しかし、本策定委員会は、いまだに傍聴者への資料提供がありません。区として公開の方向性があると認識していますが、教育委員会でも傍聴者への資料提供を求めますが、見解を伺います。

○横山品川図書館長 2点ご質問いただきました。

まず、学校図書館へのスタッフ配置ですが、スタッフだけではなく、さまざまな方が子どもたちに関わるという場も大切だという認識がございますので、学校ボランティアの活用について、これからより充実させていきたいと思っております。

また、子ども読書活動推進計画策定委員会へのご参加につきましては、傍聴にいらした方については進行について参加していただき、議事の進行につきましては、ホームページ等で議事録の公開をさせていただく形で周知させていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

○大倉委員長 次に、くにば委員。

○くにば委員 私からは、341ページ、クラブ・部活動指導員経費について伺います。

昨今、働き方改革が叫ばれる中、教員の長時間労働は常態化されており、その原因の1つに部活動の顧問制度が挙げられています。本来的には部活動は自主的な活動ではあるものの、教員に部活動指導を実質的には強制している学校が、とりわけ中学校においては全国で9割に及んでいるというデータがあります。部活動の顧問になると、放課後の部活指導のみならず、部活によっては朝練や土日の練習、試合の引率等、長時間の時間外労働を強要されます。その中で解決策の1つとして、教員の負担を減らすために、平成29年に部活動指導員の制度が制定されました。部活動指導員は、今までのコーチ等の外部指導員と違い、部活の顧問のかわりに部活の指導や引率ができます。この制度を活用することにより、教員の労働時間の短縮につながります。

区内の学校についてお伺いします。まだ今年度は3校のみの採用とのことですが、現状での分析をお教えてください。

あわせて私立校の導入状況もお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 部活動指導員に関するお問い合わせでございます。

ご案内いただきましたように、本区では、5月より3校において部活動指導員の任用を始めているところでございます。これは学校教育法施行規則第78条の2に基づく学校のスタッフの一員として、非常勤職でございますが、雇用をするという形で配置をしてございます。その中で、まだ導入したばかりではございますが、学校の声をアンケートをとったところではございますと、授業準備、生徒、保護者との面談時間の確保などができるようになってきており、ありがたいという声をいただいております。

なお、私立学校につきましては、把握はしてございませんが、一部の私立学校においては、これまでも特定のスポーツに関して、元プロの指導者を指導者として迎えている例などがあるというふうな認識でございます。

○くにば委員 今おっしゃいましたけれども、学校からの意見、あとは要望について、どのような声があるか、今後のことも踏まえてお聞かせください。

また、実態として、教職員の負担が減ったかどうか、そのデータとして、例えば労働時間が減少したであるとか、そういった報告がもしあればお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 学校からの意見、要望等につきまして、まず私からお答えいたします。

先ほど、アンケートをとったというご紹介もさせていただいたところですが、実際にそれ以外の学校などからも、とてもいい制度のようなので、何とかうちの学校にも配置できないか、実はうちで文化部の中で指導者が困っているというご相談を7月にいただいたケースがございます。先ほど申し上げましたように、3校分の予算を今年度いただいておりますが、実際の任用が5月からとなりました結果、それから、実際に雇用させていただく方のほかの昼間のお仕事の関係もありますので、期待していた時間よりも少し余裕がございましたので、もう1校追加でこの7月から任用をするような成果も出てきております。

ただ一方で、やはり学校の一員として雇用するので、スポーツに関する指導あるいは文化部活動に関する指導の専門性だけでなく、教員と同じような目線で児童・生徒に対して接することができる、あるいは保護者にも接することができる、そういった資質という部分を見なければならないので、誰でもいいわけではなくて、適任者を見つけるのに苦労しているという声も聞いております。

○工藤指導課長 教員の働き方改革に関連した実績でございますけれども、今年度、部活動指導員配置対象にした学校の平均在校時間の推移でございます。5月から配置でございますので、例えば、今年度9月を前年同月と比較した場合でございますけれども、配置した4校とも平均在校時間は縮減したところでございます。最大のところでいきますと、22分縮減というところが見られます。ただ、部活動指導員の配置校であっても、ほかにも働き方改革を進めている観点がございますので、直接的にそのことだけが寄与しているというふうにも考えられないのですけれども、ただ、その一因として配置がやはり要因として考えられるところではございます。そういった把握をしてございます。

○くにば委員 今、データで22分の短縮というふうにおっしゃいましたでしょうか。今、そのデータをお聞きしまして、もしかしたら、よく会社とかでもあると思うのですけれども、いざ制度としてこの時間は早く帰っていいであるとか、そういった制度ができて、周りの教員の方々が早く帰らないから、結局トータルとして22分の短縮にしかなくなっていないというような側面もあるのかというふうに思うのですけれども、そういった長時間労働が、結局、この部活動指導員のおかげで解消はあまりされていないのかどうか、そちらについて、今、私が申し上げた側面も踏まえまして、もう一度、ご見解をお聞かせください。

○工藤指導課長 実際に働き方改革は、22分と申しますと、それを長いか短いかというところがございすけれども、教員の中でも、学校のほかの取り組みでいきますと、定時退勤日を設けまして、一斉にそこは定時でできるだけ帰りましょうと設けたりしているところがあったりもします。やはり平均してしまうと、全体としては22分ということになりますが、中ではやはり増減がございますので、個々1人1人をとるというところはございすけれども、あくまでも平均をとるという数字ではございす。

ただ、そういった意味では、いろいろな取り組みを行っているところがございすので、先ほどありましたスクール・サポート・スタッフの配置もそういう効果があったりというところがありますので、さまざま複数のものを入れながら、その中の1つで部活動指導員も具体的には勤務の負担軽減になるということではいただいておりますので、その部分の要因の一端ではあるというふうに認識してございます。

○くにば委員 私のほうで部活動指導員でどういった形で求人がなされていて、マッチングされているか、インターネットで調べてみましたら、やはり人材派遣の1つとして、部活動指導員、品川区のこ

ういった学校で、この部活について、時給何円で募集していますみたいなところがあったのです。そのサイトは全国で700校ぐらいですか、そういった部活動指導員の募集があったのですけれども、その中には、例えば品川区の学校で、どちらの学校はわからないのですけれども、時給1,800円という形で募集がされていました。また、それと違って別の私立校では、競技によっては、なかなか人が集まりにくい競技、例えばダンスであるとか、少しマニアックな部活等は、時給2,500円であるとか、時給3,000円等であるとか、そういった形で私立ならではなのかもしれないのですけれども、そういった時給制による優れた部活指導員の奪い合いみたいなものがもう既に発生していると思うのです。そちらにつきまして、区では、予算が、例えば上限、時給幾らまででないといけない、そういった制度の縛りがあるのかどうかと、あとは、時給によって指導員の質等が下がったりしないかどうか、そちらの見解をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 今、委員よりご紹介いただいた民間の募集の部分は、ただいま私がご説明申し上げている部活動指導員とは別に、テクニカルアドバイザーを人材派遣業者のほうに委託してございますので、これは小学校で1校当たり300時間、中学校はご案内いただいたように、ダンス等の専門の方を派遣するという別な事業がございますので、そちらの受託業者が募集をしている可能性はございます。

部活動指導員の時給に関しましては、これは国の補助金を都を通じていただいておりますので、都からは上限1,600円までで、それを超える部分は区の負担でということで示されておりますので、本区においては、近隣の他区と同様に1時間当たり2,500円の設定でございます。

○くにば委員 またそちらについては確認させていただきます。

最後に、私のほうから申し上げたいのが、こちらの部活指導員の制度によって、もちろん教員の労働時間短縮のみならず、生徒によっては、より優れた部活動指導員を招くことによって、技術の向上、あとはモチベーションの向上等につながると思います。ですので、こちらの制度をもっと活用して、品川区で先進的な取り組みとして全学校に導入することを提案しますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 今年度導入したばかりの本区の状況でございますので、現場の意見なども聞きながら検討は進めてまいりたいと思いますし、他区の状況なども研究してまいります。

○大倉委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 よろしくお願ひいたします。まずは、質問に先立ちまして、各学校に配備していただきました体育館の冷暖房、子どもたち、先生方、地域の方の喜びの声が大変多く寄せられました。ありがとうございます。まだこれからの学校もありますが、引き続き、よろしくお願ひいたします。

私からは、339ページ、PTA関係費、家庭教育学級、343ページ、区教員経費、347ページ、経済活動体験学習、357ページ、校内無線LAN整備、361ページ、通学路防犯カメラ維持管理費について、順不同でお聞きいたします。

まずは、347ページ、経済活動体験学習についてです。

品川区では、体験型経済学習として、スチューデント・シティ、経営者体験、ファイナンス・パークなるものを実施しておりますが、この事業の概要についてお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 市民科の学習の中の1つの核として、経済体験を子どもたちが学んでおります。

5年生は全員が、それぞれ学校単位で別ですけれども、土曜日にスチューデント・シティ、品川学園に併設している施設に行きまして、中にブースが、例えばセブソーイレブンですとか、産経新聞社など、

実際の企業の方がボランティアで来ていただいているところに、その一員として実際に働く体験を行っております。1日の体験だけでなく、普段、学校の生活の中でそこへ向けて事前学習も8時間、9時間と重ねた上で、当日の1日の体験をする中で、実際に働いて稼ぐ、そして今度は自分の使うという体験を1日、仮想の町の中で生活をして、子どもたちからは、実はこんなにお金を稼いでいくのは大変なのだということを体験できたという意見が出ております。

また、ファイナンス・パークのほうは、実際に子どもたちが自分の生活設計を、ほぼ30歳程度という架空の年齢ということで、事前学習の段階から自分の給料は幾らで、どのように、例えば自動車購入のローン組んでみる、保険に入るなどの活動をスチューデント・シティの隣りにブースがございますファイナンス・パークで体験をします。こちらは実際に企業の方ではなく、保護者の方がたくさんボランティアに入っていて、家計簿の実際の運営というような経験をする中で、やはりとても保護者は大変な思いをして家計簿をやってくれているのだなということがわかったということで、親子の絆が深まったというような、そのような感想も聞いております。

○松澤委員 ご説明ありがとうございます。セブーンイレブン、プロの方が子どもたちと一緒に授業する大変いい取り組みだと思われま。ある新聞では、キッザニアよりよいという記事なども見かけました。大変すばらしい取り組みだと思います。

例えば、この体験学習ということで、品川区伝統工芸保存会の皆様のお力をかりて伝統工芸に触れる機会、そういうものを学ぶ、また、建築組合の力をおかりして建築体験をするなど、担い手不足に悩んでいます技術者の声も生かせる取り組みかと思いますが、体験学習の幅を広げるという意味で、お考えをお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 ファイナンス・パークなどの施設の取り組みとはまた別で、各学校は商業・ものづくり課の協力を得まして、ものづくり体験教室など、匠の皆様方、地域の方々に学ぶ機会はこれまでもございましたし、今後とも協力をお願いしたいというふうに各校からは聞いております。

また、建設関連に関しましては、例えばしながわCSR協議会の中にも空調設備工事ですとか、あるいはゼネコン系の企業もメンバーに入っているらしいしますので、そういった企業へ各中学校が、職場体験であったり、見学など、これまでもお願いしてきた経緯がございますので、今後ともそういった部分は大切にしていきたいと思っております。

○松澤委員 ありがとうございます。そういった事業があるということ、勉強不足でございました。幅が広がることを要望して質問を終わります。

続きまして、区教員経費について質問させていただきます。

区固有教員との記載がありましたが、区固有教員と職員、この違い、また仕事内容の違いがあるのかお聞かせください。

○工藤指導課長 区固有教員と職員の違いということでございますけれども、区固有教員につきましては、区で独自に採用している教員でございます。教育職でございますので、資格要件については、やはり教員免許状が必要であったりというところがありますので、そういった上で、資格要件等の違いはあろうかと思えます。区独自で採用している教員でございますので、職務内容につきましては都費の教員と全く変わるところはございませんので、そういった認識でございます。

○松澤委員 区の固有教員、お調べしましたら、今、品川区だけなのですね。そこで、その人数と近況、そしてこの区固有教員が大体最終的に増やそうという目標がありましたらお聞かせください。

○工藤指導課長 区固有教員の状況および今後というところでご質問いただきました。

まず、現在、区固有教員は、27名でございます。内訳でございますが、小学校8名、中学校6名、義務教育学校11名で、あとは派遣をしております者が1名、また指導課で指導主事の派遣が1名ということでございます。

また、今後の配置等につきましては、30人の配置を目指しているところでございます。15ある中学校区に2名ずつの配置を目指しているところでして、先ほど申し上げたように27名ということでございますので、今年度、3名を募集枠ということで区固有教員の採用選考を行っているところでございます。

○松澤委員 ありがとうございます。教員が増えるということは、それだけ子どもに目が届く環境になるかと思えます。各学校に区固有の教職員が配置されることを要望いたしまして質問を終わります。

続きまして、校内無線LAN整備についてです。

文部科学省では、2020年から小学校のプログラミング教育の全面実施を決めたとありました。小学校で学習するプログラミング、一連の動きを実現するため、どのような組み合わせが必要か、記号をどう組み合わせるか、意図の動きが実現できるか、それにより生まれた動きをどう改善するかなどを考えるプログラミング的思考を育むことが目的とありました。小学校の早い段階からプログラミングを通じてテクノロジーに触れることは、決して早過ぎることではなく、将来的には大きな成果を生み出すものと期待しております。

そこで、3点お聞きいたします。

小学校の先生は、基本的にすべての科目を1人で指導するので、英語の必修化、プログラミングも例外ではなく、先生の負担が増え、知識不足のまま教えないといけないことが起こらないのか。

2点目、必須であるPCやタブレット端末の導入、多額の費用がかかると思いますが、配布状況を教えてください。

3つ目、校内無線LANの進展状況もお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 プログラミング教育として3点お問い合わせいただきました。

まず1点目ですが、新たなプログラミング教育導入に関しての負担という部分のご心配に関してですが、次年度より新たな学習指導要領にしっかりとプログラミング教育が、例えば6年生の理科であれば、電気の流れなどの単元、5年生であれば、多角形の図形のところでプログラミング的思考を扱うという部分が学習指導要領に定められておりますので、それに基づきまして、次年度より使います検定教科書におきましても、各社ともそのような内容が実際に教科書としても入ってきてございます。そちらの教科書に基づいて教えることは最低限どの学校も行うようになります。

そのほか本区では市民科においては、例えば3年生、4年生で、市民科学習の将来設計領域、社会認識能力において、身近な生活でコンピューターが活用されていることを学んで、問題の解決に必要な手順があることを気づかせるような内容を位置づけたところでございます。これも新たな市民科の教科書に入れていきますので、今、先生方が困らないような準備は着々と進めており、もう既に今年度、プログラミング教育研修会を行いまして、全校から代表の教員に参加をしてもらいまして、これまで各校が独自に行ってきたプログラミング教育に関する試行的な取り組みを紹介させていただいたところでございます。

2点目の備品等につきましては、東京都のプログラミング教育モデル実施校および品川区としてのルネサンス推進事業予算で、希望のあった学校にはすべてプログラミング教育に必要な、今回申請のあったものは、今年度まではもう既に配備してございます。次年度以降の予定につきましては、すべての教

科書に入ってきておりますので、その教科書の中で必要な内容は普通の学校配当の予算の中で購入は可能であると考えております。

また、校内LANの整備等につきましても、逐次進んでおりますので、心配はしてございません。

○篠田学務課長 まず、端末等の配備状況のお尋ねでございます。こちらにつきましては、区内の学校につきまして、小学校、中学校、10校をICT推進校といたしまして、こちらの学校にはすべての児童・生徒にタブレットを配布しているという状況がございます。それ以外の学校につきましては、いわゆるパソコン教室、1学級分、こちらは40台程度です。従前はノートパソコンを設置しておったのですが、現在ではすべてタブレットの形に切り替えてございます。

こちらを設置してございまして、台数でいきますと、ICT推進校については2,500台余、それからパソコン教室のほうには1,700台ほどのタブレットを今配置している状況がございます。

それから無線LANの整備状況でございます。こちらに関しましては、ICT推進校に関しまして、早い段階からタブレットを配布していますので、もう既に全学校で無線LANが設置されているというところでございます。それ以外の学校につきましては、平成29年度から今年度までの3か年において、基本的には全部の学校で、一部、建て替えにあわせて設置する学校もあるのですが、その学校を除けば、基本的には今年度中にすべての小学校、中学校、義務教育学校で無線LANが設置されるということになってございます。

○松澤委員 ありがとうございます。タブレットが10校推進校に配られるということで、配られていない学校もあります。そういった学習格差ではないでしょうけれども、やっぱり皆さん、あの学校はあるけれども、ずるいなみたいな、子どもからすると、やっぱりあってほしいという願いがありますので、多額の予算がかかってしましますが、全校配布を要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

続きまして、科目がちょっとわからなかったのですが、運動会における熱中症対策といいますが、実際、私も子どもの運動会に行くときに、30度ぐらいの気温の中、子どもたちが炎天下の中、ずっと座っておりました。学校側の対応としまして、急遽、近隣の学校からテントなどを持ってきてもらったのですが、数が圧倒的に足りないということがありました。そういった中、教育委員会としましては、そういった各学校の熱中症対策など、お考えがありましたら教えていただけますでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 各学校には熱中症事故の防止についてという通知もさせていただきました。やはり熱中症をまず予防するために、その日の湿度、気温などをしっかりと測って、どのような状況であれば決断をもって中止すべき、あるいは時間を短くする、水分補給をこまめにするなどという指導を丁寧に進めているところでございます。

また、校舎の立地状況ですとか、そういった部分が日影がどのようにできるかなど、各校、状況も違いますので、学校の配当予算の中でテントを増設するなどの工夫は各学校が進めているところでございます。

○松澤委員 どうもありがとうございます。これからますます子どもたちが勉強しやすい環境が皆様のお力で整うように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大倉委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 よろしくお願ひします。私からは、339ページのPTA関係費、347ページの副読本印刷、市民科についてお聞きします。

339ページのPTA関係費に関連しまして、先日、地元の小学校でおやじの会の方々が主催するお

泊まり会にお邪魔しました。おやじの会は、すでに小学校を卒業した子どもの保護者も含めて、現役の児童のお父さん方が中心となって、学校の施設を使った地域の行事に参加をしています。今回は、小学校に通う児童と、その保護者が、学校公開の日に合わせて学校に寝泊まりする行事にお伺いいたしました。段ボールを寝床にしたり、アルファ化米を使ったカレーをつくるなど、その目的とするところは災害時の避難生活を意識したものでございました。平時は企業に勤めるかたわら、休日は地域のために汗を流す方々に頭が下がる思いでした。

品川区内では、それぞれの学校でおやじの会があると聞いておりますが、品川区では、おやじの会との関係はあるのでしょうか。あくまでPTAの方もいれば、そうでない方もいる組織ですので、なかなか区と接することは少ないと思いますが、お伺いいたします。

○有馬庶務課長 教育委員会では、PTAのほうに家庭教育学級ですとか、地域子ども健全育成事業ですとか、そういったものを通していろいろなイベント等をお願いしているということがあります。そういったPTAの活動の中からおやじの会というものが派生的に出てきていろいろ活動されているというようなことで聞いております。そういった中ですので、直接、区の教育委員会とおやじの会で何か委託事業を結んでいるとか、そういったことはございません。

○小芝委員 ありがとうございます。おやじの会は40代から50代に集中しています。地域活動ならば中核となる人材でございます。しかしながら、必ずしも町会の活動と連動していないところもございます。今、品川区では、程度の差はありますが、町会の高齢化が進み、後進の人材がなかなか見つからない状況が続いています。そういう中でおやじの会は、地域につながれば、必ずや地域の中核となります。私は、この品川区が町会の機能を衰退させたくなければ、積極的に後継の人材を発掘する環境に関与していく必要があると考えております。品川区にはぜひともおやじの会との接点を持っていただきまして、地域発展に努めていただきたいと考えております。改めてましてご所見をお伺いできますでしょうか。

○有馬庶務課長 おやじの会は、例えば学校行事で運動会でテント張りとか片づけですとか、それから、PTA活動で行う餅つき大会に出るですとか、学校で行うファミリーフェスタ、このようなところでいろいろご尽力いただいて、大変活躍していただいていると思っております。

中には、区民まつりのほうにもお手伝いに出ているというような状況も聞いております。学校のそういった活動を通じて、どんどん学校から地域のほうにPTAの方が出ていっていただくということは大変よろしいことだと思っておりますので、そういった若い力がまた町会の中で活躍していただければというふうに考えております。

○工藤指導課長 あわせまして、品川区では全校でコミュニティ・スクールの取り組みを行っているところでございます。コミュニティ・スクールの取り組みを行うに当たりまして、やはり学校、家庭、地域が協働して、地域が総がかりとなって児童・生徒を育成していく体制は、今後も引き続き進める必要があろうかと思っておりますので、そのような取り組みの中でも進めてまいりたいと考えてございます。

○小芝委員 ありがとうございます。続きまして、347ページの副読本印刷についてお聞きします。

小学校3年生の社会科の授業で、副読本『わたしたちの品川』が使用されております。この副読本の構成と、副読本を通してどのような教育がなされているのかお伺いいたします。

○大関教育総合支援センター長 ご紹介いただきました3年生で配付をする『わたしたちの品川』、これは社会科の授業の中で子どもたちが実際に自分たちの住んでいる地域にどのような、例えば工場が

あったり、企業があったりとか、あるいは、どういう商店街があったりとか、そういった部分を実際に社会科の教科書、広い一般のものだけではなく、身近な地域の内容としてあわせて学ぶための副読本として作成しているところでございます。

例えば、区内のたまごボーロをつくっている工場へ取材に行かせていただいて、子どもたちが普段口にはしているお菓子は、こういうふうにつくられていたのだなという部分を学ぶ、そのような内容も、普通の検定の教科書では味わえない具体的な内容を副読本で学んでいるような内容でございます。

○小芝委員 ありがとうございます。私の認識間違いだったかもしれませんが、当初予算の印刷費が1冊当たり2,063円かかってしまって、ほかの副読本は1冊当たりおおむね200円から500円の間なのですけれども、これは、その都度、その都度、別の冊子をつくるからこの経費になるということなのか教えていただけますでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 例えば副読本の中には、理科教材などでリーフレット形式のように簡単な印刷物の副読本もございます。『わたしたちの品川』はしっかりとしたテキストスタイルとなっておりますので、広く全国へ流通するものではなく、品川区立学校の子どもたちだけが使用するという事で、3,000部程度の印刷物になりますので、どうしても1冊当たりの単価は検定教科書とは異なってしまうという実情がございます。

○小芝委員 続きまして、市民科についてお聞きします。

市民科について、これまで私の認識では、イコール道徳と考えておりましたが、実学を学ぶ、生きる力を身につけることを目標にしていることがわかりまして、これまで私の実体験をもとに描いていた道徳の授業のイメージが、いい意味で崩れてしまったのを覚えております。

市民科の創設は、品川区の歴史に残る画期的な改革であったと思いますが、創設から今日に至るまでの感想といたしますか、ご所見をお伺いできますでしょうか。

また、小学校では昨年度から、そして中学校では今年度から道徳が教科化されました。道徳の教科化を踏まえまして、市民科で教えることのない道徳の項目があれば、それも含めた形で市民科のバージョンアップを図るべきと考えておりますが、ご所見をお伺いいたします。

○大関教育総合支援センター長 ご案内いただいたとおり、特別の教科道徳だけでなく、特別活動、総合的な学習なども合わせた形で、区として子どもたちにしっかりと規範意識や社会的マナーを知るだけでなく、自分たちが品川区民としてどういうふうにいる品川をつくっていくのか、そこをしっかりと、理念ではなくて実学的に学んでいただく、それが市民科でございます。その当初のねらいはこれからも続けてまいりたいと思います。

そして、実際にこの間、特別の教科になった道徳との整合性なども含めまして、例えば、生命尊重ですとか、国際理解ですとか、そういった部分をさらに拡充していくような市民科としてこれからも大切な核として各学校で学んでいきたいと思っております。

○小芝委員 ありがとうございました。実学を学ぶ環境は、私も品川学園に設置していますファイナンス・パークなどを見学した際に、生徒たちの意欲に満ちた眼差し、姿勢を見まして、その実学を学ぶ環境に深く感銘を受けたのを覚えております。今後も子どもたちの生きる力をこういう体験を通して、生徒たちの好奇心を引き出す教育の向上に努めていただきますことを要望いたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大倉委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時58分休憩

○午後 1時00分再開

○大倉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、363ページ、給食運営費に関連して、給食の牛乳プラスチックストローの削減について、347ページ、市民科・各教科充実経費、歳入のところでも触れましたが、もう1点、学校への携帯電話、スマホの持ち込みについて、時間があれば質問させていただきます。

昨年12月の第4回定例会で、区民の方から、学校給食でのプラスチック製ストローの使用を見直してくださいと、こういう請願が出まして、代替方法も導入してくださいということで、東京都と公益財団法人東京都学校給食会、そしてメーカー、乳業者に働きかけてくださいという請願が、各会派全会一致で可決いたしました。品川区では、請願のとおり、東京都など3団体にこの要請を伝えていただきました。東京都では、品川選出の伊藤こういち都議会議員から、これに関しての質問をしたところ、東京都教育委員会の教育長から、コップに牛乳を移し替える取り組みなどの試行のほか、メーカーや区市町村等とも連携しながら、プラスチックストローに代わる方法について検討するというご答弁があって、現在、1学期、そして2学期に都立の中学校において、今、試行がされているという情報が出ております。

そこで、今年の8月26日の日本教育新聞で、これは委員長の許可を得て提示をさせていただきますが、この品川の取り組みを大きく取り上げていただきました。「学校給食プラ製ストロー、削減へ」というところで、東京品川区地球環境問題を背景に、代替手段、都に働きかけ、母親グループの請願を受けてということで、これは私が売り込んだわけではないのですけれども、あちらのほうからこれを察知して、取材に来ました。

そこで伺いたいのは、この前の請願を出されたお母さんたち、東京都は今そういう動きをしていて、東京都全体の流れになっているのですけれども、品川区はどうなのでしょうかとこのところで聞かれています。第4回定例会の一般質問で、同趣旨で私のほうから、学校の給食のプラスチックストローを環境の観点から質問をさせていただきましたら、教育次長からは、「環境問題や使い捨てプラスチックの削減に関する区民の関心が高まる中、環境教育への展開も視野に入れつつ、給食におけるプラスチックストローの取り扱いについて今後研究してまいります」と、研究をしていくという、こういうご答弁がありました。こういう請願を出されたお母さんたちのお子さんたちは、今、区立の小学校で自主的に学校側と相談をしてプラスチックストローを使っていません。直飲み、自分で飲んでいます。開けて口をつけてパックで飲んでいる。この方たちは口だけではないのです。本当に自分たちで実践をしている。お子さんもやっている。最初は学校側とちょっとトラブルがあったようです。ステンレスストロー、リターナブルなステンレスストロー、洗えば使えるステンレスストローも最初は使わせてもらっていたのが、途中から学校側から禁止されたということがあるのであるのですけれども、その点について、なぜステンレスストローが禁止されてしまったのか教えていただければと思います。

○篠田学務課長 学校給食におけるストローの取り扱いについてでございます。今、ご質問のあったプラスチックストローにかわるステンレスストローの取り扱いでございますけれども、学校から聞いている話でございますと、ステンレスストローで少し先のほうが尖ったような形をしていたものが以前もあったということなので、そういったことが念頭にあって、一見、見た目ではわからないところがあったということもあり、禁止をしたといった経緯があったというふうに聞いておるものでございます。

○あくつ委員 ステンレスストロー、ネット等で見ただければわかりますように、使っている方、持っている方、見ればわかるのですけれども、ほとんどのものは尖っていないです。先が丸いものです。ですから、そういう一律の扱いはどうなのかなというところと、やはり最初の学校側との間で、ちょっと面倒くさい親子だなとか、そういうような家庭の事情で彼は使わないのですとか、そういう感じで学校の先生側には捉えられてしまったという部分があって、それでお子さんがショックを受けたということがありました。

私としては、正しいことを堂々と自分の信条に基づいて実行に移しているお子さんが、学校でそういうことをやって、ほかの子どもたちから奇異の目で見られる。ある程度、仕方がないことはあるかもしれませんが、それを学校の先生がきちんと理解して、それを面倒くさいとか、問題だなと思うのではなくて、優れた取り組みだなと、環境に対して意識が高いのだなと、SDGs の話をいつもいつも耳にたこができるほどやっていますけれども、世界の流れに追いついて、このお子さんは偉いのだなということで、みんなに紹介をするような、それぐらいの意識を持っていただきたいというのが私の願いです。

昨日もほかの委員からもありましたけれども、ちょうど1年前の決算特別委員会で私が申し上げたのですが、今、環境ということに関して、また世界の気候変動ということに関して、さっき言ったお母さんたち、はっきり言えば、別に私の支援者でもないですし、普通のお母さんたちです。普通のお母さんが、自分の子どもたちがこれからの世界を生きていくのに、本当に大丈夫なのだろうか心配を始めて、自分たちで自主的に勉強を始めたお母さんたちです。こういう流れが今来っていて、この前、9月には国連気候行動サミットがニューヨークで開かれて、グレタ・トゥンベリさんという方が、16歳の女の子が、ああいうふうな形で国連で演説をした。あれ、教育委員会の方で、あの演説を最初から最後までご覧になった方はいらっしゃいますか。

○大関教育総合支援センター長 とても環境を気にしている、彼女は会場まで自分でヨットに乗って行ったということも私は存じ上げております。まさにこれからの世界を生きていく若い彼女たち、彼たちが、環境について考えていく、大人に対して何か発信していくというのはとても重要だと思いますので、これはまさに学校教育の中でさまざまな教科活動、あるいは市民科の中でも世界の中の日本で私は何ができるのだろう、品川をよくするため、そして世界の一員としてどうするのだろうかというのは考えていくテーマの中で環境問題を扱う子どももいますので、これからの大切な題材の一片を教員の一人として見せていただきました。

○あくつ委員 ありがとうございます。そうですね、ヨットで来たということでした。徹底していますよね。

それはそれとして、なぜあのように怒っていたのか、それは、環境の話になってしまいますけれども、国連の中の今回の話し合いの中で、大人たちはみんな、これからの10年間で二酸化炭素を50%削減すると決めたのです。でも、その方法はまだわからないのです。それを私たちの世代にわからないものを押しつけないでくれと。だから、私は許さないのだと怒っていたのです。

昨日もちょっと触れましたけれども、日本学術会議という30何万人の日本の科学者の代表の団体があります。日本学術会議、内閣府が所管している団体です。そこが今回のこのサミットに合わせて緊急声明を発表したというところで、その中には、本当にこれから先、この10年間で対策をとらなければ、気温が2度上がってしまう。1.5度だったら人類は助かるけれども、2度だったらもう人類は滅びるというような、そういう声明を出しています。

フランスに、「我が亡き後に洪水よ来たれ」ということわざがあります。自分の世代が終わってから洪水は来てくれよと、大人がそこに目を背けて、これはマルクスなどもよく『資本論』の中でも言っていますけれども、使う言葉、資本家はそういうふうと言うという、資本家の行き着くところはそうなのだと思いますけれども。でも、大人がやっぱり見て見ぬふりをしてはいけないのです。あとは野となれ山となれ、ではダメなのです。

だから、そこについて、さっきも言ったように、そうすると、ステンレスストローの先が尖っているとか、そういうところでステンレスストローを禁止している場合ではないのです。当然、安全面は大事ですけれども。だから、そこのところについて、前にもちょっとそういうお話をしたら、それは校長会でしっかりお話をしますということでした。ある時期までは直飲みをしていた。ステンレスストローは禁止になっていた。担任が変わったら、それはお行儀が悪いからやめなさいというふうに言われて、それはそれでまたお子さんがすごく傷ついてしまったということがありました。それは私から願いをして、もう1回話をさせていただいて再開できるようになりましたけれども、そういうことではないのです。そういう認識ではないのです。いくら品川区の教育が優れていて、品川区がすごく勝ち抜いて、子どもたちが生き抜いたとしても、世界が滅びたら意味がない。だから、そこについては、SDGs、SDGsと、私、何度も何度もいろいろな科目で言っていますけれども、そこは世界の一員としてやっていかなければいけない。これに勝る教育はないと私は思っています。そこのでぜひそういうところについて認識を教育委員会としてもっていただいて、校長会、また学校の先生にも、環境というもの、世界というものを、もう一度しっかりと真剣に考えていただきたい、これが今回の質問の趣旨ですけれども、ご答弁をお願いします。

○篠田学務課長 ご指摘いただいたとおり、請願等の趣旨についても校長会等で話をいたしまして、プラスチックストローの話に関しては、それぞれ学校で必要な対応をとっていくということになっていたのですが、一部なかなか教員のほうまで意識が伝わっていないところがあったというのは、この辺は改めて徹底をしてまいりたいと思います。いずれにしましても、環境問題を踏まえた上で、これから学校としてどうやって対応していくのかというのは非常に重要な問題だと考えておりますので、きちんと取り組んでまいりたいと考えております。

○あくつ委員 ぜひぜひよろしくお願いいたします。いろいろな価値観、ダイバーシティとか、インクルージョンとか、いろいろな言葉が飛び交っています。私も使います。けれども、やはりダイバーシティと言っても、人それぞれの価値観の中で、ダイバーシティもいろいろな深さ、深度や角度があって、それがなかなかうまく伝わらない部分がありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

市民科・各教科充実経費のところについて、平成31年度からの新しい予算なので平成30年度決算にはまだ載っていないのですが、土業など専門的講師の教育への活用というところで、昨年の決算で、今、法教育、税教育、社会保険労務教育、こういったものをしていただいている先生方に、何らかの支援をしていただけないかという願いをして、平成31年度本予算で、専門的講師による授業9万6,000円が形状されています。積算根拠を確認しましたら、専門的講師による市民科等授業1時間につき8,000円掛ける1日2時間で6校分ということでした。6校分の予算を確保しました。これは上半期を確認したら、まだ1件も申請がないということでしたが、当然、依頼を受ける側、もしくは申し出る側の専門家の方たちは、こういう事業があるということは知らないのです。校長先生が手を挙げないと消化されない予算、支援がされない予算だと思うのですが、ここについて、現状と、今どのように周知をしていくのか、それについて伺いたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 ご質問いただきました専門家、さまざまな士業の方たちの学習への協力ですが、もともとまちの人々に学ぶ授業の中で、各学校にご協力いただく内容とは別に、新たに講師料が必要な学校があった場合に支援したいということで、今年度は6校分の予算を立てさせていただき、まちの人々に学ぶ授業だけでは足りない学校等から相談を受けた場合に対応するという内容を今年度予定してございます。

ご紹介いただいたように、1学期の時点ではまだ消化がございましたが、1校、弁護士の活用という相談がございましたので、まずそれで一部予定しております。そのほか、まだ具体的には会計士ですとか、行政書士などによる新たな学習の展開について相談を受けますので、相談がありましたら、教育総合支援センターまでどうぞという形で、今、校長会を通じて周知をしているところでございます。

なお、従来から無償でご協力いただいている内容につきましては、従来どおり、各校について、例えば租税教室ですとか、ご協力はいただいているところでございます。

○あくつ委員 ありがとうございます。繰り返しになりますが、これは協力をしている士業の方には、こういう予算がついたということを知らないの、ぜひそれは校長会のほうから発信をしていただければと思います。

都立高校、東京都教育委員会が携帯の持ち込みを始めたということについては、時間がないので、また場を改めたいと思います。ありがとうございました。

○大倉委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私は、341ページ、就学援助費の中の学校給食費に関連して、給食費の無償化について質問いたします。

この問題、昨年などの決算特別委員会、それから今年の予算特別委員会あるいは文教委員会など、この間、何度も取り上げられてきました。昨年の第4回定例会では、我々の会派の一般質問でも取り上げました。しかし、給食費の無償化、区民の皆さんの中には、非常に強い要望があります。最近、私自身も、相次いで給食費無償化への強い要望を父兄の方々からいただきました。そこで、あえて再度質問させていただきます。

まず、昨年の決算特別委員会で、給食費の無償化にかかる経費は、年間の給食費から就学援助で援助された金額と、多子家庭給食費補助制度で補助された金額を差し引いて、8億7,700万円余だとされています。

そこでお伺いいたします。給食費の無償化にかかる費用は、今も大体このような金額、大体8億5,000万円を超える金額であると認識しておいてよろしいでしょうか。

○篠田学務課長 無償化にかかる経費の関係でございます。昨年の決算特別委員会でのご報告では、そういった数字だったのですが、最新の子どもの人数、それから就学援助額等の実績等を踏まえますと、実際には今の試算でいきますと、9億500万円ほどの金額がかかるという形になってございます。

○おくの委員 ありがとうございます。それから、議事録で見ますと、品川区の考え方としては、給食の費用のうち給食費として保護者が負担しているのは食材費だけで、給食の施設設備経費、それから人件費、光熱水費は品川区が負担しており、そして経済的に困窮している世帯については、生活保護、就学援助、それから多子家庭給食費補助制度によって、食材費も品川区が負担しているので、実質上、無償化が図られているというようなものでした。

しかし、生活保護の捕捉率、要するに、生活保護基準を下回る経済状態の世帯のうち、現実には生活保

護を利用している割合は、一般に2割程度だとされています。つまり、生活保護でカバーされているといいましても、生活保護自体が生活困窮家庭を全部が全部カバーしているのではないのだというのが現実です。そういう意味で、給食費無償というのも必ずしもカバーされていないといえるのではないかと思います。

それからもう1つ、給食費無償化を実質的にカバーしているといわれている就学援助についても少し伺いたいと思います。教えてください。

就学援助というのは、保護者が申請しなければ利用できないということになっていると思います。この制度の周知、申請方法は、品川区ではどのようにされているのでしょうか。経済的に困窮している家庭は、こうした自分にとって重要な情報を入手することが簡単ではない情報弱者の方であることが多いので心配しております。いかがでしょうか。

○篠田学務課長 まず、生活保護等の捕捉の関係ですけれども、こちらはいずれにしてもそれぞれの制度の中で必要な方に対応しているものと考えてございますので、それを踏まえた形で私どもも対応しているものでございます。

それから、就学援助の手続の関係でございますけれども、基本的には毎年4月に入りますと、新年度の新しいパンフレットを作成しまして、すべての児童・生徒に配布をしている。要は、必要であれば申請をしていただけるような形でお配りをしているものでございます。

○おくの委員 周知の方法としては、お配りしているということでもいいと思うのですが、制度をご存じになっても、学校に収入を知られたくなかったり、何らかの事情で収入証明を提出しづらいという家庭があったりするというのが結構現実の姿だったりすると、私には思えます。これ、いずれも仕方がないような事情だと思うのです。その場合、お子さんには罪のないことだと思います。だから、やはり就学援助で必ずしも全部が全部カバーしきれないのではないかという懸念が、どうしても私には残ってしまいます。

それからもう1つ伺いたいします。品川区の多子家庭給食費補助制度、これもやはり就学援助制度と同様の周知、申し込みの仕方なののでしょうか。伺いたいします。

○篠田学務課長 まず最初のご質問で、収入等を学校に知られたくない方がいらっしゃるのではないかとございまして、就学援助に関しましては、申請に当たっては学校を一切通さない形になってございます。それは申し込みのパンフレット等にも書かれてございますので、それから、収入証明等が出しづらいというお話でございまして、基本的に1月1日現在で区内にお住まいの方であれば、家庭状況は区のほうで把握ができますので、所得証明とかが必要な方は途中で転入されたりした方。こちらに関しまして、逆にきちんとした形でとっていただけるような、学務課しかわからない形で対応しますということで周知をさせていただいておりますので、その辺は特段問題がないものというふうに考えてございます。

多子家庭への補助に関しましては、基本的には対象者の方に毎年ご通知を差し上げて、お子さんが同時に3人以上、区立学校に在学されている方に限定されますので、その方にご通知を送らせていただいて、ご申請をいただくという形になってございます。

○おくの委員 かなりきちんとやっておられるということを知って少々安心しておるのですが、ただ、一抹の不安が残るというのがあります。やっぱり相手のあることですから、そこを非常に気になさる方や、パンフレットをたまたま受けとらなかったなどが出てくるというので、完璧を期することはどの制度でもあることではあると思いますが、なかなか難しいという、漏れ落ちるということはあると思います。

そういう懸念はどうしても残ってしまうとは思っています。

もう1つありますのは、就学援助にしる、多子家庭の問題にしる、現金給付という問題がどうしても残ってしまうと思うのです。他方で、給食費の無償化ということになりますと、お子さんへの直接の現物給付という形になると思うのです。そうすると、現金給付ですと、親の都合でほかのことにお金を何かのきっかけで回してしまうということが起こり得るのですが、給食の無償化だと現物給付ということで、そういう心配はなくなってしまうと思うのです。だから、給食費の無償化のほうが、より子どもに対して直接に給付されるということで安心感が残る、そういうメリットもあると思います。そういう意味で、やはり就学援助などの制度ではカバーしきれないものがあるので、私としては、やはり給食費の無償化を考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それからもう1つ、憲法第26条後段の「義務教育は、これを無償とする」ということの解釈ですけれども、私、1年ほど前に発見したのですけれども、よく昭和39年の最高裁判所の判決がこの無償化の解釈で引用されますが、憲法制定時の政府解釈がありまして、これは昭和26年3月19日に、政府は、この無償化の解釈を参議院の文部委員会で問われまして、政府委員自身が答えております。無償には、学用品、学校給食費、交通費などを含むというふうに答えております。その線でやっていただきたいと思います。

○大倉委員長 次に、松本委員。

○松本委員 よろしくお願ひします。私からは、決算書345ページ、連合行事費の連合体育大会、時間があれば、353ページ、図書館運営費を伺います。

午前中も体罰についての質問があったかと思いますが、私からも、平成30年度品川区立学校における体罰等の実態把握について確認できればと思っております。

議事録を確認いたしますと、文教委員会で調査手法についても質問が幾つか上がっていて、重複しない範囲で私も伺いたいのですけれども、今回の児童・生徒への質問紙調査、これは記名式だったということなのですが、質問用紙は誰が配って、誰が内容の説明をして、誰が回収しているのか、こちらをお願いいたします。

○工藤指導課長 質問紙調査を行うに当たりましては、通常、学級での指導がありますので、担任が配付をし、担任が回収しということを行っているところでございます。

○松本委員 これは私も少年事件とかをやっていると、子どもは本当に質問の仕方とか、いろいろなことにすごく影響を受けるのですけれども、これ、大人もちょっと考えていただけるとわかりやすいと思うのですけれども、例えば、体罰というのは、担任から体罰を受けている可能性もあるわけで、これを我々、大人に変えて考えると、例えば、上司からパワハラを受けているときに、上司からパワハラの質問用紙が配られて、そのままパワハラがありますと書けるかといったら、なかなか難しいのではないかと思います。ほかの自治体を調べますと、例えば、回収ボックスを用意したりとか、これはほかの自治体でもやっている全部の調査なので、やり方を変えるのは難しいかもしれないのですけれども、体罰をしっかりと把握するという意味では、回収ボックスを設けたりとか、あるいは、1回用紙を持ち帰っていただいて、封筒に入れて提出するみたいなこともほかの自治体ではやっているようなのです。そういったところもぜひご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○工藤指導課長 今ご提案もいただいたところでございますが、一応この用紙のところは、教室で配付でございますが、つけ加えますと、2つに折って出しなさいというところではございます。ただ、提出の仕方というところでご提案もいただいたところですので、学校のほうで、特に子どもの意見がと

りやすいという方法は考えてまいりたいと考えております。

○松本委員 ぜひよろしくお願いします。

引き続きまして、組み体操についてお伺いしたいのですが、これも連合体育大会とも関連します。先日、神戸の小中学校で組み体操の練習中に事故が相次いで、神戸市長がツイッターで、教育委員会に対して中止を呼びかけるということが起きました。その後、一昨日ですけれども、7日、今年の8月末以降、運動会の組み体操の練習中に、神戸市立の小中学校30校の児童や生徒51人が負傷し、うち6人が骨折したと、神戸市教育委員会が発表したというところでございます。あと、同じ兵庫県でも西宮市だと、連合体育大会で、昭和56年から続いてきた5段タワーの見直しが検討されているというふうな報道もあります。組み体操について、当区議会の議事録を確認しますと、平成28年度予算特別委員会におきまして、たけうち委員から質問がなされております。それに対する答弁といたしましては、「まず校長会のほうと連携を図りながら、保護者、PTAの意見も吸い上げながら、各学校から、それについての意見を収集し、それに対して、今度は校長会と教育委員会のほうで協議をしていこうという段取りを、今進めているところでございます」というふうな答弁がなされております。

まず確認ですけれども、この当区の区立学校におけるタワー型、ピラミッド型の組み体操の実施校数をお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 組み体操に関するお問い合わせでございます。なお、今年度の実施状況でございますが、まず前提となる組み体操を実施する場合は、ピラミッドは3段まで、タワーは2段までというふうに平成28年3月30日付で全校に教育委員会より通知をしておりますので、そちらはすべての学校が守っております。

今年度も、守った上で、3段ピラミッドをやる予定、あるいは実施した学校が2校、2段タワーが7校、両方がいずれかの学年であった学校が15校、行わないという学校が18校、タワーやピラミッドではなく、例えば手をつないで扇のような形をやるだけとか、そういうような組み体操が4校というような実施状況でございます。

○松本委員 通知が出たということで確認できてよかったです。

ある程度の段数とか下げていращやるということですが、その状況で骨折等、けがの発生についてもお伺いできればと思います。

○大関教育総合支援センター長 けがの状況でございますが、年間すべての学校活動の中で、おおよそ前後はありますけれども、30件程度はけががある中で、組み体操に関連するという部分は、実はこの制定以前、過去3年間、4件ありました。そして、制限を設けた以降は、一昨年度が1件、昨年度が1件、今年度が1件、これは練習中も含めまして、走って転ぶなどの要因よりは少ないですけれども、確かに1件、組み体操の練習中に転んだことの骨折はございます。

○松本委員 1校ずつというのが、全部同じなのかどうなのかもちょっと気になるのですが、そこはとりあえず置いておきまして、やっぱり1件起こっているということで、今年の6月ぐらいなのか、これはタワーとかピラミッドについての報道ではなくて、最近、タワーとかピラミッドがやらないようにという指導がいろいろなところから出ているということで、最近増えているのが、人間起こしというふうな技が最近は出ているということで、人間起こしとは何かというと、何人かの児童・生徒で1人の児童・生徒を、肩車ではないですが、上に持ち上げて、それで倒したりとか、そういうことをするものが最近は出てきているというふうに伺っております。これが品川区でやられているというふうに6月にネットメディアで報道されていまして、いろいろと見ていくと、タワー型やピラミッド型と並

んで人間起こしが危険というふうな記載もあったりします。この人間起こしについては、実態は把握されておりますでしょうか。お願いします。

○大関教育総合支援センター長 人間起こしという表現の形では把握しておりませんが、全国的に私立の学校なども含めて、タワーとかピラミッドとは別に、トラストフォール系の技として、人間関係、信頼関係を構築するという目的で、後ろに倒れる子どもをみんなで支える、逆にまた、ぐっと起こし上げるというような行動は、これは心理技法でもともとある内容ですので、友達との信頼関係、学級の集団関係を強めるというような目的で演技の中に一部取り入れる学校はこれまでもあったかと思いますが、特にこのトラストフォールについて、これまで調査等はしてございません。

○松本委員 そうなのです、今の信頼関係を築くということがどうも目的だというふうなところなのですが、そもそも組み体操自体、たしか学習指導要領で別に記載があるわけでもなかったと思いますし、あと、信頼関係を築く中で、仮にこれ、けがをしてしまうと、もちろんけが自体も後遺症が残る可能性があるというのと、実際のところ、信頼関係を築こうと思ってやっていく中で、例えば下の土台になっている子たちが支えきれなくて落ちてしまうというようなことになると、逆に子どもたちも、自分たちの心が、信頼関係を築くためにやったのに、落としてしまったというふうなことで、これは精神的にショックを受けることもあるというふうなことを聞いたりしますので、この点は、いろいろな目的があると思うのですが、とにかくこれは子どもたちの安全を最優先していただければということで、要望させていただきまして終わりたいと思います。

○大倉委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお伺いいたします。私からは、343ページ、教職員研修について、345ページ、教職員支援経費について、357ページ、教材教具等経費について、347ページの市民科・各教科充実経費についてお伺いいたします。

1点目に、市民科・各教科充実経費についてお伺いいたします。

小学校5年生の国語の教科書に、「想像力のスイッチを入れよう」という教材がありますが、品川区では、メディアリテラシーの授業をどのように実施していますでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 委員よりご紹介いただきましたように、5年生の国語の教科書の中では、メディアリテラシーを育てるために、見た目だけに判断を委ねるのはとても危険であること。例えば、見えない部分にはどうなっているのか。円の図形の半分が隠れている場合に、後ろも本当に円なのかどうか、思い込みはないだろうか、実際はどうなのだろう、いろいろな見方をしようよというのが、これは国語の学習の中で区立学校すべての5年生が習っているところです。

そのほか、市民科の中の情報モラル教育といたしまして、1・2年生、あるいは3・4年生は、まだ見ただけで判断する発達段階ですから、インターネットを含めた正しい使い方という初歩的な内容を学んでおりますが、その上で、5年生以上になりますと、「正しい情報についての理解」という単元がございます。やはりそういった中でいろいろな情報があふれる中で、自分にとって有用な情報は何なのか、本当の真実は何なのかよく見極めること、Aという意見、Bという意見、Cという真実、どういうふうに判断すべきかということを市民科の中で学んでいる実情がございます。

○横山委員 ありがとうございます。ご紹介をいただきました。

スマートニュースメディア研究所によるニュースリテラシープログラムをここでご紹介させていただきます。デジタルメディアの利用が急速に進展し、SNSなどのコミュニケーション手段も多様化する中で、インターネットなどの活用は子どもたちの生活の一部となっています。新聞、テレビ、本、ラジ

オに加えて、スマートフォン、パソコンなどのさまざまなメディアに囲まれて、情報があふれる社会に生きる子どもたちにとって、それらの利点や限界を理解し、事実的に情報を読み解いていき、主体的に発信していく能力が不可欠です。さまざまなメディアの仕組みを知った上で、どのように活用したらいいのかを一緒に考えることを目的としたプログラムです。

江東区や佐賀県武雄市の小学校では、ワークショップ形式にて文字と映像の違い、同じ情報でも人によって受けとめ方が違うことを体感し、見出しと画像を作成することで発信者側を体験したり、記事の見出し、写真を考え、ニュースを伝える側を体験することで、発信者側の意図を理解し、情報の伝え方を学習したり、さらには、運動会を題材にグループに分かれて、賛成、反対、別の提案などの見出しを考え、それを比較しながらネットニュースと新聞など、メディアの特性の違いやネットでのパーソナライゼーションなどの特徴を学んでいます。

複数のメディア記事を読み比べて相対化するメディアリテラシーを子どもたちが身につけることの重要性について、区のご見解をお伺いいたします。

私は、先ほどの「想像力のスイッチを入れよう」の著者、下村健一さんによる講座「情報収集時に振り回されないための《4つのギモンとジモン》」で、情報災害を減災するためにインターネットには気をつけましょう、信義を自力で見極めましょうというけれども、予備知識がなく時間もないことが壁になります。4つの疑問を身につければ、知識、時間がなくても踊らされずに済みますという話を伺いました。

4つの疑問とは、疑問1、まだわからないよね、結論を即断しないということ。疑問2、事実かな、意見、印象かな、ごっちゃにして鵜呑みにしないということ。疑問3、ほかの見え方もないかな、1つの見方に偏らないということ。疑問4は、隠れているものはないかな、スポットライトの周囲を見ようということ。

委員長の許可をいただきましたので、タブレットに資料を提示いたします。

1ページ目です。小学校高学年から中学生向けの絵本『窓をひろげて考えよう 体験！メディアリテラシー』からの引用です。

2ページ目をお願いします。2016年の熊本地震の際に、この例とそっくりな「ライオンが動物園から逃げた」というデマ情報がツイッターやLINEで広まり、地震で檻が壊れたと思い、外に避難している人々にますます不安が広がりました。

3ページ目です。情報を広める前に別の情報源に当たるとほかの見え方があるということがわかります。

テレビやインターネットを通じて飛び込んでくるニュースは、多様で膨大な量に上り、その中には虚実の見分けがつきにくいような情報も紛れています。情報に触れるときに意識すること、ネットで情報を発信することの影響、正義の味方だと思った瞬間に自分が偉いと思い込んで真実を見誤ってしまうケースがあること。自分にとって心地よいサイトを閲覧してばかりいると、その心地よさの先に怖さがあるということを実感すること。自分とは違う考えの情報や異なる視点が自動的に流れ込むようにしておくことなど、フェイクニュース対策、メディアリテラシーを高める学習が子どもたちの身を守ることにつながると考えています。

メディアリテラシー教育の強化を要望いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

さらに、子どもたちを通じて、保護者が情報への接し方を見直すきっかけになることも期待しています。子どもたちがお家でお話をしたくなるような工夫など、学校から家庭への働きかけをお願いいたします。

が、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 今委員よりご紹介いただきましたように、想像力をしっかりと子どもたちに育み、メディアリテラシーをどのように有効活用していくか、どういうふうに情報を選択していくかという部分は、とても大切だと教育委員会でも認識しております。現在、改訂を進めております市民科の教科書においても、SNSの使い方、情報モラル、著作権なども含めまして、さまざまな情報から判断するという項目も新たな単元として加えているところでございます。

また、保護者への働きかけにつきましては、中学校単位で行います地域健全育成運営協議会の話題の中の1つとして、ネット系の企業の協力なども得た勉強会を開くなどの中学校区も出てきておりますので、今後とも深めてまいりたいと思っております。

○横山委員 ありがとうございます。市民科のほうでも新たな単元としてメディアリテラシー教育、強化していただくということでご答弁いただきましたし、保護者の方へもぜひ働きかけをお願いしていただきたいと思うのですけれども、メディアリテラシーは思い込みの小さな窓枠を壊して、もっと広い景色を見ようというものです。

スマートニュースでは、アメリカのみになりますが、興味関心にかかわらず、政治についてはリベラルと保守の量のバランスをとって表示をするアルゴリズムになっているとお聞きしました。インターネットは思い込みを固める道具にもなり得るため、人々の分断を広げてしまう危険性をはらんでいます。感染力が高まり、一瞬で世界中に情報を拡散していきますが、一人一人が少し工夫をするだけで、それをとめることができます。国語ですとか、市民科など、情報やメディアの扱いについての学習が行われていますが、1人でも多くの子どもたちが的確に情報をキャッチボールできるように、ぜひ今後ともメディアリテラシー教育を進めていただきたいと思います。

2点目に、教職員研修などについてお伺いいたします。

昨年の予算特別委員会で、学校における備品、教材の管理体制について、各学校で備品台帳とともに備品を管理しており、楽器や給食調理機器等の大型のものについては、教育委員会が把握しているとお聞きしました。

確認をさせていただきたいのですが、グループウェアの電子データとして、すべての備品、教材教具を掲載しているということでしょうか。

例えば、茶道の道具など、各学校ごとに使う時期が異なるような備品、教材教具の管理方法とチェック体制、それぞれの担当者について簡単に教えてください。

各学校で備品などを有効活用していただくことを周知していただいていると思いますが、備品、教材教具の管理については、スクール・サポート・スタッフにお手伝いをいただいたり、また、学校間の有効活用については、学校地域コーディネーターに調整をお願いできるような仕組みになったらいいのかと思うのですけれども、どうなっておりますでしょうか。

「しながわ働き方ルネサンス～学校における働き方改革推進プラン～」について、教育委員会での委員の方々によるご意見は、どのように反映されているのでしょうか。平成30年度の小学校（義務教育学校前期課程を含む）の勤務実績について、土曜日の対象者のうち、出勤者のみの平均値で、平成29年と比較して、副校長が47分、教諭が5分増加しています。平日ですと、養護教諭が2分増加していますが、それぞれの増加の原因を教えてください。

あともう1つ、東京都教育委員会は、一般財団法人東京学校支援機構を2019年7月に設立し、令和2年度からの各種事業開始に当たり準備を進めていると思いますが、区との連携や準備の状況をお知

らせてください。

○篠田学務課長 私からは、備品や教材教具等の管理等についてお答えをいたします。

まず、システム上の登録関係のお話でございますけれども、購入価格が10万円以上の物品に関しては、すべて備品として財務会計システムという中で登録されます。登録されたものについては、管理はそれぞれ登録した所管ですので、例えば学校で買った備品であれば学校が管理する。こちらのデータについては、システム上のデータでございますので、教育委員会においても内容については確認ができるというものでございます。

各学校におけます管理体制、チェック体制等についてでございます。基本的には、例えば、教材教具等で授業等で使うものに関しては、それぞれの教科の先生ですとか、直接関わる方、それから、学校の管理運営にかかわるような物品であれば、例えば事務ですとか、それぞれ必要な方が学校では管理をされているということになります。

それから、学校等における備品の有効活用の関係で、ほかの学校との貸し借りのお話がございました。スクール・サポート・スタッフの方のお手伝いということもあったのですが、学校内での管理に関しては、そういった形の有効活用もあり得るのかと思うのですが、例えば学校間での貸し借りということになりますと、楽器関係などが比較的多いです。そうしますと、例えばそれぞれの楽器の調子ですとか、内容、さまざまな点で、音楽の先生が一番よく知っていたりということで、実は音楽の先生などは、それぞれ教育会の中で情報交換等をされていますので、そういった中で直接やりとりをされている。それが一番実質的に有効な活用方法なのだろうという形で、今のところはそういう形で運用がされているものでございます。

○工藤指導課長 幾つかいただいた中で、まずは、今、備品の管理はございましたけれども、スクール・サポート・スタッフの活用につきましては、やはり教員の事務負担軽減ということがございますので、活用方法については、委員からもご提案いただいたところで、例えば備品あるいは教材教具の管理を教員が担っている場合には、そういったところもスクール・サポート・スタッフが補うことで教員の負担軽減ができるというふうに考えておりますので、そういったところをまた学校のほうにも私どもからも提案するなどして、効率化を図ってまいりたいと考えてございます。

また、学校間のやりとりの中で、例えば、学校支援地域本部が楽器を運ぶというところでご活用いただけたところがあるかと思しますので、そういった調整のところを学校地域コーディネーターが学校との架け橋になるということはあるかと思しますので、そういったことも含めて提案してまいりたいと考えてございます。

また、ご指摘いただきました働き方改革推進プラン策定におきましては、教育委員会内でも議論いただきながら、それをご意見として、また、策定に当たりましては、学校現場の意見も反映しながらということで、校長会等からも意見をいただいているところもございます。

また、ご指摘いただきましたプランの中の土曜日の統計についてでございますけれども、実際にはこれが平成29年7月1日と平成30年7月7日を比較して結果を掲載したものでございますが、やはり行政職員と異なっておりまして、超過勤務命令がデータとして残っているものではありませんでしたので、過去に遡った正確な分析は非常に困難ではございますが、ただ、副校長につきまして増加しているという部分に関しては、平成29年度に比べて平成30年度のほうが、昇任あるいは兼任で着任して、その業務に慣れるという部分で、そういった異動して着任した副校長が多かったことが影響している、大きな数字になったというふうに考えているところでございます。

また、ご指摘いただきました東京都教育委員会が本年7月に設立いたしました東京学校支援機構につきましてですが、現在、本稼働に向け準備を進めているところであるという連絡はいただいておりますが、具体的な活用ルールなどはまだ示されているところではございません。予定されている機能といたしましては、ボランティアあるいは有償スタッフを安定的に供給できるような人材支援バンク機構であるとか、あるいは、学校のための法律相談機能などがあるというふうに伺っております。

私ども区教育委員会としまして、正式に運用が始まりましたら、ぜひ積極的に活用してまいりたいと考えております。

○横山委員 ありがとうございます。備品等につきましては、ぜひスクール・サポート・スタッフですとか、学校地域コーディネーターですとか、さまざまな方策で働き方改革も進めていただきながら、いろいろ、物ですとか、教具ですとか、パッと出てくることによって、先生方も助かると思いますので、例えば長期のお休みのときとか、ちょっと手があいたときなどに、そういった整理をしていただくというようなこともお願いしてみてもいいのかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただけたらというふうに思っています。

教育委員のご意見等は反映されているということで了解いたしました。

平成30年度第2回総合教育会議で、教育長が、昨年1回、シフト勤務を試して、夜の会議がある日、朝少し遅目に出勤してすごくリズムがあって、学校の文化の特性に応じた働き方を考えていかなければならないというようなことを発言されておりまして、しながわ働き方ルネサンスのリーダーである教育長みずからが働き方改革に取り組んで意識改革が進んでいることがわかりました。今後、さまざまな手法で働き方改革を進めていただくのかと思うのですが、意識改革のところ、ずっとその文化の中でお仕事を続けてきた方にとっては、業務改善の意識改革がすごく難しいと思いますので、ぜひそのあたり、研修の充実ですとか、要望で終わらせていただきます。

○大倉委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 よろしくお願ひします。私からは、357ページ、学校ICT活用経費、ページが前後しますが、345ページ、帰国児童・生徒等支援費、349ページ、外国人英語講師学習指導と、日本人英語専科指導員学習指導について質問させていただきます。

まずは、学校ICT活用経費につきましてです。

かつてインターネットが普及する前までは、教師が黒板に書いた板書を一生懸命ノートに写し、教科書や教材を丸暗記して、それを必死に覚えるという知識を詰め込む、そしてテストで高い点をとるということで、将来、社会や地域に貢献できるといった家庭環境や風習が一般的でありました。しかし、現在では、知識や情報はインターネットでいくらかでも手に入るようになって、膨大な知識や情報の中から必要なものを主体的に選び活用できる情報活用能力と想像力の育成が求められております。

また、従来のような教師から生徒への一方通行の授業ではなく、双方向型の授業や、アクティブ・ラーニングが求められている中、ICTはそれを可能にするツールであり、教育の質の向上や時代が求める新しい学びの実現に有効なものと期待されております。

ICT教育に必要な機器の整備につきましては、文部科学省の調査によりますと、平成31年3月時点での無線LAN整備率は、1位が静岡県で73.6%、最下位が新潟県で13.3%、全国平均が40.7%でありました。また、プロジェクターなどの大型提示装置の整備率は、1位が佐賀県の87.1%、最下位が秋田県の17.3%となっており、品川区における整備状況につきましては、午前中に松澤委員から質問がありましたので承知しておりますが、各項目の整備率を教えていただきたいと

思います。

また、整備目標に対する進捗状況もあわせて教えていただければと思います。

○篠田学務課長 ICT機器の整備関係についてお尋ねいただいております。まず、整備率というお話でいきますと、午前中もお話が合ったタブレット等の配備については、ICT推進校に関しては1人1台、そのほかの学校につきましては、今、各学校におきまして1学級分、40台のタブレットを配備して、それぞれ譲り合って使っているということでございます。

将来目標ですけれども、最終的にどこまでという形で明確な目標を教育委員会としてまだ持っていないけれども、現実には、これをICT推進校以外の学校にも、順次増やしていこうという形で今後対応していく予定でございます。

それから無線LANに関しましては、平成29年度から始まりまして平成31年、今年度までにほぼすべての学校、一部改築ですとか大規模改修の関係で、2校ほど残っていますが、それ以外の学校につきましては、今年度中にすべて無線LANについては整備がされるものでございます。

それから、プロジェクター等でございますけれども、現在、品川区内の小中学校、義務教育学校、普通教室はすべて、それから特別教室、音楽室ですとか図工室といったような特別教室に関しましては、2ないしは3つのクラスで配備されております。来年度以降もこれらについては、できるだけさらに充実をさせていきたいと考えているところでございます。

○湯澤委員 ありがとうございます。ICT教育は、整備状況が整ったとしても、必ずしも成績向上に直結してはいないようであります。2019年度の全国学力テストの都道府県別のランキングによりますと、大型提示装置の整備率が最下位だった秋田県が1位で、整備率が1位であった佐賀県が43位という、ある意味、皮肉な結果が出ております。そのような結果は、ICT教育を受けていない保護者たちの世代からしても、成績に直結しないICT教育より、成績に直結する従来型の詰め込み式の学習を望む声もあるのではないかと思います。そこでICT教育におけるメリットとデメリットをどのように考えているか、また、ICT教育に対する保護者たちの意見、子どもたちの反応はどういったものか、あわせてお聞かせいただければと思います。

○工藤指導課長 学校におけるICT等の活用における実態ということでお尋ねをいただきました。

まず、委員ご指摘のところでありましたように、例えば直接的に学力調査の結果等で、私ども、この成果がタブレットあるいはICT機器によるものというような効果検証ができにくいこともございまして、しているところではございません。

ただ、例えばICT推進校での実践の場面におきますと、タブレット端末を使用して学習する、あるいは宿題をするということに対して、児童・生徒が意欲的に取り組むということは、やはり通常のノートに書くというものよりは取り組みやすいという実際の子どもの声は聞いているところがございます。

また、授業の活用場面におきますと、体育の授業において、運動している様子を動画で撮影した上で技能の改善や習得に生かしている、実際に学習場面で活用している。学習効果がそれで高まるという教員の話も聞いているところがございます。

また、そのほか学力との関連でいきますと、本年4月に行われた全国学力・学習状況調査の中でいきますと、例えば「授業でもっとコンピューターなどのICTを活用したいと思いますか」という設問があるのですけれども、それに対して肯定的な回答、「当てはまる」あるいは「どちらかといえば当てはまる」と回答している品川区の児童・生徒の平均正答率は高い傾向にあるという結果が出てございます。それにおいては、ICTを活用した授業を行うことは、学力向上に一定程度効果は見られるというところ

ろは考えられるところということではございます。ただ、それが直接的に学力に結びつくという部分ではございませんというところがございます。

また、ＩＣＴ機器に関する保護者に対するというところでは、直接的に私ども聞いているところではないのですけれども、それについては、今後、保護者の方のご意見なども引き続き私どもでお聞きしながら進めていきたいと考えてございます。

○湯澤委員 ありがとうございます。ＩＣＴ教育を行う上で、教える側の立場である教師のあり方も重要であるかと思います。すべて教師がタブレット端末を使いこなせるわけではないと思います。また、教師の業務量は非常に多く、２０１８年度の過労死等防止対策白書によりますと、教職員の１人当たりの平均勤務時間は、通常期で１１時間１７分とのことでありました。児童・生徒が登校してから下校するまで、ほとんどの時間、職員室にはおらず、教室や廊下、体育館やグラウンドで過ごすため、ＩＣＴを取得できるような環境にないことが原因だとされております。

そうすると、せっかくＩＣＴ機器を導入したとしても、クラスによっては担当教師が操作が難しいと感じ、ほとんど使いこなせていない、ＩＣＴに詳しい一部の先生に聞かなければならないといったことが起こるような気もしますが、そういったことに対しての対応策などを考えていたら教えてください。

○工藤指導課長 タブレット端末等ＩＣＴ機器の学校での活用というところでお尋ねをいただいたところでございます。

やはりタブレット端末等を活用する、本区の配備状況で申しますと、ＩＣＴ推進校で１人１台のタブレット、また、推進校でなければ４０台を活用するということがございますけれども、やはりその中では、タブレット端末等ＩＣＴ機器は、学習を行う上での１つのツールである、それをいかに授業が使いこなすかという、まさにその観点であるというふうに考えてございます。タブレットを使うことが前提ではなく、学習の中でいかに効果的にそれが使えるか、そういう意味では、ご指摘いただいているとおり、教員のＩＣＴを使うスキルも向上させなければいけない。ただ、そういったところでは、スキルを上げていただくこともいかに効率的にできるかというところを、私ども、学校の教員に対しての研修という部分であっても、そのやり方も含めて検討するべきであるというふうには認識してございますので、今後、ＩＣＴ機器等の活用が進むよう、また、スキルアップの方法等につきましては、引き続き、検討し、また学校に指導してまいりたいと考えてございます。

○湯澤委員 ご回答ありがとうございます。未来を担っていく子どもたちが生き生きと学べる環境、そして教師たちの負担軽減、また保護者たちにも理解を求められるよう、より一層の調査研究を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、帰国児童・生徒等支援についてでございます。

まず、こちらの事業内容と成果をお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 帰国子女あるいは外国籍のお子さん、品川区ならではの課題といたしまして、毎年といいますか、もう何月という特定の月ではなく、多く転入がございます。来日して間もなくのころは日本語がなかなかお話しできなかったお子さんでも、小学生段階ですと、大体２か月ぐらいいで、友達と遊びながら日常会話程度はできるようになっているような実態がございますが、ただし、学校で学習を学ぶために必要なある程度の日本語の支援ということで、ＮＰＯ法人を活用いたしまして、日本語短期指導集中教室を行っておりまして、おおむね３か月１クールの形を通級するような形で、授業の途中、抜ける形にはなりますが、通えるような支援を行っているところです。１クールで大体の子は大丈夫ですし、さらにもう少し深めたいお子さんですとか、放課後の２クール目に入るような生徒も

いらっしゃいますので、高等学校受験などへ向けて、9年間のスパンの中でどのタイミングで入ってくるかは個々に差はございますが、支援しているところでございます。

○湯澤委員 ありがとうございます。これ、対象となっている子どもたちは何人ぐらいいて、増加傾向にあるかどうか。それから、指導に関しまして問題や課題があれば教えていただければと思います。

○大関教育総合支援センター長 例年、年間トータルの延べの件数ですが、初期段階のレベルの3か月クールだけで終わるお子さんで50名前後、さらにJSL2といいまして、放課後の高等学校受験まで含む内容は、やはり50件近くのお子さんが、両方トータルしますと100人ぐらいのお子さんに対応しております。

○湯澤委員 今後も帰国児童が増える傾向にあるかもしれませんので、ぜひ帰国児童への幅広いサポートを引き続きお願いしたいと思います。

最後に、外国人英語講師学習指導と、日本人英語専科指導員学習指導についてお尋ねいたします。

この学習指導制度は、担任教師の負担軽減とともに、英語が楽しく学べると区内や区外から高い評価の声が届いており、今年の3月27日の東京新聞朝刊には、芳水小学校の6年1組の担任教諭と日本人指導員英語専科が、子どもたちと笑顔で授業に取り組んでいるという写真が紹介されております。

そこで、外国人英語講師と日本人英語専科指導員では、指導内容にどういった違いがあるのでしょうか。

また、海外の方は日本人があまり使わない独特のジェスチャーをボディランゲージを行います。これを学校で学べるのはとても有意義だと考えます。英語力とともに、ジェスチャーやボディランゲージを知っておくことは、外国の方との距離も近づくと考えます。なるべく外国人英語講師の指導員を増やすことや、ほとんど日本語が理解できない外国人と日本人英語専科指導員がペアになって指導を行うことなども提案させていただきますが、ご見解をお願いいたします。

○工藤指導課長 特に小学校段階における英語教育についてお尋ねをいただいたところでございます。

まず、外国人英語講師、いわゆるALTといいますが、本区では、1、2年生の学級に担任とTTで入る形で行ってございます。また、私どもJTEと呼びますが、日本人による英語専科指導員が3年生から6年生まで担任とTTで入る体制でございます。

また、行っていく上では、特に低学年、1、2年生においては、やはり外国人英語講師でございますので、発音等、ネイティブな発音で音になれ親しむというところを重視しているところでございます。その中で、委員ご指摘のように、やりとりの中で学ぶところもあろうかと考えてございます。

また、3年生以上につきましては、英語の技能的には非常に高い専門の指導員が、担任と授業づくりにおいては日本語でコミュニケーションができるところで、授業づくりが進むという観点で、英語専科指導員は3年生以上に配置をしているところでございます。

○大倉委員長 次に、石田ひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、項目がどこかわからないのですが、性教育についてと、子どもたちの歯の健康について伺いたいと思います。

まず、性教育ですが、国際的には、性教育、そして性の学習を保障することは、性の権利の重要な一部となっています。1999年に世界性科学学会によって出された性の権利宣言では、すべての人が包括的性教育を受ける権利を有することがうたわれています。性教育が性の権利として認識されると、性教育の内容も性の生理学的な側面にとどまらず、健康と関わる科学的知識、また、人と人との関係性や性行動を選択するための価値観やスキル、性の文化的、社会的側面等を含むものとして豊かに広

がります。こうしたことから、２００９年にユネスコが中心となって「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が出され、そこで示された包括的性教育の枠組みが世界的に性教育の指針となっています。ヨーロッパ各国はこのガイダンスをもとに、国ごとにガイダンスをつくり、アジア諸国でもこのガイダンスを踏まえた性教育の指針が国レベルで出されているという状況です。

しかし一方、日本は、このガイダンスを活用する動きは全く見られず、世界の性教育のラインに届いておらず、大きく取り残されている状況です。多くの研究者や有識者は、この日本の状況に焦燥感を感じずにはいられないと、日本の性教育の遅れは深刻だと警鐘を鳴らしています。

こうした状況を区はどう認識されるでしょうか。伺います。

○大関教育総合支援センター長 学校における性教育の充実という観点でご質問いただきました。

文部科学省が学習指導要領を定めておりまして、そちらに基づき、品川区立学校教育要領も区の学校で適切に、各学年、発達段階に応じた内容を一斉指導の中では取り組んでいる実態がございます。その中において、例えば学習指導要領に定められておりますとおり、中学生の段階では、エイズおよび性感染症について取り扱うこと、その中において、感染経路は性的な接触にあることから、予防にはコンドームが有効であるということは、これは教科書にも載っており、一斉指導の中では触れているという実態がございます。そのほか、個別の指導、対応が必要なケースにつきましては、ご家庭との共通理解を得ながら個別に対応しているのが本区の実態でございます。

○石田（ち）委員 この日本の現状に世界から見ても遅れていると、こうした認識はあるのかどうか、もう一度伺います。

○大関教育総合支援センター長 どのような切り口で考えるかというところで意見がすれ違ってしまいう場面もあるかと思いますが、委員がご指摘されるのは、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという観点からの世界の近年の動きの部分の特に強調されている部分かと思います。それを受けまして、文部科学省といたしましても、学習指導要領を委員会では定めてきた中で、やはり適切に発達段階に応じて一斉指導で行うものと個別のものはきちんと区別することが大切である。もし行う場合には、十分に保護者の理解も得ながら、また、発達段階を超えて、例えば中学生に高校生段階の内容を教える場合には、すべての保護者に了承を得る必要があるという部分が今回の東京都の性教育指導の手引きでも示されてございます。

そういった観点から、特に品川区だけが遅れているということではなく、日本の公教育として必要な内容を指導しているというふうに認識しております。

○石田（ち）委員 ぜひ日本は遅れた状況だということを認識していただきたいと思うのですが、性の権利として、生涯にわたって性教育、また性の学習が保障されること、また、すべての子どもにその機会が保障されるためには、学校の役割は極めて重要だといわれています。先ほどお伝えした「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、９歳から１２歳でどのように妊娠するか、そして望まない妊娠を防ぐことができるという避妊の方法を教えます。先ほど、教育総合支援センター長は、こうした感染症を防ぐこと、そして避妊を有効にする、そういった避妊具の話はされましたけれども、避妊をすること、その前に、どのように妊娠するか、こうしたことを教えることが必要ではないでしょうか。今、日本の学習指導要領、そして都の性教育の手引き、先ほど教育総合支援センター長も言いましたけれども、こういったところからどのように妊娠をしていくのか、これは何歳で教えるということになっているのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 中学生段階においては、性の役割ですとか、あるいは性情報がどの

ように環境として氾濫しているのか、どのように自分自身、性加害者、被害者、どちらにもならないということが大切だという社会的な面も、それは性教育の中で触れる内容でございますが、性行為自体を指導内容にしているのは高校生段階と学習指導要領では定められております。

○石田（ち）委員 日本産婦人科医会の性教育指導セミナー全国大会が毎年行われていますけれども、ここの一昨年のメインテーマが「15歳以下の妊娠・出産をゼロにするために～今私たちにできること～」ということで議論がされておりました。その中の報告では、以前から性教育の必要性を感じてきた。思春期、いや、心身が変化していく思春期になる前の段階から教えるべきことがある。即ち、自分の体、女性と男性の体についていろいろなレベルでの性的関わりについて、妊娠、出産、子育てについて、性的関わりの前提たるべき人間関係と社会性についての正しい知識を持ってもらいたい。また、より具体的に男子に対しては、性の暴走を抑える姿勢、相手の気持ちを尊重して性衝動を抑制するスキルを教えるなければならない。女子に対しては、自己尊重感を育てて、自分を大切に作る姿勢と、自分の尊厳を損なう場合には明確に「ノー」と言えるスキルを教えたい。性教育は正しい情報の提供と人間の尊厳を中心に置いた考え方の教育である。子どもたちがそのときどきの発達段階に応じて、男性、女性、そして人生を幸せに生き、責任をもって命を次世代につないでいけるために、性教育は大人と社会が果たすべき喫緊の課題であると思うということで、日本産婦人科医会もこうした性に関して、望まない妊娠をしてしまう、そしてまた、先ほど教育総合支援センター長も言ったように、性の被害者、加害者にならないために、思春期、いや、思春期の前の段階から教えるべきことということで訴えているわけです。ぜひこの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」にのっとって、9歳から12歳、およそ思春期を迎える前に、どのように妊娠するか、このことを教えるべきですし、それが性行動を助長することには一切ならないというのが、この間、世界でも明らかにされている。証明です。むしろ慎重になるという結果も出ていますので、ぜひ思春期の前の段階にこうした妊娠をどのようにしてしまうのかということをお教えしていくべきではないでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 思春期の前の段階から丁寧に教えていくべきではないかというご質問でございますが、小学校段階で、低学年、中学年、高学年、それぞれの段階に応じて男女の体の違い、中学年になれば、初経、精通が出てくること。そして高学年になりますと、体つきが変化していく、個人差があること、そういったことは保健の内容で扱うようになっております。また、理科では妊娠から出産までの母体の変化という部分を学ぶ、これは小学生の段階から学んでおります。

そして、中学生段階になりましたら、人間関係ということ、これはまず男女の性の別は問わずに、自分と他者との人間関係をしっかりと学んでいこうというのが義務教育段階のまず一斉指導で行うべきものだというふうに考え、そこに対する対応をしております。また、望まぬ妊娠を防ぐための個別の具体的な対応につきましては、一斉指導ではなくて個別の対応を丁寧に進めているところでございます。

○石田（ち）委員 すごく子どもたちも混乱する、矛盾を抱えると思うのです。避妊具の使い方やこういうものがあるということは教えるのに、どのように妊娠してしまうかということをお教えせずに避妊具のことだけを教えるというのは、教わる側としてもどうということなのだろうということになってくると思うのです。そこに文部科学省が歯どめをかけているということも言われています。ぜひこの品川では、望まない妊娠を防ぐ、そして人間と人間との社会的な関わりとして、健全に育っていく学校教育をしていただきたいと思います。世界から遅れた状況のもとで、これから訪日外国人とも接する機会が増えてくるかと思えます。多様性の感覚もさらに広がります。そこに性がついていかないということがないように、ぜひとも早急に遅れた性教育の改善をしていただきたいと思います。

続いて、子どもたちの歯の健康について伺います。

今、全校で昼食後の歯磨きがされているということだと思うのですけれども、以前は全校ではなかったのではないかと思いますけれども、これはいつから変わったのか伺うのと、歯を磨くことがなぜ大切か、歯の健康について、小中学校で直接児童たちに教える機会はあるのでしょうか。

○篠田学務課長 今、学校における歯磨き等の移り変わりですけれども、もともと学校ではさまざまな機会を通して歯磨きの奨励はしていたのですけれども、具体的には歯科医師会と連携しまして、8年ほどモデル事業ということで幾つかの学校で昼食後の歯磨き事業に取り組んでまいりました。昨年度から全校で、学校によってさまざま設備等の制約があるものですから、1年を通してずっとできる学校ばかりではないのですけれども、必ず何らかの形ですべての学校で歯磨きに取り組めるような形で、昼食後の歯磨きといったことに取り組んできてございます。

○大関教育総合支援センター長 具体的に学ぶ場面といたしましては、日常的な教師、担任による指導、あるいは養護教諭による声かけなどのほかに、歯磨き粉のメーカーのご協力を得て、歯科衛生士によるインターネット回線を通じた一斉指導を体育館で行った学校などもございます。

○石田（ち）委員 全校での昼食後の歯磨き、モデル校でやられていたときから、全校でやるべきではないかと私もずっと求めてきていましたので、昨年度から全校で、いろいろある状況ですけれども、全校でということですのでうれしく思います。

歯磨きについて、なぜ歯磨きが必要かということは、歯の汚れをとるということだと思います。でも、なぜ歯の汚れをとることが必要かということは、歯周病や歯肉炎、そして今やもう歯は全身の健康に影響するということもいわれている状況ですので、そうした、どうしたら歯周病になっていくのかというプロセスまでも教えていくと、子どもたちはすごく納得して歯を大事にする、歯磨きしなければ歯がなくなるみたいな、そういった認識になっていくのではないかと思います。特に思春期には、口臭や心理的な感覚が敏感になっていきます。そういう時期を捉えて歯についての口臭を防ぐことにもつながるし、歯を健康に保つことにもつながるという歯の構造部分からもぜひ教えていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 6年生の保健の教科書に出てまいりますが、病気の予防という単元がございます。その中で歯の病気、口腔衛生の大切さについては学ぶようになっております。

○石田（ち）委員 先ほど、歯科衛生士と回線でということでありましたけれども、歯科衛生士も歯科衛生士学校で学校や幼稚園などで指導するという実習もしますので、直接そうしたわかりやすい模型なども使ってやってくれますので、ぜひ歯科衛生士に実際にやっていただく機会を増やしていただきたいと思います。

○大倉委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、339ページ、家庭教育力向上支援、345ページ、いじめ防止対策費、349ページ、マイスクール運営費、365ページ、就学时健康診断、この4点から、ページ数順不同ですが、お聞きしてまいりたいと思います。

まず初めに、いじめ防止対策費からお伺いしたいと思います。

つい先日、学校の先生同士によるいじめの報道を目にいたしました。本来、いじめの指導をする先生が、みずからいじめ行為を行っていたという何とも咄然、愕然とする報道でした。まずこの事件について、学校をはじめ、子どもの保育、教育に携わる幼稚園、保育園についてもお伺いいたします。

○工藤指導課長 今お尋ねいただきました先般報道があった教員によるいじめというところ、幼稚園、

保育園も含めてとありますが、幼稚園、学校含めてのところで区教育委員会としての捉えでございますけれども、報道にあったような事案におきましては、もちろん学校内においてはあつてはならないことであるというふうに認識してございます。また、この事案は、報道によればですけれども、教員いじめというふうにされておりますが、まさにハラスメントの事案でもあるというふうに捉えてございます。たとえ悪気がなかったなどの無意識的であっても許されないことであると認識してございます。

もちろん品川区におきましては、区教育委員会といたしましても、このようなことが発生しないようにするために、ハラスメントも含めて教員の服務事故防止の観点ということでも、毎月の校長連絡会におきましては、具体的な事例を含めながら資料を提供し、各学校において研修を実施しているところでもございます。

また、ハラスメントの対応等につきましては、ハラスメント窓口を設け、また、教職員対象にもそういった窓口があるということも年間2回にわたって周知をしながら徹底を図っているところでございます。

○佐藤保育課長 保育園についてのお尋ねでございます。保育園に関しましても、絶対にあつてはならないということございまして、日ごろから、園長、副園長等がコミュニケーションの円滑化を図るとともに、未然防止に努めております。また、マネジメント研修の一環を通してハラスメント防止であったり、各職層の役割について継続的研修を行うことで、お互いを尊重し合う職場風土の構築に努めております。

○こんの委員 それぞれご答弁ありがとうございました。今年の3月の予算特別委員会でも、私はこのいじめの防止対策費を取り上げまして、クラスの担任の先生の立ち居振る舞い、姿勢、これがダイレクトに児童・生徒の教育に影響してしまう。こうしたことを指摘し、いじめを生まない学校環境をつくるには、教職員の先生方の質の向上と、向上させていくために学校経営者である校長先生による先生方への励ましや思いやりのあるコミュニケーション、こうしたことによる先生方の働きやすい環境、学校づくり、これを求めました。

さて、国連が示す持続可能な開発目標、SDGsでは、現在策定している区の長期基本計画の中にしっかり盛り込み、具体的に明記していただきたいことは、先日、総務費の中で、我が会派のあくつ委員より指摘をさせていただいたところです。

そこで、このSDGsの17項目のうちの4番目にあります「質の高い教育をみんなに」について、各学校、保育園、幼稚園、今の現状から見て、この4番目の目標はどのように捉え、今後どのように教育、保育の環境に展開されようとお考えでしょうか。学校、幼稚園、そして保育園、それぞれご答弁をお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 まず、学校教育の観点から、SDGsの取り組みの部分でございますが、やはり4番目の質の高い教育をという部分をどのように学校は今後保障していくかという観点から、長期基本計画にも、今、計画の策定に着手しているところでございますが、学力保障をできるための、学ぶための体制づくりという部分は重要な観点だと思っております。そのために、例えば不登校の傾向のあるお子さんへの対応であったり、あるいは、特別な教育的ニーズのあるお子さんへの対応という部分で、現段階ある環境をどれだけ充実させることができるか、あるいは、合理的配慮は可能かという部分を大切に、さまざまな学校の行事も含めた事業には取り組んでいくことが大切であると認識しております。

○佐藤保育課長 保育園においての子どもの権利を理解した保育等の実施でございますが、各園で、

毎年、園運営の全体計画を作成しております。その計画において人権尊重の項目が明記されておりまして、そちらに関しまして子どもの権利を尊重する上で必要になることを明記し、職員に徹底しております。

また、園長だけではなく、保育士も含めて全職員、子どもの人権に関わる研修も行っておりますし、園内研修でも園長を通して継続して人権の研修を行っておりますので、今後も委員ご指摘の趣旨を踏まえて継続的に行っていきたいと思っております。

○工藤指導課長 つけ加えまして、幼稚園、学校のところで、質の高い教育を持続的にやっていく上でも、今行っております教員の働き方改革においては、やはり教員が教員免許を持っているからこそできる仕事、授業準備等に注力する、子どもたちと向き合う時間にする、こういったことができていくことが質を高めていくこと、またそういったことを持続できるような取り組みとして、働き方改革をさらに進めたいと思っております。

また、全校で行っている品川コミュニティ・スクールにおきましても、学校だけで教育を行うという部分ではなく、学校支援地域本部等と連携も含めながら、また、校区教育協働委員会等の支援もいただきながら、そういった意味の地域も含めた社会総がかりというのが持続可能になっていくと思いますので、引き続き、質の高い教育が持続していけるような取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○こんの委員 それぞれありがとうございました。4番目の目標の具体的なターゲットとして、このように言われております。「子ども、障害、およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供するようにする」とあります。まさにこうした教育環境を各学校、保育園、幼稚園において提供していただける教育行政、保育行政であってほしいと期待するところです。

そこで、この目標を具現化させていくために、子ども、児童・生徒に関わるすべての大人の姿勢が鍵であると考えております。子どもと関わるすべての大人の姿勢は、子どもにもきちんとした人権がある、そして子どもは人権を持つ1人の人間であるという意識、そして認識、意識、これを大人の側がきちんと持って、そうした認識、意識で子どもや児童・生徒に関わるということが重要であると考えております。

そうした姿勢は子どもの権利条約にも通じており、子ども自身が学ぶこととともに、まずは学校の先生、保育園、幼稚園の先生が子どもの人権に関する権利条約をきちんと学ぶことが大事であり、現状はどのようにされているのか、まず伺います。

また、子ども、幼稚園におけるこうした子どもの最大の教育環境は、教師、先生自身であるという姿勢で、今後の学校、保育園、幼稚園におけるいじめ防止、いじめを生まない安心安全な環境、保育環境、教育環境をつくっていただきたい、このように要望いたしますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 人権教育の大切さは、これは学校教育、幼稚園教育においてもとても大切な核だと認識しております。本区においては、各校の人権教育担当の教員、幼稚園からも代表者に出していただきまして、毎月1回程度、人権に関する内容を研修会のような形で行い、そして学校に持ち帰っていただいて、さらに広めていただいております。

また、研修会だけではなく、品川教育の日を学期に1回行う中で、これはいじめ防止が最初のスタートにはなっておりますが、当然、基本となる人権の尊重という部分は、これは平成25年度以降、毎年学んでいるところでございまして、今後ともこれは充実させていかなければならないと考えております。

○佐藤保育課長 保育園における子どもの人権に関わる件でございしますが、それに関しまして、教育委員会と同様、非常に大事だと思っております。継続的に子どもの人権に関わる研修を行っておりま

して、来月も実際に弁護士等を招いて行いますので、そういった中でも非常に大事なものだということを再度徹底していきたいと考えております。

○こんの委員 ありがとうございます。今、ご答弁いただいた姿勢、大事な点を確認させていただきました。これからも子どもにとって最大の教育環境が教師自身であるというところを捉えていただき、今後の教育環境をよろしくお願いいたします。

続きまして、マイスクール運営費をお伺いいたします。

これは関連して不登校児童の在宅学習支援についてお伺いしたいと思います。

文部科学省では、家庭にひきこもりがちな不登校児童が十分な支援が受けられなかったりする、そうした不登校のお子さんの学習の遅れを取り戻す中学校卒業後の進路選択、こうしたことの妨げにならないように、自宅学習、ITを活用した自宅学習を進めております。そうした通知が教育委員会のほうにも来ていると思いますけれども、児童・生徒に実際にこれは使われていらっしゃるのでしょうか。自宅学習の実績はありますでしょうか。現状を簡潔にお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 高等学校受験に向けまして、特に中学生段階の不登校傾向のお子さんは、eラーニングの形を、IDをきちんと学校に申請いただくことで配付させていただいて、そのお子さんが、自宅だけでなくマイスクール五反田に来てeラーニングをやっているなどという事例も出てきてございます。

○こんの委員 ありがとうございます。一部そうした動きでしてくださっているというところですが、実態として、この不登校のお子さんの中に、マイスクールにも行かれずひきこもっている現状、こうしたことが実際に私も5、6年前にご相談を受けたことがあるのですが、その方のケースは、行きたいけれども行かれない、マイスクールにも行かれない、勉強の遅れが気になるけれども、お子さん自身も保護者もどうしていいかわからなくて、苦悩に悩む、そして時間だけが過ぎてしまう、焦り感に苛まれる毎日を過ごしていたという状況でした。こうした場合、まさにITを活用した自宅学習という対応ができたのではないかと、その当時、この文部科学省の取り組みが私も認識がなく、そして学校やマイスクールからも提案がされたのかどうかかわらず、結局そのまま時間が過ぎてしまったという大変に悔やまれたケースがありました。

そこで、現在、マイスクールにも行かれないお子さんについて、積極的に文部科学省が通達しておりますITを活用した自宅での学習、行かなくてもできるような環境づくり、こうしたことを積極的に展開していただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 実際に、例えば民間の企業が経営資本となっている形のフリースクールのような形で、その所属するお子さんが、マイスクールにも来られない形で自宅でインターネットでそちらの学びを今年度から始めて、そこについてスクーリングのときのために通学定期の発行をしてほしいですとか、あるいは、こういうふうに学んだという情報提供をきちんとしますので、出席カウントを認めてほしいという個別の相談は、今、来始めております。それは学校長が学習内容を確認できるという状況の前提であれば、校長判断でどのように対応すべきかは今後の研究材料だというふうに現段階では捉えております。

そもそも病気等により通学できないお子さんを対応するなどのさまざまな広い可能性も含まれている分野でございますので、もう少し情報収集に努めてまいりたいと思います。

○こんの委員 ありがとうございます。個別の案件で対応していただくというところでは、今のご答弁を聞いて大変に安心いたしました。ひきこもりがち、それを何とか社会との接点を持てるような、そ

うした環境にするには、個々のケースをよくよく聞き取っていただき、見ていただき、対応していただくことが必要かと考えますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○大倉委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 よろしく願いいたします。私からは、345ページの帰国児童・生徒支援費、それから349ページのオリンピック・パラリンピック教育推進事業、そして365ページ、学校施設建築費、時間があれば、343ページの区固有教員と、347ページの学力定着度調査経費についても少しお伺いしたいと思います。

まず、帰国児童ですけれども、これ、外国籍のお子さんにおいても思うのですが、日本語でコミュニケーションがとりづらい保護者の方は、区内にどのくらいいらっしゃるのか、またどのようにフォローされているのかをお伺いしたいと思います。

それから、オリンピック・パラリンピックに関しては、学校観戦プログラム、これ、特に5歳から高校生までの子どもたちがオリンピック・パラリンピック観戦の計画となっておりますけれども、特に幼児あるいは低学年の子どもたち、また支援が必要な子どもたちの安全の配慮、安全が大変心配です。夏は熱中症の危険があるだけではなくて、公共交通機関の混雑もラッシュ時以上と想定されており、また、トイレや休憩場所の確保も困難であると考えられます。複数の幼児、児童が体調を崩すことも想定されますけれども、引率体制や救護体制をどのように考えていらっしゃるのか、保護者にはいつどのような形で説明をするのか、また、その日の天候などにより、中止の判断も必要だと思いますけれども、事故防止と苦情防止の両方の観点から、学年に応じた客観的な判断基準を区教委が示すことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。まずはその2点、お願いします。

○大関教育総合支援センター長 1点目のお尋ね、保護者の方が日本語でのコミュニケーションがなかなか難しいケースでございますが、今、各校、おおよそ2、3家庭はそういったご相談をこれまで教育総合支援センターで受けております。平均的な数字でございますが。そのために教育総合支援センターでは、通訳のできるタブレットを配備いたしまして、その要請のあった時点でその学校に貸すことによって、その保護者の方、タブレットの向こう側の保護者の方の母語が話せる方と会話ができるようなシステムで、いろいろな学校支援を行っております。そのほか、通訳の方を実際に派遣するなどしております。

○工藤指導課長 来年度のオリンピック・パラリンピック競技観戦についてお尋ねをいただきました。

私ども教育委員会で行う予定でございますのは、公立幼稚園および公立学校のすべての5歳児、児童、生徒を対象に、高校生は私どもでいうと対象ではないのですけれども、それプラス引率者を対象にしまして、東京都教育委員会からチケットの配券を受け、競技観戦をするものでございます。

また、実施にあたりましては、委員にご指摘いただいていますように、やはり暑さの対策を重要であるという観点で考えてございます。そういった意味では、幼稚園、また低学年のところの引率も含めて、引率体制のところも、実際、引率者数も、例えば幼児であれば5人に対して1名の引率者ということで、東京都のほうでの配券基準をいただいているところでございます。おおむね幼稚園から小学校、中学校、義務教育学校が通常行っている校外学習の引率者を上回る配券数が暫定としては示されているところでございます。

さらに加えますと、介助員であるとか支援員が必要な場合ということで、現在、さらに追加を要請しているところでございますので、通常の校外学習と同程度の引率は可能であること、さらにそれを上回るといったところで考えているところがございます。

また、保護者等への周知につきましては、現在、競技等も含めて暫定ということで、都教育委員会と調整しているところがございますので、それらが確定し、また教育委員会としての学校への支援体制も定まった段階で保護者には周知を図っていきたいと考えてございます。

判断基準と暑さ指数などということでございますけれども、やはりかなりの暑さが予想されるところもございます。委員からのご提案は、学年等に応じてというところではございましたけれども、現状で言えば、現在行っている学校行事を行う際、あるいは部活動を行う際も熱中症の事故防止という観点で、私どもは、例えば暑さ指数などの指針をもとにしながら、特に当日、天候、気温、会場までの距離、観戦場所など、さまざまな要因、状況がございます。その際には、無理に行わずに中止も含めた判断を行うようということで校長には指示をし、そういった体制でまいりたいと考えておるところでございます。

○あべ委員 ありがとうございます。外国籍の保護者の方、必要な方が皆さんそのサービスを使っているわけではないようです。適宜、周りのお母さんたちに聞いている方もいらっしゃるようですので、抜けのないように、各学校に改めてフォローをお願いしたいと思います。

それから、競技観戦のほうですけれども、いろいろと体制をとられていることはわかりました。ありがとうございます。最終的には、やはり当日の判断だと思いますので、そこが学校の負担になり過ぎないように、さらに検討を進めていただければと思います。

それから、学校施設建設費ですけれども、学校は災害時の避難所になりますが、その際、校舎内のトイレが機能することが、健康上も衛生上も防犯上も大変重要です。災害時に手動で切り替えて水の使用料を5分の1に減らせる災害トイレというものもできておりますが、ただ、配管からの対応が必要であり、学校の改築やトイレの改修などに導入を検討してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○有馬庶務課長 プールの改修とか改築のときの節水型のトイレの改修かと思います。

現在も改修するときには節水型のトイレを使っているということですので、より一層、節水型のそういうトイレが出たということは、こちらも把握しております。

ただ、それについては、配管が下水までちゃんと流れるかどうかというような課題もあるということです。ですので、もう少し実績とかそういうものを見ながら導入は考えていきたいというふうに今のところ考えているところでございます。

○あべ委員 ありがとうございます。いわゆる災害対応型というものでありますけれども、ご検討いただければと思います。

あと2つですけれども、区の固有教員、こちらのうち特別支援教育の免許を持っている方も多かったと思いますけれども、今、人数は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。その先生方を中心に医療的ケア児の対応を可能にする研修を受けていただくという考え方もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

また、今、固有教員は副校長までおられますけれども、校長への昇任をめぐる課題は整理されたのか伺いしたいと思います。

あと、学力定着度調査ですけれども、これ、学習指導の改善に学力定着度調査の結果は役に立つものと私も考えております。そのため、以前、品川区では、調査結果は非公表であり、校内での指導に役立てていただいたと。これを私は区教委としての見識だったと思っております。しかし、今は結果が公表され、外部ではランキング的な受けとめ方をされる、そうしたことを助長する弊害も感じております。改めて、公表の目的と、改めて非公表にすることを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○工藤指導課長 まずは区固有教員の状況から説明させていただきます。特別支援学校教諭の免許所

持者は、27名おうち5名ございます。研修については、後ほどまた答えさせていただければと思います。

また、区学力定着度調査等での結果の公表のところでございますが、いわゆる全体をまとめた平均の正答率、あるいは順位も含めて、そういったものを区の学力定着度調査においては公表しないようにということでは指導しているところでございます。

ただ、その学校で課題が見られる部分、こういった単元内容が課題であるということは提示をするということは構わないというふうにしているところでございますので、そういったところで課題がないよう、子どもは学校のほうに注意してまいりますし、もし課題があるようであれば指導してまいりたいと考えてございます。

○大関教育総合支援センター長 区固有教員による医療的ケア児童への対応というご提案でございますが、都立特別支援学校においても、看護師の配置があった上で、さらに、医療センターの医師の研修を受けた上で、初めて経管栄養などをやっているという実態がございますので、さまざまな状況等含めまして研究してまいります。

○工藤指導課長 区固有教員の校長への登用というところの課題が整理できたかというお尋ねがありましたけれども、現在、指導課におきましても、その課題を整理しながら、また登用にあたりましては、都教育委員会とのやりとり必要であるというところで、今、具体的な取り組み内容の検討を始めているところでございます。ですので、それらがまとまり次第、都にも働きかけながら校長への登用の道も探っていきたいと考えてございます。

○大倉委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。345ページ、いじめ防止対策費、349ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、363ページ、学校給食放射性物質検査費について質問させていただきます。

まず最初に、345ページ、いじめ防止対策費に関連して質問させていただきたいと思います。

いじめはあってはいけないものだとは当然私は認識しております。そのような中、1年生から9年生まで、少なからず見えないところでも存在しているのも事実だと思います。特に低学年、1年生から2年生、3年生、特に1年生が遊びの延長がいじめ、私はいじめだと思っていないのですけれども、いじめになっていると、いじめに遭っている保護者が児童に対して聞き取り、緊急保護者会が開催されたときに、その前に、校長先生が学校の担任の先生に対して、そこまでになるいきさつ、事実があったのかどうか、校長先生から学校としてのまず最初の対応があると思うのですけれども、そういった対応があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 いじめの具体的な対応例ということでお尋ねいただきました。実際、1年生あるいは2年生程度の低学年のお子さんですと、遊びの仲間に「入れて」、「嫌だよ」などというレベルのことから、入れてくれなかった、これはいじめだということがHEARTSの目安箱に届くことも実際にありまして、入った時点で1件ずつ丁寧に学校と一緒に子どもへの対応はしております。そのような中で、人間関係、トラブルを乗り越えていくのも大切な学習場面の一つだというふうな捉え方もしております。

また、要因として、担任の見取りがまだまだ改善の余地があるという場合には、当然、学校が組織としてその学級に対しては複数で指導体制の補強をするなど、あるいは、学習から学習への移動の場面は、担任だけでなく、専科の教員が手伝うなど、そういった工夫を現実には行っているところでござい

ます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。特に若い先生といいますか、学校を出て2年、3年だと、1年生だとなかなか授業態度が、先生からすると授業妨害みたいなことも多分思われている中で、今、教育総合支援センター長がおっしゃったように、そういう対応をしていただいているということで私は理解できました。

そのような中、先生がストレスで带状疱疹になったとか、病気になったときに、いじめの対象になっている児童に対しての心のケアも重要だと思うのですけれども、先生の心のケアも私は重要だと思っています。心のケアについてお知らせをしていただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 実はHEARTSのカウンセラーが、子どもへの対応だけでなく、いじめ問題に絡んで、担任からの相談を受けて、担任へのアドバイスをしているケースも結構ございます。また、教育相談室の専門のカウンセラーに担任が相談するケース、あるいは、教育委員会の産業カウンセラーに具体的に相談するところまで発展するケースも中にはございます。いずれにせよ、保護者対応という部分の苦労をどのように、一人で抱え込むことなく、管理職も支えて、そして教育委員会としても支援をしていくことが今後も重要だと認識しております。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、349ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業についてお伺いいたします。

品川区では、区内競技2競技、応援競技1競技を中心に、今現在、オリ・パラ教育がなされていると思います。そのような中、江東区の事例ですけれども、小学校、義務教育学校の5年生を対象に、区内のオリンピック・パラリンピック競技場の予定地、今完成しているところがあると思うのですけれども、9か所ある中で、5年生対象でバスで区内オリ・パラ競技場予定地をめぐる、建設の状況等を見学し、区内競技についての興味関心を高めているということなのですけれども、品川区でも、先般、大井ホッケー競技場が開場した中で、オリ・パラ組織委員会なのかもしれないですけれども、そういった区内競技の、例えばホッケー場とかへ義務教育学校あるいは小学校の児童・生徒たちが見学に行くということは、来年といってももう数か月しかないですけれども、その辺のところ、先を見据えて今後どうなっているのかお知らせしていただきたいと思います。

○工藤指導課長 今、他区のオリンピック・パラリンピック教育への取り組みを、例もご提示いただいたところでございますが、本区も開催競技で言えば、これまでも区内開催競技でありますホッケー、ビーチバレーボール、また応援競技であります5人制サッカー、いわゆるブラインドサッカーについて、競技体験などを通じるなどとともに、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。そういった意味では、やはり私どもも区内に会場があるというところ、また、ホッケー会場でいえば、その近くにあります幼稚園であるとか学校は、通園、通学している際に、そういうものを見ながらという部分、また、先ほど見学ということでお話もいただいたところでございますけれども、私どもも、特に、例えば今年度、力を入れてやっているところは、私どもで言えば、先日、区のほうにコロンビアから事前キャンプということで、ボッチャ、パワーリフティングの選手団が来た際には、学校で直接交流を行うということを選挙団とさせていただきました。実際、子どもたちの声でいきますと、ボッチャのランキング1位の方から教わったと。その子は目を輝かせながら、ボッチャという競技に関しても関心を持ったというところがございます。そういった意味では、私ども、ご提案いただいた内容も含めて、現状は会場の様子を見に行くということを計画しているわけではございませんけれども、さまざまなご提案をいただきながら、来年度、大会の実施に向けて、またその機運を盛り上げる意味でもさまざまな取り組みを計画して

いきたい。また、それは区全体も含めて、また学校独自の取り組み、今後残すレガシーとしても考えていきたいと思うところもございますので、さまざまご提案をいただきながら進めていきたいと考えてございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。今後とも大会が終わった後の2020レガシーについても検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

363ページ、学校給食放射性物質検査費についてお伺いいたします。

区では、平成23年11月から、区立小中学校給食用食材の放射性物質検査を開始しております。月曜日から金曜日に学校で検体を採取しまして、翌週の月曜日に検体を回収して検査をしている。直近の検査結果でも、放射性物質不検出、ストロンチウム検査も不検出ということで、他区の現在の取り組みがおわかりになればお知らせをしていただきたいと思います。

○篠田学務課長 給食の放射能検査に関する他区の取り組みということでございます。平成23年からほとんどの区で実施されておったのですけれども、現在は、品川区を除きますと、実施をされているのは10区ほどというふうに伺っております。正式な形ではないのですけれども、一応10区程度でやっていると聞いておるところでございます。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。今後、安心安全に対する給食というのは、私もすぐわかります。そのような中、もう不検出が何年か続いているので、来年度に関しましては、廃止の検討を要望させていただきたいと思いますが、ご見解をよろしくお願いいたします。

○篠田学務課長 給食からは平成23年度からずっと継続して9年間、放射能検査を実施しているのですけれども、1回も検出されたことはないという状況がございます。そういったことも今後の展開に向けては十分考えていく必要があるのだろうというふうには認識しているところでございます。

○大倉委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、教育総務費の中から、339ページ、就学事務費、349ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、これは体力向上推進事業も絡むかな。349ページで、英語力向上推進経費、それから図書館費、その中からお聞きしていきたいと思います。

まず1点目ですが、今もオリンピック・パラリンピック終了後というお話がありましたけれども、私も確認し損なったところがあるのですけれども、体力向上推進事業の中で、運動支援員の方が派遣されている、これはオリンピック・パラリンピックに絡んでということだったのか、それとも今までもやっていたのか、その確認がとりそこなっていたので、そこを教えてください。

それから、図書館費です。図書館に関しては、現況の図書館ではなくて、長期基本計画素案を読ませていただいた中で、図書館の部分は地域分野の「学びとスポーツの楽しさが広がる環境づくり」というところに図書館が出ていました。10年後の目指す姿としては、多様な区民ニーズに応えた図書館や読書環境づくりなど、課題解決支援が充実しています」とありました。また、図書館機能を充実する具体的な施策に、「地域の情報拠点機能の充実」「誰にでも開かれた身近な居場所づくり」とありました。どちらかというと、生涯学習部門や地域に力を注いでいると非常に感じてしまいました。ここが教育費の中の図書館費で出ている部分が、どちらかというと、地域活動課に近いとか、今でいう文化スポーツ振興とか、そちらに非常に感じてしまったところがあります。そこら辺をどう捉えているのかをお聞きしたいと思います。お願いします。

○大関教育総合支援センター長 テクニカルアドバイザーによる学校の授業支援についてのお尋ねでございます。

これはオリンピック・パラリンピック教育とは別に、区立学校における保健体育の授業改善を目的に配置しているものでございますので、オリ・パラ以降につきましても、特にそれで影響を受けるものとは考えておりません。

○横山品川図書館長 図書館の長期基本計画に対する位置づけでございますが、社会教育の部分は委員ご指摘のとおり、このような形で進めさせていただこうと思っております。ただ、人の分野の「未来を切り拓く学校教育の推進」の中の「読書活動の充実」という形で、図書館についてもこちらで教育分野のほうを進めさせていただこうと思ひまして、こちらについては今までの計画の中も社会教育と学校教育で分かれて指定しておりますので、同じような形で進めさせていただこうと思っております。

○鈴木（真）委員 テクニカルアドバイザーについてはぜひこのまま続けていただきたい。学校でそこら辺が伝わっているのか、聞いたときに、これが東京2020大会が終わるとなくなってしまうのかなというようなことを、勘違いかもしれないのですけれども、私はそんなことを聞いたような気がしたので。聞き間違いかもしれないのですけれども、それは逆にスポーツの選手が学校に派遣されている部分、それを捉えて言っているのか、そこが間違いがあれば私の聞き違いなののですけれども、逆に、東京2020大会が終わることによって、選手が派遣されている部分は、今後どういうふうになっていくのか、その辺の可能性と、それから、歳入の中で都の教育費補助金が1,300万円ほど来ていますけれども、これは、この後、来年はあるでしょうけれども、再来年以降なくなってしまうのかということ。それと、こういったときに財源的に同じような事業を続けていっていただきたいと思いますが、その辺を教えてください。

それから、図書館の、私もそちらも見ました。今おっしゃっていた「読書活動の充実」というのが出ていましたので、それは十分理解していますけれども、私も、区議会へ入って、一番最初に文教委員会へ入って、そのとき図書館は所管は教育委員会ではなくて生涯学習部門、何かそちらにあったような気がしていたので、そこら辺との関わりが気になったので、図書館の中身は大体理解はしていたのですけれども、ちょっとその辺がどうなのかという確認をしたという思いです。

さっきの体育のほうで、スポーツの選手のほうをよろしくお願いします。

○工藤指導課長 オリンピック・パラリンピックの事業に関しましてお尋ねでございます。

委員からご指摘ございました、例えば都の補助を使っている財源のご心配をいただいたところでございますが、例えばオリンピック・パラリンピックの派遣につきましても、都から派遣をいただくという事業で行っている中でございます。都から補助あるいは派遣を行っていただく事業に関しましては、現状、私どもで東京都教育委員会から受けている説明は、大会実施年度の翌年までというところのご案内はいただいているところでございますが、そういった意味でも私どもは学校2020レガシーということで、今進めている取り組みが、大会が終わって終わることではなく、引き続き、必要なものに関しては、例えば続けていきたい、またそこは学校と区教委との相談ということもありますけれども、それによって予算措置が必要な場合は予算措置を要求していきたいという考えはございますので、いい取り組みは続けていきたいという意向は現状でも持っております。

○鈴木（真）委員 ありがとうございます。ぜひ続けていっていただいて、児童・生徒、いろいろな面で、いろいろな活躍をしているアスリートと接触を持てるというのは非常にいいことだと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

次に、英語力の向上についてです。

品川国際友好協会の青少年語学研修派遣に絡んでなののですけれども、これが今、ニュージーランドの

オークランド市のリンフィールドカレッジに派遣をしていただいております。これは一般の募集と別に、校長先生の推薦枠がありましたね。この辺のところで確認をしたいと思っています。

今年は7月27日から8月20日でしたか、25日間が実施された。これは「語学力ならびに国際感覚の向上を図るもので、派遣生たちは、市内の一般家庭にホームステイしながらリンフィールドカレッジに通学し、品川区の生徒のために特別に用意された研修プログラムに沿い、専任の先生のもとで英語で授業を受けます」とありました。一般からすべて、これは品川国際友好協会のほうを見せていただいたのですけれども、現在、一般の申し込みは70何名とあったのですけれども、校長推薦枠での応募はどのくらいあったのか、それが見えなかったのですが、まず、その応募枠がどのくらいあったのか、どのような選考体制をとっているのか教えてください。

○工藤指導課長 品川区の青少年語学派遣研修における各中学校、義務教育学校からの推薦派遣というところのお尋ねでございます。

ご指摘いただきましたように、各中学校、義務教育学校から1名を派遣するというものでございます。本事業そのものは、品川国際友好協会が実施しているものでございますけれども、応募資格としては、派遣時の8年生および9年生を派遣するものでございます。

各学校の応募状況につきましては、私ども、どのくらいあったのかというのは把握していないところでございます。

ただ、私どもは、校内選考を受けた各校1名、中学校、義務教育学校後期課程でございますので、全体で15名来るところでございます。15名を最終的に区教育委員会で最終面接という形で面接をし、派遣生として決定するという流れでございます。

ただ、校内選考におきましては、やはり学校の代表になるという部分でございますので、まずは学校生活においてはリーダーシップを発揮しているであるとか、活動実績がある者、その上で、学校では作文を書いていただいて選考をする。また、英語の成績も関係する。あるいは、コミュニケーションがやはり大事でございますので、英語科教員と英語でのやりとりをする場面も見る。最終的には校長面接をするといった流れでおおむね学校は選考しているところでございます。

学校のほうからは、この選考の基準で選ぼうとしても、やはり決めかねる、非常に難しいというお声は聞いているところはございます。

○鈴木（真）委員 最後にお話があった部分の決めかねるという部分がちょっと気になったのですけれども、学校から決まった方は、その方はそのまま行くと思うのですけれども、学校の中で、例えば2人出て、どちらを選ぶというのは非常に大変だと思うし、そこら辺の、例えば2人優秀だったら、2人選んではいけないのかという思いです。当然、ホームステイですから、受け入れする先方の家庭の問題もあるし、品川国際友好協会の問題もあると思うのですけれども、できれば1人でも2人でも増やしていただきたいという感覚があります。

殊に、議会でも何人かリンフィールドカレッジへ行ったメンバーもいるのですけれども、その場を見てきて、ああいう広いところでそういう生活をするというのはすばらしいと、ただ自分が2週間いられるかどうか、それは別問題ですけれども、逆に言うと、議会からもそういうところに行ってみたいという思いもあります。

帰ってきた後に、学校の中でどういう成果を出していただいているのか。当然、発表会とかをやっているのでしょうけれども、その辺の状況はどうなのでしょう。

○工藤指導課長 やはり学校に戻ってから、その経験を生かして、また、先ほど選考の基準を申し上

げましたけれども、もともとは学校の中でリーダーシップを発揮しているところがございますけれども、行く前のところから自分が語学研修で学んだ上で、それで学校内では率先してさまざまなところに取り組みたいという意欲を出す生徒が多くございます。

また、それ以外で言うと、将来的に英語を使った職業に就きたいという意欲を話す生徒もおりますので、そういった意味では、その子だけではなく、周りにも波及する、そういった姿勢は各学校で見られているところでございます。

○鈴木（真）委員 ありがとうございます。ぜひそういう成果を生かしていただきたいと思います。殊にジュネーブだと、今度は高校生がほとんど対象、中学生もありますけれども、こちらはちょっと種類が違うと思いますので、中学校の派遣ということでは、語学派遣をぜひこれからも増やしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点、就学事務費の関係です。

学事制度の見直しが行われたことによって、今回の申し込み、初めてになってまいりますけれども、学校選択、これはどのように今まで区民の方に周知して、どのようにその成果が出ているか、うまく伝わっていると思うのですけれども、その確認をさせてください。

○若生学校施設担当課長 今回の学事制度見直しについての周知に関するご質問でございます。

周知に関しましては、昨年度末に実際に制度改正を行って以降、4月には広報紙に掲載、それからホームページにも同時に掲載いたしまして、その後、周知パンフレットを、就学前、それから現在在校中の学校を通じて、保護者、お子様にお届けしたところでございます。

また、6月から7月にかけて、区内15の中学校区単位で地域説明会、これは学校選択ですとか、学区区域の変更に関する内容をご説明する説明会、その中では質疑等も丁寧にお答えしまして、理解を深められたということで、私どもとしては認識してございます。

○鈴木（真）委員 殊に今回、通学区域と学校選択と2つが重なっているの、なかなかわかりにくいと思います。子どもがいらっしゃる方は真剣に見てご理解いただいていると思うのですけれども、地域の方でこの制度がわかっていない方がいらっしゃって、ときどきお話があったときに、その辺を説明することもあったのですが、わかりやすくやっているのだけれども、さらにこれからもわかるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大倉委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 342ページからの教育指導費の中から、宿題についてと、学校スタンダードについてお聞かせいただきたいと思います。

地域のお母さん、2人の小学生の子どもさんをもつお母さんから、今一番つらいのは、仕事で毎日疲れ果てて帰ってきて、夕食をつくって食べさせた上に、子どもの宿題を見て、合っているかどうかの丸つけまでしなければならないことだということでお話を聞きました。高学年になると、塾にもみんな行くようになるし、その上に宿題が子どもにも親にも負担になっているという状況があるのではないかと、思うのですけれども、宿題の目的と区内小中学校の宿題が、今どのように出されているのか、その実態を把握されていたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、宿題の効果と、また課題についてもありましたらお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 発達段階に応じて、そのときに学ぶべき内容をどのように学んでいくのか、これは学校の教育の中で授業で学ぶだけではなくて、繰り返し定着していくために、ときには家庭学習も大切な学習場面の1つだというふうに認識しております。

そういった形から宿題は出てまいりますので、ただ、これは一律に何年生は1日何ページだよという
ような決まりは一切ございません。過度な負担にならない範囲で、例えばある日は社会科見学に向けて
自分の見たいポイントを考えて来ようねというのが宿題になる場合もあるし、あるいは、ドリルのよ
うな形で計算の練習をしましょうということで、そのとき学ぶべき筆算のやり方を定着させるなどとい
うねらいの時期もあろうかと思えます。

また、長期休業中においては、ある程度、量的なものを渡しますが、その際は、特に高学年などは、
まずは自分自身で丸つけをしっかりとやってもらうということで、回答などを保護者のほうからしかり
と、回答も渡してほしいというふうに望まれるケースもあろうかと思えますので、回答も長期休業中
には渡す形で、自分で丸をつけて、丸つけがしっかりとできたという最後の完了を保護者の方にお願
いするなどというケースもございます。

また、読み聞かせを、お父様ないしはお母様が食事を準備されている横でお子さんが読んで、その後、
「はい、聞きましたよ」ということで丸をつけていただくという意味の簡単なサインのような丸とい
うものまで幅広くございますが、どうしてもご家庭の事情で難しいケースは、それは個別に対応して
おりますし、原則は教員が丸つけをする、あるいは自分で丸をつけてしっかりと確認を保護者にし
ていただくというのが原則で、どうしても家族で話し合ってくださいなどというのをどうしてもやらざるを得ない宿題もときにはございます。例えば防
災について家族と話し合おうというような、そういったことが宿題に出るケースもございますが、課題
としましては、今ご相談いただいたようなケースをしっかりと担任が個別の対応をしなければならない
ようなケースは、学年保護者会などの機会を利用して丁寧に拾っていく部分は今後とも学校とも共有し
てまいりたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員 今のお母さんが特別困難を抱えているという家庭ではないところなのですが、
それでも宿題を親が管理をしなくてはいけないという、そういう状況になっているというのがかな
り負担になっているという、そういう状況があるのではないかという思いがしています。

先ほどの定期テストとともに宿題廃止もした千代田区立麹町中学校の校長先生が言われているところ
では、学習とはわからないことがわかる、一人一人の生徒が何がわかって、何がわからないのかとい
うことを認識して、わからないことを聞いたり、調べたりすることが必要だということで、一律の宿題で
はそうならないのではないかとこのことでは言われているのですが、宿題が単なる作業になってい
るということはないかと、作業を淡々とこなすだけで、ほぼ思考停止状態で、やらされ感でいっぱい
になっているということになると、学習習慣とはいえないのではないかと、言われたことだけをこなす子
ども、言われなければ何もできない子どもを育てることになり、自分の頭で考える子を育てるという本
来の教育の目的と真逆の教育効果が生まれることにもなりかねないと言われているのですが、こ
ういう点ではいかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 学びはやはり本人が意図的に、目的を持って、そのために努力をす
る、その過程が大切だと思います。努力の結果、どのように成果があったのか、それは自分の中で、こ
こは少し伸びている、ここはもう一歩さらに頑張ろうというふうに、それは子どものうちにしっかりと
学んでいくことで、将来、社会に出たときに力強さに結びついていくことだと思っております。そのた
めには、学校の授業とは別に、やはり自宅で、家庭での学習習慣も義務教育段階においては身につけて
いただきたいと思っておりますし、そこに対して保護者の方にも可能な範囲でのご協力をお願いしてい
るのが学校の立場でございます。

○鈴木（ひ）委員 それが本当に学習習慣ということにつながっていくのかという、そういう問題意識で宿題廃止というふうなところがされているという、本当に子どもたちがどこがわからないのかということ把握して、みずからもそのところを学ぶという、そして学ぶ喜びをつけていく、そういうことこそ必要なのではないかと思います。

そういう点では、本当にやらされ感というふうな形での宿題というところで、子どもも親も大変負担になっているという点では、改めてそういう点から見直していただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから次にもう1つ、学校スタンダードについてお聞かせください。

小学校、中学校それぞれで何校ぐらいでこの学校スタンダードはつくられているのでしょうか。また、これはいつごろからつくられて、どのように活用されているのか。また、文部科学省の方針でこういう方向が出されているものなのかお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 いずれの学校においても、学校生活におけるルールや決まりは定められているものと考えております。

委員がおっしゃった何々スタンダードというものが文部科学省の学習指導要領に位置づけられているものではございませんので、ルール、学び方、学校生活、集団生活を行うにあたって、最低限必要なことはこういう部分ですということは、まず比較的低学年、入学前の段階においては丁寧に。ご家庭から質問もたくさん入りますので、例えば、鉛筆は何本用意しておきましょうということから、案内していただきたいというのが保護者からは学校には要望が多々ございますので、そういったものも入学前の説明会から丁寧にお渡ししている段階から、あるいは、中学生、義務教育学校後期課程の段階になりますと、もっと自分たちで自治的な活動を位置づけていこう、生徒会ルールをどう捉えるのか、自分たちでどう考えていくのか、変えていくためには、児童会、生徒会という制度があるのだというものは市民科の中でも学んでおりますし、生徒手帳の中には、生徒心得ということで、ルールだけではなくて、自分たちが話し合いで解決することの大切さなどを書いている中学校もございます。

○鈴木（ひ）委員 ある学校の学校スタンダードを見せていただきました。私は、あまりに当たり前のことを延々と書かれていて、なぜこのようなことまでスタンダードとして書かなければならないのかということをおもいました。

1つは、給食スタンダードなのですけれども、よくかんで食べる、牛乳は急がずゆっくり飲む、よい姿勢で食べる、マナーよく食べる、このような当たり前のことが延々と書かれている。それから、なぜこのようなことを改めて強制するのかということなのですけれども、本当に動物の調教のようだなというのが私の感想なのですけれども。姿勢のチェックということでも、下級生では、「グー、ペタ、ピン、サッ」、足裏ぺったん、おへそは前に腰立てて、手の平上向きよい姿勢、こういう形でやっていることが、私は改めて、自分の頭で考えない子ども、それから指示待ちの人間をつくっていくのではないかと思います。改めて見直していただきたいという要望です。

○大倉委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時20分休憩

○午後3時35分再開

○大倉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。西本委員。

○西本委員　まず、午前中に質問がありました。確認だけさせてください。

スクール・サポート・スタッフですが、テストの採点もしているという話がありましたけれども、これは事実でしょうか。

それから、363ページの学校給食放射性物質検査費、これも先ほど質問がありまして、見直しをするというふうに言っていました。

〔「するとは言っていない」と呼ぶ者あり〕

○西本委員　私、何回も何回もこれをお願いして、もうそろそろいいのではないか、見直しを図っていただきたいということを再三言わせていただいて、今回、見直しを図っていただくということで、非常にありがたいと思っております。

ちょっと款が違うのですけれども、保育園はどうでしょうか。款が違うのでいच्छゃれば、保育園の状況をお知らせいただきたいと思います。

そして、学校選択と351ページの学校地域連携推進経費、この2つを絡めて質問いたします。

学校選択の目的は何だったのでしょうか。当初の目的と、それに対しての評価、そして現在の目的は変わっているのでしょうか、いないのでしょうか。

それから、保護者の方々の学校選択に対する認識はどう変化しているのか、変化していないのか、お願いいたします。

○佐藤保育課長　給食の放射能の検査の関係でございますが、今後また予算等の検討をしてみたいと思いますので、教育委員会と連携をとって、さまざま検討をしてみたいと思います。

○工藤指導課長　スクール・サポート・スタッフの業務内容のお尋ねでございました。

私どもが示している活用例の中にも、テストの採点も入れてございます。ただ、教員免許がなくてもできるものという限定でございますので、そういった意味では小テストをやっていたり、テストの中でも記号の部分の採点するということはあろうかと思っています。ただ、記述で専門性が必要なところについては教員がやるという部分も必要だと思っておりますが、そういった実態に合わせながら。ただ、実際に教員が行うべきところは、採点結果をもとにした分析であるということも学校にはご案内をしているところではございます。私どもで言えば、業務内容の1つには加えているのは事実でございます。

○篠田学務課長　まず最初に、給食の放射能の関係ですけれども、先ほど、私の答弁の仕方も悪かったのかもしれないのですけれども、これから考えていくにあたっては、これまでの実績等も十分に踏まえながら考えていく必要があるということで、すぐにすべて見直すということでは必ずしもないのですけれども、そういったことも十分踏まえつつ、検討をしていきたいということでお答えをしたものでございます。

それから、学校選択でございます。そもそもの目的は、プラン21の中で、学校がそれぞれ選ばれる存在になっていくためには、それぞれ特色を持ってという形で、要は、それまでの学校が単独で、言ってみれば、独りよがりの中で生きてきた学校が変わってくためにどうしようかという中での選択の1つの手段ということで、選ばれるために、学校が変わっていくために学校選択というのも入れてきたということがございます。

その目的が現在どうなっているのかということでございますけれども、基本的な考え方は大きくは変わっていないと思います。ただ、学校選択に関する意識は品川区民の方には非常に定着をしてきているのだらうなということがあって、当然、学校は選択できるものという意識になりつつある部分もあるの

かなということで、公教育の中でもそういった選択の余地がきちんと残されているというのは、1つの制度としてあり得る、十分に対応して、これからも必要なものではないかと考えているところでございます。

○工藤指導課長 学校選択制に対する保護者の部分でございますけれども、平成30年度保護者アンケートの結果で、品川区の学校選択制について、「学校選択は良い制度だと思う」というふうに回答を求めたところ、回答いただいた保護者の全体の中でいきますと、「当てはまる」、「どちらかというと当てはまる」という肯定的な回答が77.1%という回答をいただいたところでございます。

○西本委員 スクール・サポート・スタッフですけれども、業務の中に入っているということですが、テストの採点は、簡単なもの、集計とかという部分については委託することは可能かと思いますが、ただ、基本はやはり教師がしっかり見て、その採点をしながら、その子どもたちの学習習熟度を見ていくわけですから、やはり最低限のところだけということで、それから広がらないように、ぜひとも基本を押さえた形でお願いしたいと思います。

それと、学校選択についてですけれども、これは学校の特徴を生かす、要は、選択をされる側という形で学校改革をしていくということから始まった制度であると。それが大分、評価は、ある程度、目的が達成されている部分があるので、非常に進んでいるなというふうに感じてはいるのです。しかしながら、子どもたちにとっては、この学校選択はどういうものであったのか。

私の息子の話になりますけれども、ちょうど小学校6年生のときに導入されました。それぞれの学校の希望数が発表されました。そのときに、あまり評判がいいという学校ではなかったのですけれども、息子の行っている学校の数値を見て何と言ったか。「僕の学校は選ばれなかったんだね」と悲しい顔をしたのをいまだに鮮明に覚えています。なので、在校生にしてみれば、こういう心に残ってしまうつらい思いをしている子どもたちもいたということが事実であることは皆さんも忘れないようにしていただきたいと思います。

成果を含めて考えると、公立学校において学校選択の意義が本当にあるのだろうか。特徴を出していく、学校は学校の中での教師たちも非常に真剣に考えて進んでいますので、そうなれば、学校というものの、公立学校、どういう考え方、それで、このコミュニティ・スクールという考え方もあります。地域の方々からさまざまなご意見をいただいて、地域の子どもたちという概念がなくなったよねというふうに、やはり地域のつながりという意味では弊害があったということはたくさん意見をいただいております。そうなってくれば、今進めているコミュニティ・スクールとの関係性を考えた場合、相反することをやっているのではないかというふうに思うのです。なので、その辺の考え方はどうなのでしょう。

それから、保護者の方々にとってみれば、選択して当たり前という状況になっているのはわかります。しかし、選択をするということは、それだけ責任があるということです。選択をするということは、その責任において、学校教育に対してどういう向き合い方を保護者の方々がしているのだろうかということについてもお答えをお願いします。

そして、今、品川区は人口が非常に多くなってきておりますので、学校選択でありながら抽選になってしまう学校が多いではないか。学校選択になっていないということが本当に多く聞こえてきます。そうなった場合、これからの人口動向を考えたときに、この学校選択そのものの仕組みをいろいろ考えていかなければならないのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 3点ほどご質問をいただきました。まず、地域との関わりということでもお話をい

ただいております。今回、学事制度に関しましては、大きく見直しをしたということでございます。選択の幅も地域との関わりということについては、学事制度審議会の中でもかなり指摘をいただいたところでございまして、これまで小学校に関しましては、ブロックの中から選択をするといった制度であったものが、近隣校、いわゆる地域の中でも隣り合う、近い学校しか選べないようなにするというような形で、地域との関係を非常に重視した形で制度の見直しをしているといったところがございます。

それから、保護者の方と学校との向き合いですが、当然、保護者の方はそれぞれご判断をいただきながら学校を選んでいただいておりますので、学校としても当然それらの保護者の方にきちんと答えられるように、体制をとりながらお迎えをするということで、これはもう従前と同じように今後も引き続き対応しているものでございます。

それから、学校選択が、今、事実上、就学人口が増えてきてできなくなっているというご指摘で、これは率直なところ、そういうところはあります。毎年のように抽選校が増えていっているという状況がございますので、なかなか選択をしても入れないお子さんがこれからも増えていくだろうということは想像ができるところでございます。

一応、学校選択制度の基本的なところは、それぞれの学区にお住まいのお子さんをまずその学校でお受けする。余裕があれば、ほかの学区からお受けするというのが基本的なところでございますので、まずは現状は各学区のお子さんをまずきちんと入れることが大事だろうというふうには思っています。現在も一部の学区ではかなりお子さんが増えてしまって、お子様の受け入れ自体がなかなか大変だというような状況もありますから、まずはそこはきちんと押さえた上で、引き続き、余地があればきちんと選べる余地を残していくといった制度を維持していくということが大事なのではないかと考えているところでございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長 関連質問を行います。安藤委員。

○安藤委員 363ページの学校給食放射性物質検査費について関連質問です。

この事業を見直したほうがいいのではないかという意見も出ておりますが、見直すべきではないと思います。ご存じのように、9月には前環境大臣が思い切って放射性汚染処理水を希釈して海洋に流したほうがいいのではないかというような発言もありました。こういった発言もありまして、ますます心配ももっともだと思いますし、そして、風評被害を拡大するのではないかという意見もありますけれども、逆にしっかり測って、そういうものが出ていないということが確認されることが、そういう風評被害もなくすこともなりますし、安心を確認するということになりますので、私は、こういった状況でこの事業をぜひ継続していく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 給食の放射性物質の検査に関するご質問でございます。

基本的にこれをどうしていくかということに関してですが、先ほども申し上げたとおり、この事業、いわゆる福島第一原発の事故があつてから9年間、これまでずっと続けてきておりますけれども、学校給食においては、放射性物質は一切検出がされてきていないというのが一つの事実としてあるということでございます。他区の状況を見ましても、当初は、23区で言えばほとんどの区で実施されていたのが、今は半分以上になってきているというような状況もございます。

そういったことも踏まえながら、今後どういう対応をしていくかということでございますけれども、要は、やはりこういったもの、さまざまな考え方を区民の皆様方もお持ちだということでございますので、そういうことも区民の方々の意向と、さまざまな点を踏まえながら、総合的に判断していくべきも

のだろうということで、現時点で一律でやる・やらないという判断ではなくて、そういったものもきちんと精査しながら考えていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員　ぜひ保護者の声をしっかり聞いて、昨今の先ほど紹介しましたような社会情勢もあります。よろしくお聞かせしたいと思います。

○大倉委員長　次に、若林委員。

○若林委員　363ページ、校医等報酬についてですけれども、この学校医の種別と報酬額を教えてくださいととともに、報酬決定の根拠、また仕組み、どういうふうになっているのか、これをまずお聞きします。

平成11年に増額をされて以降、20年がたったというタイミングでございますが、この間、学校医の仕事として、何か特段増えた、お聞かせしたようなことがあるのかどうかということをお聞きして、複数のこういう団体から増額の要望の声をお聞きしましたけれども、これについての考え方をお聞きしたいと思います。

続いて、351ページの特別支援教育費について伺います。

介助員、それから学習支援員の配置がされておりまして、近年の統計実績によりますと、前期よりも後期のほうが配置数、人数が増えているということが事実としてございます。

そこで、この傾向性をどのように捉えているか。どのようなことがここからわかるのかということをお聞きします。

また、配置を受けていらっしゃるお子さんと、いわゆる通級指導学級、特別支援教室も含めた通級に通う子、この関係、通常学級で配置を受けているお子さんが、そのまま通級のほうに行っている、行っていないのか、その割合がわかれば教えてください。

それから3つ目に、年度途中、前期と後期という実績になっておりますけれども、年度途中から通級指導学級を始めるお子さんはいらっしゃるのか、逆に、年度途中で通級指導学級を終えるお子さんがいらっしゃるのかということについてご説明をいただきたいと思います。

○篠田学務課長　校医等の報酬についてのお尋ねでございます。

まず、金額ですけれども、学校医に関しまして、内科医の方が月4万5,500円、眼科、耳鼻科、歯科の先生方が4万4,500円、学校の薬剤師として来ていただいている方が月2万5,200円となっております。

この報酬の決め方でございますけれども、学校医に関しましては、「品川区学校医、学校歯科医および学校薬剤師設置に関する規則」というものがございまして、この中で学校医としてのお仕事をしていただくときには、非常勤の職員として設置しましたということがあります。報酬に関しましては、品川区の非常勤の報酬に関する条例の例によるという形になってございまして、非常勤の条例によりますと、さまざま勤務場所ですとか、勤務体系等によって上限額が決まっていますので、その範囲の中で金額を設定するというので、教育委員会の中で定めを持っているものでございます。

それから、仕事の内容です。平成11年から上がってなくて、それ以降、何か仕事が増えたかというようなご指摘をいただいたのですが、基本的に私どものほうから学校医の先生方に仕事内容で何か追加をお願いをしているようなものはございません。ただ、先生方の中には、やはり医学の進歩等があって、知識等、当時と比べるといろいろと対応すべきものは増えているのだというようなお話をいただきますけれども、私どもから業務としてお願いしているものが増えているものがあるものではございません。

それから、増額に関するご要望をいただいているのではないかとということで、そういったお声は確かに私どものほうに届いているものでございます。報酬に関しては平成11年から据え置かれているのですが、あくまで非常勤の区の職員としてお仕事をいただいているということがございますので、当然、私ども一般の職員も区の職員でございますから、そことの、言ってみれば、報酬、給料がどう推移しているのかというのは見ていく必要があるのだろうと感じているところでございます。

区の職員に関しましては、平成11年以降、実はご案内のとおり、景気等の動きの関係で大幅に基本給が下がったりとか、あるいは、特別給の支給月数が下がったりということで、実は平成11年当時と比べると、私どものいわゆる一般職の給与も実はトータルで見ると上がっていないような状況がございますので、そういう意味では、非常勤といえども区の職員としてお仕事をいただいているということとを踏まえると、なかなか上げていくことは簡単ではないのかということふうに考えているところでございます。

○大関教育総合支援センター長 特別支援教育に関するお尋ねでございます。

まず、前期、後期、1年間を半期に分けて、通級指導学級等の受け付けをしておりますが、あるいは、学習支援員の配置もしておりますが、後期から増えるケースにつきましては、これは例年ございます。前期におきましては、とりあえず様子を見ましょうというふうに就学相談の段階でもアドバイスするケースもございます。そしてやはりどうしてもなじむことがお一人あるいは担任の配慮だけではなくなかなか難しいというケースのお子さんですと、後期から特別支援教室、あるいは通級指導学級を利用するというケースもございます。

割合につきましては、本区においては、平均で3%のお子さんが通級指導学級、特別支援教室を利用している割合となっております。これは国や都が調査している6.5%平均いるうちのうち、実際に教室から抜けてそういったような支援まで必要としているおさんは3%程度であろう、それ以外のおさんは担任の配慮等によって救われるという試算を都はしておりますので、その数値とほぼ本区における対応は同じ状況となっております。

なお、年度の途中からやめるケースも一部にはございます。やはり行ってみただけでも、自分にはちょっと合わないから行きたくないのだというケースを無理やり行かせることはできませんので、年度の途中でやめるケースもありますし、あるいは、大抵は学年が変わる段階のところで、もうあとは自分だけでやっていけるということで、支援はなるべく軽くしていく、自立していける場面を増やすということが特別支援の考え方の一つでございます。

○若林委員 介助員、学習支援員、特に掘り下げる時間はありませんけれども、学習支援員のほうの増える率、人数が介助員に比べて非常に大きい、ここら辺の分析は、またしっかりと行われていると思いますけれども、またしっかりとお聞きをする場面があると思います。またお答えをいただきたいと思います。

平成19年から旧特殊教育から現在の特別支援教育になった。この違いは、いわゆる知的、また、視覚、聴覚等の障害のお子さんへの教育に加えて、発達障害が加わった。本来であれば、今、介助員、学習支援員の支援を受けて通級指導学級に行っている子も、もともとは100%通常の学級で教育を受ける環境があった。でも、現在は、それは指導課の話になるかもしれません。現在は、そこをどうしても取り出してということで、一つ、特別支援教育になって、また特別支援教室等の新しい取り組みが始まっている中で、どうしても通常の学級から取り出してスペシャルな教育をしなければならなくなった理由を、あえて指導課は、どうしても通常の教室から取り出さなければいけないのだと、こういう質問

をしたときに、どのようなご答弁になるかお聞きしたい。

○工藤指導課長 特別支援教室のところでお尋ねいただいたところでございます。

例えば、特別支援教室の場合は、通級指導学級、他校に行くということではなく、本校で通常学習をしている中から取り出して学習をしたほうが、その子にとって効果がある、その場合、他校に行くよりも本校でその子どもに合った適切な指導を受けられる。そういった場を提供するというのが各校が可能になるという事業であるというふうに認識しておりますので、個に合った指導を受ける、そういった体制であるというふうに私どもは認識しているところでございます。

○大倉委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 よろしくお願いいたします。本日は、363ページ、保健運営費から、インフルエンザ対策について、345ページ、学校支援費から、自殺予防教育について、363ページ、給食運営費から、食物アレルギー対応について、345ページ、学校支援費から、自尊感情と競争について、順にお伺いしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、学校におけるインフルエンザ対策についてお伺いいたします。

2019年から2020年の今シーズンは、インフルエンザ流行の立ち上がりが早いようです。2019年10月2日の国立感染症研究所の集計では、前週1週間当たりの定点医療機関当たりの患者報告数は全国レベルで0.92、患者報告数としては4,543人、東京都では0.96と報告されました。集計1.0を超すと警戒レベルとなり、また先週は既に1.0を突破しておりましたので、既に警戒レベルの状況です。当然、品川区の学校も、今後、集団発生が続発することが予想されます。今期のインフルエンザシーズンを迎えるに当たり、1、教育委員会の現状認識、2、現時点での小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園におけるインフルエンザの学級閉鎖等流行状況について、ご報告をお願いいたします。

○篠田学務課長 今期のインフルエンザシーズンを迎えるに当たっての教育委員会の認識ということでございます。

私どもも、この流行状況については把握してございまして、例年よりも早いだろうということで受けとめているところでございます。特に、例えば学級閉鎖で見ますと、昨年、一昨年とも、11月末から12月にかけて初めて出てくるというような状況だったのですが、これは二つ目のお問い合わせにもつながるのですが、今年度に関しましては、既に先週、小学校1校1クラスで学級閉鎖、今週に入りまして、同じ学校の別の学年ですけれども、2クラスが学級閉鎖になるという状況でございしますので、明らかに昨年までよりも2か月ぐらい早いようなペースで学級閉鎖等が発生していると認識しているところでございます。

○鈴木（博）委員 ご報告ありがとうございます。今のところ、学級閉鎖は1小学校の3クラスのみなのですが、私の知っている情報だと、中学校でもインフルエンザAが集団発生しておりまして、今後、学級閉鎖等が増加することが予想される憂慮すべき状況に既になっていると思われまして。

現在、品川区の学校では、インフルエンザとはどのような病気かとか、どのような対策や備えを家庭や学校で行ったらよいのかというような内容の授業は、現在行われているのでしょうか。もしも行われているとすれば、どの教科で、どのぐらいの時間数が行われているのか、お示しをお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 インフルエンザの授業の学ぶ場面についてのお尋ねでございます。

学校では、平時より手洗いやうがいなどを指導するとともに、保健だよりなどを通じてご家庭にも働きかけを行ってございますが、インフルエンザだけに特化した学習内容の単元は授業としてはござい

せん。

なお、6年生の保健で、教科書を用いて病気の予防について学ぶ際に、インフルエンザについては触れる可能性はございます。

○鈴木（博）委員 ありがとうございます。インフルエンザ流行前に児童・生徒や保護者に対し、いま一度、インフルエンザに対する基本的な知識の周知、流行時の予防法や対処法の学習を行うことは有用だと考えます。ぜひ授業等を利用して周知啓発をお願いしたいと思います。

次に、学校でインフルエンザ様疾患の集団発生が起きた場合、何を目安に学級閉鎖が行うことになるのか、その手続と実施方法について、ご説明をお願いいたします。

また、皆勤賞というものが現在も残っているかどうかあわせてご説明をお願いします。

○篠田学務課長 インフルエンザの学級閉鎖の基準等でございますけれども、まず、学級閉鎖の基準は実は明文化された規定はございません。ただ、これまでの経験則的に、おおむね学級在籍者数の2割のお子さんがお休みになると学級閉鎖を検討して、実際に学級閉鎖になる例が多くなってございます。

学級閉鎖は、学校保健安全法では、設置者が感染症の予防上必要があるときには臨時に学校の全部または一部を休業することができるということが規定されてございまして、これを踏まえまして、具体的な手続としましては、先ほど申し上げたような欠席状況を踏まえまして、まず校長が学校医等にこういう状況だということで、学級閉鎖をすべきかどうかという形で相談をされる。学校医からのアドバイスも踏まえて、それをもって学務課長と協議をいたしまして、最終的には、実質的には学務課長が最終決定をするという形になってございます。ただ、実際には、現場を見ている校長の判断を基本的には尊重した形で学級閉鎖をしているというところがございます。

○大関教育総合支援センター長 皆勤賞という制度があるかというお尋ねでございますが、区教育委員会として公式に皆勤賞という制度はございません。個別にお子さんがご自身の目標として、今年は休まないぞということを立てるようなケースはあろうかと思いますが、学校全体あるいは区教育委員会として皆勤賞を表彰するようなことはございません。

○鈴木（博）委員 ご説明ありがとうございます。これらの手続は、先の歳入で議論しましたように、保健所と異なり、学校では、学校保健安全法で定められています。学校保健安全法、第四節感染症の予防、第19条（出席停止）「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」。第20条（臨時休業）「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」。

流行時の対応は粛々として行っていたきたいのですが、インフルエンザが一度発生すると、インフルエンザの検査を受けてから登校するようになるとか、家族が熱を出すと、インフルエンザかどうか検査を受けてから登校するようになど学校から指導される事例がいまだに見られます。このような誤った指導はインフルエンザ以外の感染症でも散見されますが、これが不適切であることは、たびたび今までも指摘してきました。感染症迅速検査は100%正確ではないこと、即ち、10人検査すると1人は陽性を見逃してしまうこと、即ち、検査陰性ということは、インフルエンザ感染を否定したことには全くならないこと、逆に保菌とか死菌があっても、擬陽性があること、特にインフルエンザの検査は、手技や検査のタイミングで陽性率が大きく左右されること。何よりも一番大切なことは、病気の診断は、丁寧な問診と身体診察からある程度疾患を疑い、迅速検査の結果も加味して、医師が総合的に判断するので、症状もないのに病名をつけるためだけにやみくもに検査を行うべきではありません。さらに、検

査を行うことは1回ごとの検査だけで3,000円以上のコストがかかり、不必要に医療費を押し上げることになるのです。

文部科学省は、平成11年に学校において予防すべき伝染病の解説を発表しましたが、医療の進歩や疾病の流行状況の変化を踏まえ、平成25年に学校において予防すべき感染症の解説に改訂されました。この冊子の中で、学校保健安全法施行規定改正（平成24年4月1日施行）の解説も行っております。この学校において予防すべき感染症の解説の中の参考情報6に、学校において予防すべき感染症のQ&Aという項目がありまして、Q4、家族がインフルエンザに罹患した場合は、児童生徒に症状がない場合もしくは軽度の発熱等だった場合もインフルエンザの検査をしたほうがいいのでしょうか。回答、インフルエンザ迅速診断は検査に適したタイミングがあり、また検査に伴う痛みもあります。検査の限界もあることから、迅速検査のみで100%インフルエンザを診断するわけではありません。また逆に、家族のインフルエンザの罹患歴などから、臨床的にインフルエンザと診断されることもあります。検査が必ず必要というわけではないため、医師等に相談の上、適切な対応をしてくださいという答えが記載されております。検査コストについて言及はされておきませんが、決して文部科学省は検査を推奨しているわけではないことは理解できると思います。

また、皆勤賞は、無理やり登校しようとしている家庭も過去、私の診療所にもたびたびいらっしゃいまして、感染予防の点からも、このようなものがないということをお聞きして安心いたしました。

これからインフルエンザの流行が始まりますが、教育委員会として、どのように学校側に指導や周知を行っているのか、いま一度、ご説明をお願いしたいと思います。

○篠田学務課長 インフルエンザはこれからシーズンということでございますので、例年行っていることではございますけれども、校長会等々で、各学校に対する注意喚起をしながら、今、委員からお話があったような不適切な検査等を行わないようにというような指導は今までも行っているところでございますけれども、引き続き、指導してまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員 最後に、一般に学校における感染症対策について、文部科学省は、学校において予防すべき感染症についての前文で、今回の指導参考資料においては、特に第三種の感染症、その他の感染症、これはノロウイルス、ノロウイルス感染症とか、ロタウイルス感染症などのいわゆる感染性胃腸炎とか、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナなどが含まれるという、これは私のほうから追加なのですが、の記載を拡充した。これらのその他の感染症は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の処置をとることができる感染症である。よって、ここで挙げた感染症に児童・生徒が罹患したとしても、直ちに出席停止の対象になるということではないため、くれぐれも誤解のないようにされたい。

また、感染症対策は、感染後の対策もちろん重要だが、その予防が最も大事ともいえる。うがい、手洗いの励行や、身の回りを清潔に保つなど、日々の生活における感染症予防はもちろんのこと、ワクチンで予防可能な疾患も多いため、必要な予防接種については、その接種勧奨が望まれる。感染症によっては、児童・生徒等に限らず、教職員の予防接種も重要な課題であるため、教職員も含めて必要な予防接種を受ける環境を整えていただきたいと述べられています。

文部科学省の見解も十分に踏まえた上で、実効性のある感染症対策が実施されることを期待して、次の質問に移りたいと思います。

子どもの自殺が相変わらず続いています。本年9月2日も品川区民に関係する報道がありました。平

成25年から平成29年までの5年間の年齢階級別死因合計死亡者数は、10代、20代では自殺が第1位です。品川区の20歳未満の自殺死亡率は、自殺統計に基づく人口10万人単位で4.2となり、他の年齢ほど多くはありません。しかし、全国市区町村統計と比較すると、品川区は全国レベルで上位10%から20%のほうに位置しています。また、自殺の数は減少していません。

現在、自殺を減らすためにさまざまな取り組みが強力に行われています。青少年の自殺に対する教育委員会の現状認識、学校現場での自殺予防教育の現状をご説明ください。

○大関教育総合支援センター長 自殺予防教育でございますが、委員ご案内のとおり、本区の若年層における自殺予防対策は、教育委員会としても重要な課題の1つであると認識しております。

自殺を予防するための教育といたしまして、区立学校においては、市民科の教科書などに載っている単元を実際に使っております。例えば、ストレス、悩みの解消方法について、セルフコントロールについて学ぶような教科書も利用しておりますので、そのような単元、あるいはSOSの出し方などを通じて予防を図っているところでございます。

○鈴木（博）委員 ご説明ありがとうございます。青少年の自殺が減少に向かうよう、教育委員会もなお一層のご努力をお願いしたいと思います。

また、ゲートキーパーの養成も最重要です。さまざまな悩みを抱える子どもたちのサインに気づき、話を聞き、専門機関や医療機関につなぐ学校内外で支援を担う人材を発掘、育成し、配置していかなければなりません。教育総合支援センターは、保健予防課などとともに、教職員等のゲートキーパー研修を担当されているとお聞きしています。ゲートキーパー研修の実効性について、教育委員会が特に気をつけている点について、ご説明を簡潔にお願いしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 教職員そして保護者は、子どもたちのさまざまな悩みのサインに気づくことのできる一員だと考えておりますので、保健予防課の協力を得まして、区立学校の教職員は平成28年より57人、平成29年は42人、平成30年度は47人が受講し、今年度も53人が既にゲートキーパー研修を受講しております。受講した教職員からは、この受講をきっかけとして、これまでの教育的指導をする立場に加えて、積極的に子どもたちのサインに気づくこと、そして、そのことでカウンセラーなど専門機関へつなぐこと、誰でもゲートキーパーになれるのだということを知った、躊躇なく教育総合支援センターのHEARTSに相談するなどの効果につながっているというふう実感しているところでございます。

今後とも保護者への働きかけも含めまして、PTAにも多く研修会に参加していただいておりますので、関係課とも協力してご案内してまいりたいと思っております。

○鈴木（博）委員 ありがとうございます。自殺は追い詰められた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題であるという認識で、今後も引き続き、精力的なご努力をお願いしたいと思います。

時間がないので、食物アレルギーに関しては、エピペンの使用があったかどうかだけ、一言、お答えをお願いいたします。

○篠田学務課長 昨年度に関しましては、エピペンを使用するようなアレルギーの症状が発症したお子さんはいらっしゃらなかったということでございます。

○鈴木（博）委員 エピペン使用について、使用がなかったということは非常によかったと思います。エピペンは練習をしないとできなくなるので、練習を繰り返してお願いしたいと思います。

○大倉委員長 次に、本多委員。

○本多委員 338ページから全体にかけて、教員について、342ページ、教育指導費、プール、水泳指導について、347ページ、市民科について伺います。

初めに、教員についてですが、国会議員の動きで、学制公布150年となる2022年（令和4年）に向けて、9月4日を教師の日に制定をするとしています。目指すところは、教員採用倍率の低迷、長時間勤務の常態化など、教員をめぐる問題に関心が集まる中、社会的評価を高めること。これに対し教職員団体からは、教職の魅力を高めることになると賛同の意見が多くあるようです。

こうした背景について、今までを伺うのと、教師の日制定にある趣旨について、どう受け、どう感じるのか、お答えください。

○工藤指導課長 ただいま委員からご紹介いただきました9月4日、教師の日というところは、報道でも私どもも存じ上げているところでございます。

また、その背景は、ご案内もいただきましたが、やはり学校をめぐるいわゆる教員の働き方改革、超過勤務が多いであるとか、報道によれば、ブラック的な体質である等の報道があつて、近年、教員採用選考等は倍率が下がっている現状があるところでございます。

そういった中で、こういった趣旨というところでいきますと、私ども、今捉えているところは、やはり子どもや保護者、地域住民の方に教職の理解を深めてもらうところがねらいであるというふうにも伺っているところでございます。まさにそういった理解をしていただく中で、例えば教師でいえば、教師が理解してもらうだけではなく、教師が教職の職務、職責を自覚して、またプライドを持って教職に当たることが、地域や保護者に対してのいい意味での発信になる、そういった契機になろうかということも、本報道等を受けて感じているところではございますので、そういったところが私ども、その趣旨を踏まえながら、またいずれは教員採用選考等の倍率が増えていくことが見込まれるのであればというところで感じておるところでございます。

○本多委員 あわせて聞きます。大学卒業後の地元の公立学校の教員を一定以上の期間続けた人を対象として、奨学金の返済免除の仕組みも導入を検討されているようですので、この制定するかしらないとか、中身についてはお答えできないと思いますので、そうした動きがあるということで、ぜひ注視をしていただきたいと思いますので、そういった新しい動きの情報収集とか、その辺についてだけお答えください。

○工藤指導課長 ただいまご案内いただきました内容についても、私ども、報道等を通じて把握しているところではございます。やはり国の動きと法改正、仕組み等のところは注視しながら、私どもも本区の教育行政に足していける部分があるかという観点からも検討をする部分も含めて国の動きを注視していきたいと考えてございます。

○本多委員 今の文部科学大臣や内閣の動きですと、一気に進むと思いますので、ぜひ注視をしていただきたいと思います。

次に、342ページの教育指導費、プール、水泳指導についてですが、幼稚園、小学校、中学校、自治体や学校が抱える設備維持や働き方改革などの課題解決に向けて、水泳指導に民間活力との取り組みがある中、品川区としては、設備維持では問題ないと思いますけれども、その辺についての見解をお聞かせください。

○篠田学務課長 プール指導に関しましては、民間活力の導入というお話でございます。昨今、よく報道がされるのは、いわゆる施設の関係で、プールをつくらないで、そもそもスポーツクラブ等のプールを利用して指導も受けるというような形で導入されている例があるというふうに聞いてございます。

そういう意味では、品川区の場合は全ての学校でプールがあるということでございますので、そちらの問題はないと思ってございます。現在、品川区でプール指導をしているのが、夏期休業中でございます。ここを中心としたものでございます。この間、品川区スポーツ協会に委託をしまして指導員を派遣していただいて、夏休み中の指導をしていただいているということでございますので、そういった限定された期間の話でございますので、今までどおりの形でも今後続けていけるのかと考えているところでございます。

○大関教育総合支援センター長 授業の中でのプールの指導は、体育の中で8時間から10時間程度は扱っておりますので、その際、複数で見る必要がありますので、小学校へ配置しているテクニカルアドバイザーなどが担任と一緒にプール指導に当たるケースもございます。

○本多委員 いろいろな手法がありますが、現状のやり方でいくというふうに受けとめました。それはそれで安心です。ただ、働き方改革などで民間活力という方法もあるかと思って聞かせていただきました。

次の質問にいきます。

347ページ、市民科ですが、改訂の作業中とのことですが、先ほども小芝委員からバージョンアップとの意見がありました。私からも取り上げさせていただきます。2つ聞きます。

1つ目は、新元号「令和」は、『万葉集』より引用されました。『万葉集』には、万葉人の息吹の心があります。そうした点を取り上げること。

2つ目は、国歌「君が代」につきましては、『古今和歌集』や雅楽より生まれた点、長い歴史があつて国歌制定がされました。その点を取り上げること。

2点お聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 市民科の学習の中で、子どもたちが実際に学ぶ中で、新たな単位として、国際理解が入ってきております。その中で、まず国際理解の中で自国のことについても正しく学ぶということは、現状の歴史などの学習に加えて、市民科の中でさらに自分で調べていくということを経験することもあるかと思いますので、新たに次年度以降、改訂した市民科の教科書の活用の仕方の中で工夫してまいりたいと思います。

あわせて、国歌につきましては、音楽の授業の中で学んでおります。また、社会科でも国歌については位置づけられていることは、これはしっかりと学習指導要領に定められておりますので、取り扱っているところでございます。

市民科を核として、各教科と連携した授業の中でどのように学んでいくかという部分でございますが、これもまた自分自身の課題は何であるのかということで、自分の取り組み目標の中において、国際理解とも関連する可能性もございますし、あるいは、主権者教育の中で主権者としてまず国歌というものをどのように考えていくかということに発展するお子さんもいることかと思いますので、指導の仕方については研究してまいりたいと思います。

○本多委員 国際理解教育で、まずやはり自国、胸を張って生き抜いていただきたいと思います。スポーツだけを見ても、いろいろな各種のスポーツで、ワールドカップを見ても、やはり胸を張って国歌を歌っていただける姿が本当に感動します。ラグビーの選手でも、リーチ・マイケルさん、あの方はマイケル・リーチさんでしたが、日本に国籍を帰化してリーチ・マイケルさんとなりました。やはりそういう日本の国際理解教育を進める中で、日本というものをしっかりと教えていただきたいと思います。それで今、国歌の市民科、音楽でやっていることは承知しておりますが、経緯、歴史などもあり

方として教えていただきたいと思います。

○大倉委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくお願ひします。341ページ、クラブ・部活動等経費でいいのかと思います。351ページの特別支援教育費、365ページの学校改築推進経費に関してです。

まず、クラブ・部活動等経費、この項目かどうかちょっとわからないのですが、今年、荏原第一中学校のサッカー部が全国中学校サッカー大会に出場し、奈良県まで行きました。残念ながら1回戦で敗退したのですが、東京、神奈川は中高一貫校が多く、私立のサッカーの強いところがある中で、全国大会まで出場したということは大変すばらしいことであります。

それからさらに、鈴ヶ森中学校が合唱、これはNHKコンクールでありますけれども、全国大会に出場し、10月14日に全国大会があります。これは音楽関係の方ならばご存じなのですが、大変権威ある大会であります。

ともに全国大会に行くのですが、まずサッカー部のほうは部活です。これが出場することに関する教育委員会としての参加の支援はどのような項目で、どのような形が行われたのでしょうか。

一方、鈴ヶ森中学校は、これはクラブではないです。ところが、学校教育活動のステップアップの中での活動です。こちらにも逆に言うと部活動ではないのに、こういう形で全国大会に行ったということで、特筆すべき活動だと思います。こちらの全国大会出場に関する支援は、助成というのでしょうか、教育委員会ではどのような形で行う予定でしょうか。

○篠田学務課長 クラブ活動に関する支援のお話でございます。

まず、荏原第一中学校ですけれども、今回、奈良県のほうに全国大会で出られたということで、区としましては、まず大会の参加費、こちらは1人当たり1,000円だったと思うのですが、人数分の負担。それから、当然、日帰りでは行けませんので、交通費、宿泊費、こちらは3泊分で、規定上で大会の要綱に載っている人数分ということですので、18名分なのですが、合わせまして112万8,000円余を支出しておるものでございます。

鈴ヶ森中学校に関しましては、厳密にいうとクラブ活動ではないのですが、準じた活動ということで、まず関東甲信越ブロックの大会が大宮で開かれましたので、そこまでの旅費と、それから、今回、委員ご案内のなつたとおり、10月14日に全国大会が開かれます。こちらはNHKホールで開かれるのですが、こちらにもそこまでの交通費を区で負担をするものでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。中学校、義務教育学校後期課程については、クラブ活動が学校教育の重要な位置を占めます。今のような形で全国大会に出場したときの経済的な支援、また、そのほか、それでフォローできないような支援を今後もよろしくお願いいたします。スポーツ推進課の支援とはまた違う形で今のような形がなされたと思います。今後も中学校の部活の活動にご協力をお願いしたいと思います。

学校改築のほうですが、1つは安全性の確保です。昨年度から続いておりますけれども、そういった形で事故やヒヤリハットのことは起きていないのでしょうかということが1つ。

それから、義務教育施設整備基金ですが、245億円と成果報告書にあります。平成31年は103億円を繰り入れすることになっていますが、まだまだ改築を考えると基金の積み立てが必要だと考えます。財政課になるのでしょうか、そちらのお考えを伺います。

それからもう1つ、働き方改革ですが、今回の臨時国会で、教育職員の給与特別措置法が改正される案が文部科学省から提出されると伺っております。成立すると、どのような変化があるのでしょうか。

これは簡単にお答えいただければいいかと思います。

○若生学校施設担当課長 学校改築の安全性の確保の件でお答えいたします。事故やヒヤリハットが起こったかどうかという件でございますが、今般、進めていく中では、やはり幾つか事故は起こっている部分がございますが、後地小学校では、これは児童等には関係しない部分での若干の事故、街灯ですとかに若干接触してしまったというような部分がございます、これについては事業者等にも事故報告等を受け、指導を行ったところでございまして、再発防止等に努めているところでございます。今後こういったことがないように、特に児童・生徒の安全については万全を期して進めてまいります。

○品川財政課長 基金のお話についてですが、現在、学校46校ありまして、全体の大体3分の1ぐらい改築が進んでおります。まだまだ進めなければいけない部分がございます。それから、この基金は改築だけではなく、学校の維持管理、こういうところにも使っております。近年、学校の維持管理費も非常に伸びているところもありまして、こういったところにもやっぱり使っていかなければいけないところがございます。今後も子どもたちの学校環境の整備のために、やはり基金を使っていくということは必要である、基金も必要だということでございます。そのような考えでございます。

○工藤指導課長 働き方改革における国の動きの結果、私どもにというところでございますが、例えば、改正法案等と言われている超過勤務時間が月45時間あるいは年360時間、いわゆる行政職員の基準と照らしていくことになろうかと思いますが、また、その辺のところは法改正を含めて都教育委員会とも連携を進めているところもございますが、ただ、私ども指導課におきましては、やっぱり行政職員のそれと、現在、在校時間の統計等をとっておりますけれども、それと合わせながら、そういったことは改正を受けながら、当然それを学校に働きかけていくことが必要になろうかとは思いますが、現状では国の動き、あるいは都の動きを注視しているところでございます。

○高橋（し）委員 事故のほうは、今、児童・生徒でなかったということですが、今後、起こらないような配慮を必ず行っていきたいと思えます。

基金のほうは理解しました。ありがとうございます。

法改正については、今後の国の動きを注視していきたいと思えます。

特別支援教育ですが、1つは、特別支援学級ですけれども、こちらは学区が従来よりなかったと思うのですが、今回学区のいろいろな変更がありましたけれども、その確認が1つ。

それからもう1つは、特別支援教室ですが、小学校においては、昨年度に比べて支援を受ける児童が100人増えて516人ということです。ということは、小学校の中には1学年に14人という部分もあります。そうすると、1クラス5人から6人の特別に配慮が必要なお子さんがあることになります。先ほど、介助員、学習支援員の充実についてお話がありましたけれども、昨年度、今年度と約2億円という形で予算が計上されていますが、やはり今後、介助員、学習支援員の方々の充実、毎日来るわけではないので、そのあたりの充実が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 まず1点目の特別支援学級の固定の学級、これはほとんどが知的障害の学級となっておりますが、こちらについては、学校選択の学区とは別に、お住まいの地域でどの小学校の特別支援学級、あるいはどこの中学校の特別支援学級という部分は、これは今現在、ホームページでもご覧になっていただけるようになっております。今回の学区の見直しの影響等はございません。

2点目の特別支援教室の対応の児童が増えている状況、児童自体も増えている状況も含めまして、学習支援員の必要なおさんはやはり多くなっているところでございます。これはやはり共生社会の実現

のために必要な支援は今後とも充実させたいと考えております。

○高橋（し）委員 それぞれありがとうございます。特別支援学級の学区については、小学校の学区とは別に、いわゆる学区の縛りがなく特別支援学級を選べるという認識でよろしいのでしょうか。その確認。

それからあと、特別支援教室のみならず、学習支援員ですけれども、こちらは今お話があったように拡充をお願いします。

○大関教育総合支援センター長 学校選択の学区とは別な形で、特別支援学級としての学区を示してございますので、それがベースとなっております。あとは個別に相談を就学相談の中でしているところでございます。

○大倉委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 342ページ、教育指導費全般についてお聞きしたいと思います。

まず、品川区立中学校に在籍している生徒は、区内在住の全中学生の70%しかいません。ほかの30%の生徒は、過去十数年にわたって毎年、そのほとんどの方が私立中学校ほかに進学しております。この現状について、教育委員会はどのように考えていらっしゃいますか。教えてください。

○工藤指導課長 ただいまご案内いただきました私立へ進学しているのが約3割というところでございますけれども、どのような理由でというところは把握しているところではございませんけれども、私ども教育委員会としましては、公教育ということで、選択としては、各家庭の方針もございまして、私立を選択するということはあろうとは思っているところでございます。その意味で、私どもが公教育として義務教育9年間を担うという部分においては、やはり現状取り組んでいるとおり、3校種体制、小学校、中学校、義務教育学校を用意しまして、公教育として果たす役割、それがきちんと果たせるようにしていくことが、非常に重要であるというふうに認識してございますので、そういった意味では、選択という部分では、多くは私立というところで、もちろん中学校への進学でいうと、都立の中等教育学校あるいは都立の附属中学校もございますけれども、そういったさまざまな校種の中で選ぶという点においては、私どもが選ばれるようにというところを考えて進めていくという認識でございます。

○須貝委員 これ、十数年にわたって、30%の方が外へ行っている。その間、品川区ではさまざまな取り組みや教育制度の改革、本当にたくさんの事業に取り組んできております。ですけれども、やっぱり生徒が毎年3割も出ている。それを今、課長、聞かない、知るところではありません、これはどういことですか。3割です。それが毎年いろいろな教育委員会の取り組みで下がっているならわかります。変わっていない。では、この人たちのニーズをやっぱり教育者、教育委員会ならば、取り込むべきではないですか。どうしてこうなのか。何かこちらに不足しているところがあるのですか。それを聞くのは当たり前のことではないですか。ちょっとお聞かせください。

○工藤指導課長 今、学校選択に関してのご指摘をいただいているところでございます。そういう意味では、ニーズを把握しているという点では、私ども、先ほど申し上げたように、していないところがございます。

また、その部分で、私どもは、例えば私立に進学するその理由を把握した上で対策を打つということではなく、私どもが公教育として義務教育を担う、その学校を設置し、またその中で必要な資質能力を身につけて、ですから、入学したお預かりしたお子様を力をつけて義務教育から高等教育へつなげていく、そういった役割を果たすべきというふうに考えてございますので、現状、そういった意味では、私ども公教育を選んでいただく。その中身の充実を含めて進めていくという考えでございます。

○須貝委員 この子たちは、本当にそれだけ優秀な方で、7年生になったときにテストをやります。学力定着度調査、そのときにも、この子たちが抜けてしまうから平均点が下がるというお話は聞いております。ということは、公教育だからこそ、この優秀な一生懸命勉強してきた子どもたちが、いろいろな事情はご家庭にもあるかもしれない。だけど、なぜ出ていってしまうのだろう、なぜ品川区で学んでくれないのだろう、何が足りないのですかというのは、やっぱりしっかり親に聞いて、把握しておくのが本来の公教育の義務ではありませんか。あずかり知らぬところです。親は親の勝手です。皆さんがどこへ行こうと。そうではないではないですか。これだけの予算をかけて、これだけの事業をやって、固有教員まで、27名、30名に向かっていく。すごい区だと思います。教育委員会は。見ていて、さまざま私も批判もしてきました。意見も言ってきました。だけど、やることはやっていると。やることはやっていて、だけど、全然外へ出ていく人たちがこのまま変わらない、パーセント。これはやっぱり何か問題があるのではないかというふうに思わざるを得ません。

そして、別の意味で、私の持論もありますが、やっぱり基礎学力を確保するということは、子どもたちの人生をより豊かにできるようにするという意味で、ある意味で大切なことだと思っております。基礎学力が高いだけで人生が豊かに送れるということだけではありませんが、今の日本の現状を考えてみる限りは、学力が高くなければ、大学進学や就職の際に、やっぱり選択肢が狭くなるというのは事実ではないですか。そうすると、いや、そういうことは関係ないのです。私たちはこの義務教育の計9年を見ればいいのですということではないでしょう。教育というのは、その先まで見てやらなければいけない。しっかり学力をつけさせてやらなければいけない。それで基礎学力をつけさせるということが重要だということだと私は思うのです。そういう観点から見たら、やっぱり考え方を変えてほしい。真剣に自分の子どもたちだと思って、子どもたちの将来、そしてなぜこの品川区から出ていくのだということをきちんと考えて検証していただきたいと思います。

そして、これは親のいろいろな環境、家庭の環境もあります。では、子どもたちが自分たちで選択できて、こうすればいいのだ、ああすればいいのだとできればいいですけども、その子どもたちはまだまだ、成長過程ですから、どうしたらいいかわからない。自分たちで選ぶわけにはいかない。だから、そういう意味で、教育委員会の手助けをこれからもしっかり考えてやってきてほしいのですが、この見解についてどのように思っておられますか。

○工藤指導課長 今ご指摘をいただいたところでございますが、例えば前半、最初のところで言っていただきました学力の捉え、見通しを持ってということころは、まさにそのとおりであるというふうに認識してございます。今、日本の現状でいきまして、子どもたちに私どもが指導する上では、やはり自分が行きたい道、行きたい進路、希望の道に向かっていけるのが一番大事である。そのために、自分が例えば目標がまだないという子に対しては、そのときになって選ぶときに選べるだけの力をつけたほうがいい。それがいわゆる基礎学力である。またあるいは、新たな課題に当たったら、それを解決する力であったり、みずから学ぼうとする力であったりというものを身につけるべきですということは案内していただいております。いわゆる点数を伸ばすだけという教育はしておらない。そこを進めていくところではございます。

また、実際に子どもたちがなかなか選べないという部分があるかと思えます。私ども、保護者アンケート、児童・生徒アンケートを平成30年度にとった結果でございますが、学校選択したときに最も重視した理由というところで、保護者の場合、保護者と児童・生徒を比較する、生徒は7年生だけを対象にしているのですが、その場合、1位と2位は実は同じでございます。1位が「地元で通学上便利だ

から」、2番目が「兄弟関係・友人関係」です。3番目が実は保護者は「教育活動」が入ってまいります。そこが生徒にとっては、3番目に上がってくるのが「施設・設備」、4番目が「部活動」です。やはり保護者と児童・生徒が観点が違う。私ども、現状お預かりしているお子様あるいは保護者のこういったニーズ等は捉えているところがございます。

ですから、私どもでいえば、この教育活動が子どもたちの選択の重視の中での情報で上位に来るということは、私ども、案内をする、周知をする。学校でいえば、学校公開をする、そういったところの周知であろうと思いますし、また、保護者のところも、教育活動がこの結果で言えば3番目、ですから、やっぱり教育活動をどれだけ充実させて、またそれを周知して行って、その点でも選んでいただく、ここがいずれ私立で3割というお話がありましたけれども、逆を言えば、私どもに7割選んでいただいている部分、ここに寄与していくのかというふうに感じるところがございます。

○須貝委員 教育委員会の見解もよくわかりました。だけど、私は教育、子どもたちを見ているならば、やっぱりその先々をしっかり支えていく、こういうふうに学力をしっかり定着させて、そして上の学校に引っ張り上げていく、そしてきちんと社会で貢献できるような、そういうルートまで、道筋の段階の基礎をしっかりつけてあげるということが、私は基本的に大事だと思います。今、7割は選択されていると言っていました。でも、それは近いからということです。でも、ちゃんと意思がある、ちょっと違うよと、勉強を身につける云々で違うよとなって、外へ出ていくというのは、物理的ではなくて、やっぱり中身のことを要求される保護者の方も相当増えているという現実だと思います。ほかの中央区とか文京区、もっと受験者が多いです。文京区は4割、目黒区も中央区もそうですけれども、4割近い方が受験をされている。これが今の日本の縮図になっているのです。もっと自分の子どもを伸ばしてほしい、伸びてほしいという親の願いがそういうふうになっていると思っております。特に子どもたち、小学校のときは嫌々もあるかもしれない。でも、塾に行って学んで、そして受験をして、ラッシュアワーの中、1時間もかけて通学して、親は年間100万円の授業料まで払って行かせている。これはそのようなお金がすぐポンと出るという話ではないです。借りている方もいらっしゃる。やはり何か今の教育制度、それから品川区、公立学校への教育に対しての物足りなさが切実としたものがあるのではないかというふうに考えます。

今、話題を変えますが、韓国では、不正入学が取り上げられています。大学卒の就職率は約60%です。韓国トップといわれるソウル大学卒でも大手企業に就職できるのは50%未満。これは1997年、アジア通貨危機以来、雇用形態が変わって、今、4割の方が非正規雇用で、大半が月給15万円ぐらいだという話です。そして、なぜ中小企業もたくさんあるから行かないのかといいますと、やっぱり経営が不安定、給与が安い、福利厚生が及ばない。だからどうしてもいいところ、財閥系とかそういうところをねらっているそうです。韓国の親は、子どもが大企業に入れるように、塾に行かせて大企業に行けるように一生懸命支え、サポートしている。受験のときにパトカーとか、白バイでバイクに乗せて受験生が運ばれる。まさにすごい国だと思います。でも、現に今は中国でもやっています。

日本の中を見たら、日本も資源がない。資源がないから、みんな社会人になっている方は、親御さんは、少しでも子どもが大きくなったら楽にさせてやりたい。そして、いい会社に勤めて、ある程度の暮らしをさせてあげさせたいという気持ちがこういう方向に進んでいると考えております。ただ、現在は日本はまだ就職率は95%以上ありますが、その中で就職格差が確かにあります。ご存じかどうか、これは見解をお聞きしたいのですが、いまだに高学歴学生の受け入れ窓口は本当に広いものがありますが、学歴ごとに間口の広さが違って、だんだん狭くなってまいります。これは事実だと思います。さらに、

年収や福利厚生も違います。就職の面接の回数が違えば、面接の会場すら違うというのが事実です。いまだに学歴社会は存在しているのです。だから親御さんはそういう社会の実態を見て、少しでも学力を身につけさせたい。頑張っしてほしいという願いがあるのです。こういうことを教育委員会としては、しっかり把握されているのでしょうか。お答えください。

○工藤指導課長 今ご紹介いただきました事例を把握しているかというところでございますが、社会情勢としてという観点で言えば把握はしているところでございますが、詳細には把握しているところではございません。ただ、そういった傾向がある中でも、私ども公教育の中でやはり身につけさせなければいけないのは、いわゆる学歴によってさまざまなそういった事情があるというのはあろうかと思いますが、どのような場面においても、その人物を重視される観点で言えば、資質能力をしっかり身につけ、新たな課題が見つかった場合……。

○大倉委員長 ただいま地震がありました、続けさせていただきます。

○工藤指導課長 では、先ほどいただいたところでございますが、例えば、学歴によって会場が分かれたとしても、高学歴ではない会場にいたとしても、品川区の公立学校を出た児童・生徒は、その場できちんとした評価を受け、登用されていくような、そういった力を身につけさせたいというふうに考えております。

○須貝委員 課長、学力定着度調査もそうですが、前回もお話ししたのですが、中間テスト、期末テスト、全学校の生徒の資料は把握されていますか。今、課長がおっしゃったからお聞きしているのですが、皆さん、そんなに平均点、そんなに学力が今、品川区は高いとお思いですか。私が前回、予算特別委員会でお話ししたときに、ある学校の数学に対しては、0点から30点の人が数十人いたというお話をしました。では、それをどうして放っておくのだ。底辺も支えていない。今、課長は公教育の中でしっかり支えているとおっしゃっています。でも、現実、そうではないではないですか。そして、その子たちは、毎年毎年卒業していってしまう。でも、その子たちが、今度、高校へ入るとき、私らは環境的に話す機会がありますけれども、どこへ行ったらいいのだろう、どうしたらいいのだろう、みんなやっぱり悩んでいます。そしてさらに悩むのは、就活のときに、もっと勉強しておけばよかった。もっとやっておけばよかった。なぜならば、そのときに会社によって格差があるからです。給料もそう、福利厚生もそう、どうしよう1回会社が決まっても、また別の会社に転職したり、それだけ今、実社会は本当に大変なのです。職員の皆さんは、試験を受けて品川区役所にお勤めになっていますけれども、一般社会は、面接から始まって、そのときに学歴フィルターをかけられて、そして行きたいところも行かないというのが現状なのです。そういうところはどうか、今、もう一度お聞きします。中間テスト、期末テスト、全中学生の資料は、もう教育委員会できちんと把握されているのですか。教えてください。

○工藤指導課長 お尋ねいただきました中間テスト、期末テスト、学校が設定して行っているものについては、私どもで把握しているところはございません。そこは各学校が校長先生が定めた教育課程のもとで行っているところでございますので、その上で私どもは、全体を含めた測る意味では、区の学力定着度調査をさせていただいているところでございます。

ご案内いただきましたように、やはり定着の状況を見ますと、A、B、C、Dと4部位に分けますと、C層、D層、定着がまだ十分ではないという層が一定程度いるところがございます。もちろん教科間によってはさまざまございますけれども、例えば数学においては、7年生から8年生にいくにつれて、やはりC層、D層が増えてまいります。それがなぜかという、やはり単元に、例えば図形の証明である

とか、そういった単位でつまづいていることが明らかになってくるので、それは全体の部分では、私も、学校のほうにお示しする。各学校は各学校で、その単位を含めて課題が見られますから、そういったことでC層、D層、まだ定着が不十分なところをきめ細かくやるのだということで、私どもが学校への指導をしていくというところは必要であるということで、現在、今年度の結果についてもそういった分析を進めているところでございますので、いずれまた報告したいと考えてございます。

○須貝委員 課長、今の話、ずっと十数年、ずっとその話なのです。改善されていないではないですか。本当に子どもたちに寄り添う教育ならば、例えば、我が子ならば、しっかり支えるように親も支援します。だったら、教育委員会がもっと身近にいるのですから、多くの生徒の点数とか学力を把握して、しっかり上の高校に送ってあげられるように今後努力してください。

○中島防災課長 先ほど、4時48分、東京23区、震度3の地震がありました。品川区の震度計におきましては震度1ということでございました。ご報告いたします。

○大倉委員長 質疑を続けます。のだて委員。

○のだて委員 私からは、345ページの教育相談事業費、349ページのマイスクール運営費に関連して、不登校について。また、345ページの教職員支援経費に関連して、1年生への支援員配置について伺います。

不登校が品川でも増えていると今日の質疑でも答弁がありました。不登校が増えている原因として、競争教育や管理的になっている、またいじめ、スクールカーストなどがあり、学校が子どもにとって大変居心地の悪い場所になっているということがあると思います。また、複雑な家庭環境や地域での居場所がないという問題が深刻化しているためだと思います。学校に行きたくなる、楽しい、学びたいと思える場所にしていくこと、人間的な関係を築いていくことが大切です。いわゆる不登校と言ってもさまざま、学校に不安や緊張を感じて登校しようとしても登校できない状態が登校拒否、家庭環境により精神的に不安定になったり、学力や発達に深刻なつまづきがあり、ずるずると学校を休む不登校と大きく分けて2つになるかと思います。

不登校の子どもは、一端学校から避難して、心の緊張や不安を癒したり、エネルギーを充填し直したり、自分を取り戻す仕事をしていると思います。こうした自分を取り戻す仕事を援助することが周囲の人たちの仕事だと思います。

不登校の定義と、区の不登校数を伺います。

また、登校はしているけれども、保健室や図書室などに通っているという子どもがいると思います。保健室や図書館登校をしている子どもの数と、どういう支援を区では行っているのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 不登校傾向の児童・生徒の様子につきましては、各学校より毎月不登校の調査報告を教育委員会として把握しているところでございます。そして、30日を1つの目安として不登校としてカウントしております。

本区においては、平成29年度が国や都も含めた問題行動調査が公表されている数値でございますので、そこで言いますと、小学校で55件、出現率でいきますと0.37%、中学校、義務教育学校後期課程ですと、155件、出現率でいきますと3.19%という形で、これは微増してきている状況がございます。これは東京都においても同様に、区よりもっと大きく、都の出現率でいきますと、小学生で0.56%、中学生で3.78%となっております。これは国も都も含めて増えている傾向でございます。

ご案内いただきましたように、さまざまなご家庭の考え方ということで、積極的不登校というような

報道も近年ございますが、あえて学校に行かずに家にいることを選ばれるような形のご家庭もあれば、逆に、ゲーム依存症など、朝起きることが難しいというケースも近年は教育相談室に保護者から相談を受けるケースなどもございます。まずは何とか朝来られる習慣を身につけようということで、適応指導教室などをご利用いただいたり、あるいは教室に入る人間関係のところで悩んでいるお子さんの場合には、個別の対応をして、必要に応じて特別支援教室を活用していただくケースもございますし、あるいは、まだそこが難しければ、マイスクールスタッフがアウトリーチの形で学校へ訪問いたしまして、保健室登校あるいは図書室で過ごす時間から少しずつ教室に入る時間を増やすためのアドバイスをしたり、そのような丁寧な対応をしているところでございます。

○のだて委員 保健室登校などを行っている子どもの数がわかりましたらご答弁をいただきたいと思います。

また、その支援についても、もう一度お願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 保健室登校がどれぐらいかという形の調査を行っておりますが、先ほどの結果的な不登校の傾向に保健室登校のお子さんですと、毎日、授業数がある中、全部が保健室登校という形ではなくて、当然、結果的に30日の不登校の数の中に入ってきますので、1学期間は乗り切っても、2学期ぐらいには累積では30日になってしまうような実態が結果的にはございます。

また、この授業の時間だけが出るのが苦手なので、苦手意識から保健室で過ごしたいなどというケースのお子さんの中にはいるところが実態でございます。

そういったことへの支援ということは、マイスクール八潮、五反田、浜川の活用などをしていただいているところでございます。

○のだて委員 単に登校しているかどうかということだけでなく、居場所がない、学校に行かなければ置き去りにされて見捨てられてしまうという不安から通い続けているとすれば、これも登校していたとしても問題だと思います。こういったところでもぜひ支援していただきたいは思いますけれども、一人一人家庭環境や学校、人間関係など、多種多様に絡み合っているために、このパターンはこれだと単純な解決策はありませんけれども、だからこそ実績を積み上げていって、分析をしていくことが必要だと思います。

この間の事例について、不登校などの現象と、いじめや家庭環境などの原因の細かな分析が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、中学校在学中の不登校による欠席を高校入試のマイナス材料にしないようにすべきだと思いますけれども、これも伺いたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 不登校の要因につきましては、これは問題行動調査でも国でも分析はしてございますし、本区の問題行動調査に報告している内容のところからの分析もしております。国の分析結果と本区の分析結果、結果的には同じでございますが、やはりいじめを除く友人関係をめぐる問題であったり、あるいは学業の不振ということと、無気力傾向、不安傾向、ここがクロスすると、やはり不登校のケースがあるということで高くなっております。

また、委員よりご案内いただいたように、家庭にかかる状況から、なかなか朝起きることが、ご自分だけでは難しい、また、なかなか起こしてくれる環境にもないようなご家庭だと難しかったりなどということも中にはあるかと思います。

○のだて委員 ぜひ一人一人状況が違ったりしますので、きめ細かな対応していただきたいと思いますが、やはり自分のことを認めて、他人からも認められる、そういったところで子どもたちが踏み出し

ていこうというふうになるようになっていくと思いますので、そうした支援をしていていただきたいと思います。

また、当事者の子どもたちへの支援は当然大事なのですが、親、保護者への支援も大切だと思っております。子どもが不登校になり、どうしたらよいのかわからず戸惑ってしまう方もいると思います。学校に行かなくてもよいのか、行かないと将来どうなってしまうかなど、また、日々の事態にどう対処すればいいのか不安になってしまうと思います。不登校の相談窓口や親の会設立への支援が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 先ほどご説明が漏れておりましたが、欠席数を受験のマイナスにしないという部分は、そこを問わない学校などもございますので、そういった情報は積極的に不登校の相談の保護者に対しても本人に対しても示しているところでございます。

また、保護者を対象としたファミリークラブ品川という形の相談会を、年に数回、マイスクールが中心となって開催して、そこには不登校経験から、その後、大検を受けて大学を卒業して、今、教員になった、そのような人生の先輩を招いて体験談を聞くことを行っている。どのようなことがポイントだったのか、そのようなことを話すなどという機会も設けたりしているところでございます。

○のだて委員 当事者の会だと思いますので、親の会などの支援もお願いいたします。

○大倉委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 343ページの多子家庭給食費補助、353ページの品川図書館運営費、359ページの学校環境整備事業に関連して伺います。

多子家庭給食費補助ですが、10月から幼児教育の無償化等で保育園等の多子世帯の基準が緩和されて、第二子、第三子への保育料の関係が拡充されたわけですが、この多子家庭については、直接は関係ないと思うのですが、保育園、幼稚園の子たちが小学校に上がったときに、多子家庭の基準が違うわけですが、ここについて何か今後検討していくことがあるかどうか教えてください。

それから、品川図書館運営費については、既に館長にはお願いしてあるのですが、区民の方からご要望いただいて、ブラインドがついていない場所があって、そこで多くの方が新聞ですとか雑誌をご覧になるのですが、非常にまぶしいということで、ブラインド等、またカーテン等をつけてもらえないかということをお願いしてあるのですが、なかなかまだ進まない状況があるようにも聞いているので、その辺の事情を教えてください。

それから、学校環境整備事業については、体育館の空調、またクーラー等のリースが行われまして、全て無事に終わったかどうかの確認と、また、使用にあたってどのように使用していくのかの基準が、教室のクーラーと同じ考え方なのか、時期ですとか、また冬になれば空調については暖房等も使えるわけですが、それをどのような形で使っていくのか等、教えてください。

○篠田学務課長 多子家庭の給食補助についてのお尋ねでございます。

保育関係のさまざまな無償化という形で動いてはいるのですが、私どもの多子家庭のところは、給食費の補助ということで、あくまで制度は別物でございますので、こちら辺はそちらと連動した形で変更をするものではございませんので、平成28年度に基準額を改定して以来、現状も変わっていないものでございます。

○横山品川図書館長 品川図書館の窓の件ですが、品川図書館におきましては、2階、3階がガラス張りになっております。天候や時期によりましては日差しが入る場合もございますが、その前がかなり広いソファになっておりまして、たくさんの方が座っている状況になっております。ブラインドをつけ

ることを今検討しているところなのですが、ブラインドをつけた場合、人によって閉めたほうがいい方と、開けたほうがいい方との調整などもございまして、そういう意味では、ほかの部分についているブラインドでかなりトラブル等ございますので、あわせまして、ブラインドのほかにカーテンであるとか、あと、遮光フィルムの設置もあわせて検討しているような状況でございます。いましばらくお待ちいただきまして、調整は必ずさせていただこうと思っております。

○有馬庶務課長 体育館の空調でございますけれども、今年度予定しておりました工事は全て完了しております。無事に終了ということでございます。

それから、使い道につきましてですが、基本的には、冷房については6月から9月末、その前にフィルターの清掃を行いますので、そのフィルターの清掃が終わりましたら、暑い日があれば試運転ということで、状況に応じて使っていく。暖房につきましても当然使えるようにしております。これは体育館利用者も含めてということでございます。こちらは12月から3月ということで、同じように11月に寒ければ試運転ということで対応しております。

室温については、冷房は室温が28度、暖房については20度を目安に運営してくださいということで、これは校長会で既に流しているところでございます。

○たけうち委員 わかりました。多子家庭のほうにつきましては、そういうことでわかっていた上で今後どうするかとお聞きしたいのですけれども、今のところ検討していないみたいなので、今後、ぜひ検討していただければということで、これは要望に留めておきます。

品川図書館についても、事情はわかりました。いろいろな人によってまぶしい方と、暗くなってしまう嫌だという方といらっしゃって対応を苦慮されているということなのですから、ただ、そもそもブラインドにしても、カーテンにしても、ついていなければまぶしいという方には対応できないので、早急に何かしらの方策を考えていただいて、対応をぜひお願いしたいと思います。これも要望でございます。

最後の体育館については、今年度はスポットクーラーの学校もありますので、そうしたところは、暖房は対応できないのかと思うのですけれども、そこはいたし方ないのかと思いますけれども、その辺の考え方と、あと、スポットクーラーについては、リースですけれども、これはもうそろそろ一端お返しするのでしょうか。

○有馬庶務課長 工事でつけたところ以外は、いわゆる備品購入という形で大型のスポットバズーカもしくはスポットクーラーということで、これは購入をしている状況でございます。確かに備品でやった、今年度全部はできなかったもので、その学校については、来年、再来年で早急に整備をしていこうと考えております。申しわけないのですけれども、冬の間は従来どおり、ストーブ等で対応していただくというふうに考えております。

○たけうち委員 では、ぜひよろしくお願いします。

その上で、昨日、体育館の、体育館だけではないのですけれども、停電時の非常用発電機の件で質疑させていただいて、教育委員会の学校のほうの設備ということですので、教育委員会として何か停電時に対応等のお考えがあるかどうか教えてください。

○有馬庶務課長 体育館の空調は、児童・生徒の熱中症対策ということで導入したという経過もあります。ですので、これは基本的には使えるのが好ましいというふうに考えております。

今回の台風15号の被害状況を踏まえまして、その後、防災課とも何回かにわたって協議も進めてきているところです。そのようなところで、特に避難所機能の維持のために何とか電源を確保していけな

いかというようなことも1つ話題には上がっております。最終的には、非常用発電機については、避難所を運営する上での最低限の電灯、コンセントで夜間にトイレに行ってもちゃんと照明がついているというようなことを確保するというようなところでの今までの考え方、そういう設備であるということで、これを空調のほうに電源を回すということは、今のところ、なかなか難しいという結論になっております。これをやってしまうと、そちらのほうの電灯が使えないというようなことも出てしまうということで、課題は多いというふうなことでございます。

一応、今も話に出ましたスポットクーラーみたいなものであれば、今までと同じような100ボルトの電源でとれるのではないかなというようにも話には出ておりますので、どういう方法がいいのかということはいろいろこれから検討をしていきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員 ありがとうございます。なかなか課題が多いかと思いますが、いろいろな方法でぜひ早急に防災課ともまたさらに連携をとっていただいて検討いただきたいと要望しておきます。

○大倉委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、343ページ、教職員人材育成経費と、351ページ、品川コミュニティ・スクールにちょっと触れたいと思っております。ページがわからないのですが、一番やりたいのはアンケート結果であります。まずそこから入りたいと思います。

品川区立学校に通う全児童・生徒の保護者に対するアンケート、毎年やられていると思います。今年も平成31年1月23日から2月1日にやられて、回答率が91.2%、未回答の方は人数で言うと1,700人ぐらいでありますけれども、その結果。私は、教育はまず基本は第一義は家庭だと思っています。それがまずあって、あとは、私も子どもが4人いるので、担任の先生も保護者として20人ぐらいは知っておりますし、校長先生も10人以上多分そういう意味ではおつき合いをさせていただいたのかと思っておりますが、その担任の先生と我々保護者が信頼関係をもつことがまず最初に来るのだらうと思っています。その回答を見ると、品川の家庭の答え、家庭でこういうことをしていますという答えがあまりに高いので、ちょっとびっくりしておりますけれども、例えば、基本的な生活習慣、これが96.9%、挨拶96.9%、これも同じ、学校や公共のルール・マナーが99.1%、他者を尊重することが大切、これは97.5%、これを家庭で身につけさせている、これをうちは当てはまりますよ、あとはどちらかといえば当てはまりますと保護者が答えている。こんなに高い。うちはそこまで多分だめだったかもしれないですが、家庭学習の習慣を身に付けさせるも87.3%、読書習慣をつけさせるというのも60.0%、すごい確率でしっかり品川のご家庭はやっているのだなと思いました。その中でも子どもが通っている学校が、今、地域と連携しろということをやって、これがうちの学校は連携していますと答えた方が94.7%、品川コミュニティ・スクールは良い取り組みだと思っているところが85.9%、これ、すごい高いなと。現在通っている学校に満足していますかという問いで、92.0%が満足しているという。

これ、私は、教育というのは、先ほど言ったけれども、そういう形の中で教育委員会は努力もされていると思うし、こういう評価をちゃんといろいろなところで言うべきだと思う。ここら辺の感覚をぜひもう一度お話をいただきます。

○工藤指導課長 ただいま保護者アンケートの結果等をご指摘いただいたところでございます。そういった意味で、私ども、本アンケートの結果等を、今年度はA3概要版をまとめさせていただきながら、見やすい形も考えて、内容を、詳細な報告も含めながら進めていきたいと考えてございます。

また、委員よりご指摘いただいたとおり、子どもたちの成長を支える上では、やはり学校と保護者、

また担任と保護者の間の信頼関係を築くことが非常に重要であると区教育委員会としても認識してございます。

また、学校におきましては、保護者との連絡を密にして、子どもの状況を共有し、同じ方向性で育てていこうというところを努力してございますし、また、学校公開、行事等で学校教育を理解いただくというところも深めているところではございます。

また、学校と保護者が強い信頼関係を築きながら育てていくとともに、ご指摘されたように、現在、品川コミュニティ・スクールを進めているところがございます。常日ごろから地域と連携した取り組みを進めている、また支援をしていただく、校区教育協働委員会の学校運営に携わる仕組みと、あとは学校を支援する学校支援地域本部の仕組み、これが全てであるというのが重要であると思ってございます。さまざまな課題が起きた中で、そのときに集まるのではなく、常に課題等を共有しながら方向性を向いている、こういったところが学校として学校を運営する上では非常に心強いというところも学校からも伺っているところでございますので、これからそういった取り組み、地域も含めた取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 ぜひ進めていただきたいと思っております。ここの中で1つちょっとあれだったのは、塾とか家庭教師、よく須貝委員も言うけれども、これ、1～6年生だと約70%強、7～9年生だと80%を超えているということだけれども、ここら辺のところに、やっぱり親が行かせているということは、学校側もそれは把握して、これ、部活との関係とか、必ず出てくる。部活が中学になるとどうしてもとか、小学校高学年になると、必ず塾でスポーツができなくなるとか、そういう話がよく出てくる。ここら辺は地域クラブも含めていろいろ連携してほしい。そこら辺のところを、これは親も含めてです、親が納得しないとなかなかそこも難しいところもあるので、ぜひここら辺、親を含んだ話をさせていただきたいと思っています。

それから、品川コミュニティ・スクール、結構よくやれているのだと思っています。小学校単位ですごくよくやっているのだけれども、教育委員会も校長先生もしっかりされているのかどうかあれなのだけれども、地域との連携という、どうしても校長先生が頑張っていらっしゃる。副校長先生も頑張っていらっしゃる。町会長とかが、いろいろ校区教育協働委員になっている方は別として、それ以外の方は、どうしても町会長が校長先生とか副校長先生を知っているのだけれども、学校地域コーディネーターという位置づけをちゃんとしてあげないと、もちろん顔はあるのだけれども、我々もよく知っているのだけれども、そういう方々が町会の行事だなんだというときに、出ていくのは校長先生とかが圧倒的に多くて、せっかくいろいろなお願いごとをしたとしても、何者みたいな話になってしまうときがあるので、ここら辺はもうちょっと位置づけを、もう少し強く地域に出るなら出るで、こういう位置づけで学校と協力しているのですということも言ってあげないと、PTAと勘違いされる場合もある。せっかく、中島教育長はこれは一押しでやったのだけれども、すごくよくやれているのだけれども、それを1つお願いをしたい。

あと、7年生から9年生のところ、ここもやっているのだね。そうすると、どうしても、せっかく小学校で地域と一緒にやってやっているのに、中学校に行くと、そこも一生懸命やっているのだけれども、うまくいかない。これ、私は小学校単位を中心にして、あまり7～9年生は、やるなどは言わないけれども、地域との関係は少し考えていただきたいと思っていて、そこら辺のところをご見解をいただきたい。

○工藤指導課長 今、2点いただいたところでございます。学校地域コーディネーターにつきまして

は、やはりその役割であるとか、その立ち位置を明確にするというところ、私ども、品川コミュニティ・スクールは今、全校行ってきたでございますけれども、そういった意味では、体制整備を充実させていくという観点でも、また学校地域コーディネーターの連絡会等を年6回設けていますけれども、その中でもさまざま指摘いただいたり、課題もいただいているところがございます。そういったところを課題として、それを改善に向けて私どもも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、小学校でのコミュニティ・スクールと中学校でのと、その連携のあり方も、今後、体制を整備する上では検討すべきであるというところは認識してございますので、もちろんそれぞれ取り組んでいる内容が充実していくことが大事であるというふうに認識してございますので、そういったところも踏まえて体制整備の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 　ぜひよろしくお願いします。

最後は、教員なのですが、新任教員、大学を出られてすぐ教員になられるというところなのだけでも、もちろん研修はやられている。文部科学大臣も今度、研修のやり方を少し期間を長くしたり、民間企業、いろいろなことをやっていこうとされている。これ、やっぱりかわいそうだ。大学を出てすぐ保護者といろいろな話をするとときに、私もそういう方とは何回か、その方が担任になったときがあるけれども、それはやっぱり大変です。すごく長けている方もいらっしゃるけれども、だけど、もう少しそういう期間を少し長くしたり、そういうことをしていくという方向が私はいいと思うのだけれども、そこら辺の考えをお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長　現状でございますが、1年目、初任者研修、その後、2年目、3年目もあわせて、若手教員研修という形で、今、取り組んでいる実態がございます。1年目の初任者の中でも、保護者との関わり、関係機関との連携ですとか、あるいは児童・生徒理解、校務分掌、そういったものを年間でも60時間以上行ったりしているところでございますので、今後とも充実してまいりたいと思います。

○大倉委員長　最後に、大沢委員。

○大沢委員　お願いします。349ページ、英語教育、それと353ページの図書館ということで伺います。

先ほど来、お話がありましたけれども、前教育長、公教育の復権ということで、さらにさらに今、中島教育長、進化させるべく、教育委員会を挙げて品川の教育を進化させている途中であります。しっかりと期待をしながら私も今日質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず図書館ですけれども、図書館の中にはヤング・アダルトのコーナーがあると思いますが、このヤング・アダルトの決め方、品川区が決めるのか、それとも何とかという研究機関が決めるのか、あるいは業者が決めている、どれをとってくるのか教えてください。

○横山品川図書館長　ヤング・アダルトの本についてご質問いただきました。

品川図書館におきましては、ヤング・アダルトのコーナーをつくっておりまして、こちらは児童図書担当者が選書ほか配架をしております。区独自の制度でございます。

○大沢委員　非常にヤング・アダルト、日本では16から19歳、アメリカだと13から20歳と非常に幅があるような形ではありますが、やはり今後の社会教育、先ほど鈴木真澄委員からもありました生涯学習としての位置づけは非常に高いものだと思いますので、このところを、ヤング・アダルト、独自であれば、独自のしっかりとした運用をして、その年代、活字離れ、本離れになっている昨今ですの

で、一ひねり、二ひねりの工夫をお願いして、魅力のあるヤング・アダルトコーナーをつくっていただきたいと思います。

それと次ですけれども、在日あるいは在留外国人に対する図書館の受け入れに対する考え方を教えてください。

○横山品川図書館長 外国の方の対応につきましては、品川図書館ほかに外国語資料等を置きまして、そちらをご案内してございます。

対応につきましても、一時、対応できる外国語のタブレットを置いていたところなのですが、実績がございませんでしたので、これからの対応につきましては、実務で対応できるような職員を育成するような形で検討を進めていきたいと思っております。

○大沢委員 おそらく図書館、今後のグローバルの流れに巻き込まれることは多分必至であると思いますので、グローバルに、どのところでも対応できるような受入態勢はつくっていただきたいと思います。

次に、時間の都合もありますので、英語教育にいきます。

今、英語でスラングの位置づけ、学校の英語教育の中で、いわゆる俗語、映画を見ている、アメリカのカートゥーンを見ている、コミックスを見ている、スラングがほとんどで、“This is a pen.”とか、関係代名詞とか、関係副詞とか、前置詞とか、そういうものを使っている文章は皆無に近いと思います。そうすると、英語教育は確かにベーシックな英語教育は大事かと思いますが、話に適した、あるいはフィーリングで感じる理解できる英語教育のためのスラングも必要だと思うのですが、今、英語教育現場の中で、品川区はスラングについて、どのような取り扱いをされているか教えてください。

○工藤指導課長 英語教育においてのいわゆるスラング、俗語の扱いでございます。実際に教科書等には出てこない表現とご案内いただいたとおりでございますが、学習指導要領上、私どもの教育要領上であれば、いわゆるスラングが指導内容にはならないというところが確かにございます。ですので、そういった意味での扱いは直接的にはないという回答になってしまうのですが、ただ、私どもは、コミュニケーションをとることが大事であるというふうに認識してございますので、例えば7年生、8年生、9年生、特に8年生はオンラインレッスンなどを行っておりますので、タブレットを使いまして海外にいます外国人講師とのやりとり等を進めてございます。そういった中では、やはりやりとりの中で、いわゆる俗語、スラングに当たることは表現として出てくるだろうというふうに思われるところがございます。そういったときに私どもは、例えばスラングで回答されたときに固まってしまう生徒ではなく、今の意味、ちょっとわからないのだけれども教えてもらえますかということをコミュニケーションでとり続けてほしいというところを願っておりますので、私どもが、特に8年生、また9年生で行っている品川区グローバル人材育成塾でも、やはり外国人と直接的なやりとりを重視してございますので、そういった中で出てきたときに、うまくコミュニケーション、意味はまだ理解していないけれども、スラング等が出たときに、それを理解しながら、理解できなくても、それをお互いにやりとりしながら体得していくような、そういった取り扱いができていけばというふうには考えているところでございます。

○大沢委員 先ほど、答弁の中で、帰国子女なりが2か月ぐらいお友達と話せば、通常会話ができるようになったというような話、おそらくその子たちが覚えているのは、「めっちゃ」とか、「やばい」とか、そういうような言葉だと思います。「やばい」というのは、私、大嫌いな言葉でありまして、

もともとはあまりいい方向の言葉ではなかったところが、まずい意味合いの言葉ほど子どもたち、まさにスラングとして受け入れるわけですから、そこら辺の子どもの知的好奇心といいますか、言葉に対する好奇心をくすぐりながら、スラング教育をしていかなければいけないと思うのですけれども、そこらについて感想をお聞かせください。

○工藤指導課長　ご指摘いただいたところでございます。そういった例えばスラング等を覚えていったときに、それをどう使っていくかという点においては、やはり今後、グローバル人材を育成していく観点においても、そういった意味のいわゆる教養の部分であっても、やりとり等を通じながら、それを習得していただきたいと考えているところがございます。

○大沢委員　これで質問は終わりますが、返す返すですけれども、さらなる品川区の公教育の発展、進化を期待して、私の質問の番を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大倉委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は、すべて終了いたしました。

次の会議は、10月16日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時31分閉会

委員長　大倉　たかひろ